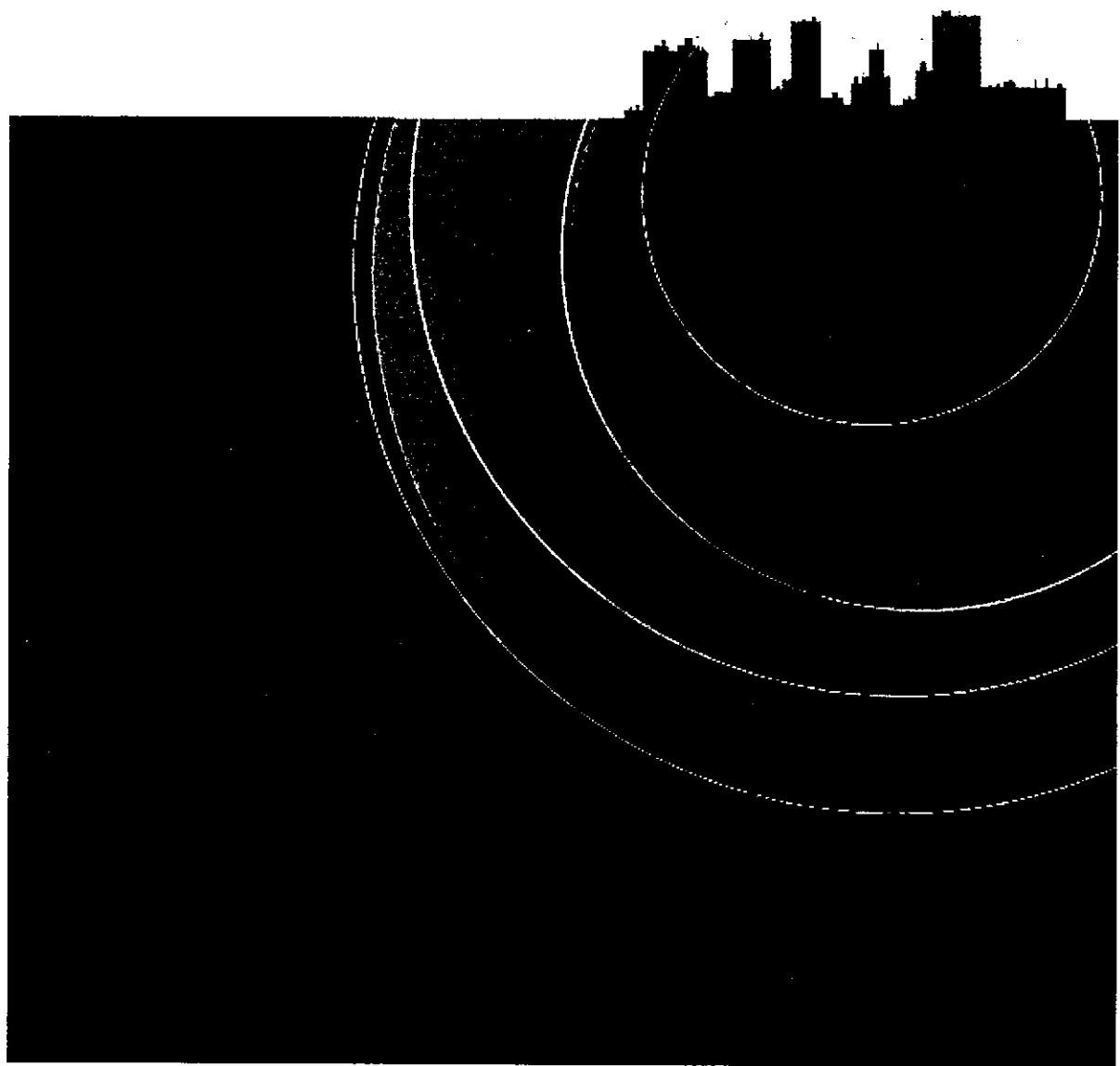


災害協定について考える

災害協定から学ぶことへ



災害協定について考える

災害協定チーム

目 次

序 章 研究のきっかけ	102
第1章 研究の目的	104
第2章 本県を取り巻く状況	106
1 本県の地理的特性	106
2 関東における地震被害の歴史	109
3 近年の地震被害の状況	110
4 想定される首都直下地震	113
5 防災への取組	115
第3章 災害協定の現状と問題	118
1 現状について	118
2 新潟県中越地震での活用実績	120
3 傾向と問題点	121
4 被災経験自治体における防災意識の温度差	124
第4章 理想と目標	125
1 理想像	125
2 目標	126
第5章 提言	131
1 物資確保を目的とする協定の拡充	131
2 支援が期待できる自治体との協定締結	133
3 費用負担の軽減を図り協定の実効性を高める	136
4 ロールプレイング形式の訓練（図上訓練）の継続実施	138
5 ホワイトマップ（白地図）協定	141
6 避難場所の充実	143
7 防災意識の向上と地域防災力の強化	146

Contents

まとめ	150
資料編	152
1 アンケート調査等の結果	152
2 現地調査報告	159
3 県内市町村資料	165
参考文献	181
研究員名簿	182

災害協定について考える

序章 研究のきっかけ

大規模災害はいつ起きるか、正確には未だ誰もわからない。その被災の程度も発災の時間帯、季節や気温といった外的環境、人々の行動パターンによっても様々に変化していく。

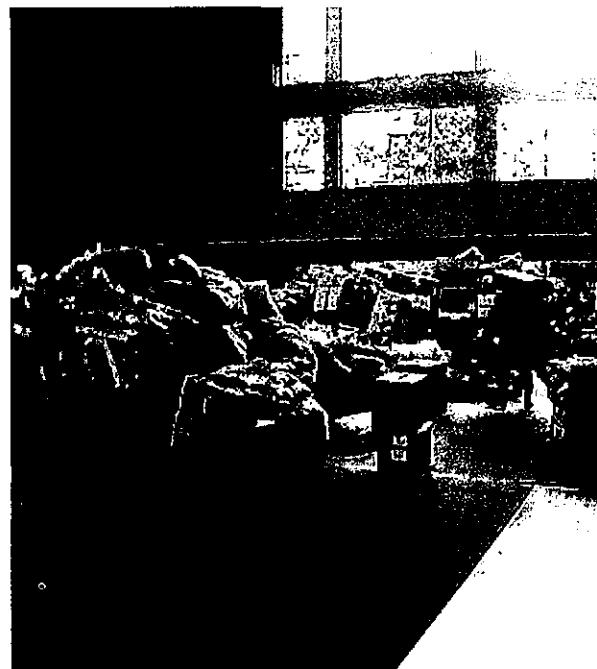
2004年10月23日午後5時56分、震源付近では震度7に達する新潟県中越地震が突然発生し、中越地方の中山間部を襲った。その影響を受けて、住宅・道路・田畠などそれまで大切に育まれてきた地域の財産が、次々と多大な被害を被った。多くの人々が被災した事を受けて、様々な救援物資、ボランティア、義援金が全国各地から中越地方に向かった。長岡市長と交流のあった草加市長の辞令を受け、私も救援活動に携わることとなつた。

被災現場で何をするのか。上司の指示を受け、仕事は救援物資の搬送になると聞いていたので、避難所で活動するものと思っていた。マスメディアでの報道から、避難者に対する物資の不足を解消するための仕事が待っているのだろうと想像していた。

しかし私がたどり着いた被災現場は、違った。そこで目にしたものは、矛盾を感じざるを得ない光景であった。右写真のように、向かった体育館におびただしく積み上げられている救援物資の状況を・・・。

きっと送り主は、救援物資がなくて被災者は大変だろうと想像して行動を起こしたはずである。しかし実際の現状は、全く逆のことが起きていた。

この写真を目にした皆さんは、この現場をどう考えるだろうか？



写真A 長岡市内の体育館の様子

こうした救援活動に携わっていると、実に様々な人々が関わっていることに気づかされる。ボランティアの人々が、避難所に入つて被災者の生活面をサポートしていた一方で、全国各地から応援に駆けつけた自治体職員は、被災自治体の災害対応の業務を積極的に支援していた。

救援活動は、朝のミーティングで長岡市の職員からその日の仕事内容が発表され、災害対策本部の業務を応援する形で、自治体ごとにその役割が決められる。毎朝入れ替わり立ち代りメンバーが変わる中、コンスタントに参加し活躍の目立つ自治体があった。福島県会津若松市と、富山県高岡市である。この二つの自治体と新潟県長岡市は、被災前から災害協定を結んでいたことを現場の上司から知らされた。このときはじめて「災害協定」と

いう手段があることを気づかされた。

「災害協定」とはいったい何か？その有無により、なぜ自治体の災害に対する姿勢が変わってくるのか？もしかしたら、今後の防災対策を考えていくのに大きく役立つのではないか？

被災現場の応援活動を振り返ってみると、救援物資の過不足の問題について、災害協定を活用することが解決の糸口のひとつになるのではないか、とまず頭に浮かんだ。

災害協定を自治体同士であらかじめ取り交わしておけば、どちらかの自治体が大規模災害の被害に見舞われたとしても、もう一方の自治体から迅速かつ円滑に救援を受けることができる。そして災害協定の内容を精査して、どのような協力関係を築けばよいか、自治体同士が議論し意見交換を続けていけば、今後発生する課題に対して、より迅速な対応ができるにつながる。

また、何より自治体が単独で災害対策を進めていくよりも、複数で協力し合っていくほうが、財政面のコスト軽減や非常時の対応確認などの効果が期待できる。そのように考えしていくうちに、災害協定についてきちんと押さえておかなくてはならないテーマであると確信した。



写真B 救援物資搬入の様子



写真C
草加市防災マウンテンバイク隊
救援活動の派遣第二班
(長岡市役所にて)

私は、この経験を一過性のものに終わらせたくはなかった。昨年度中に、何らかの形で記録を残しておきたいと考えていたところ、彩の国さいたま人づくり広域連合による一般職員対象の自由課題の論文募集を目にした。長岡市における救援活動の内容を中心に書いた結果、その論文が掲載される機会に恵まれた。

昨年度の成果に引き続き、今年度は政策課題共同研究という形で課題設定し、グループで研究を進めることができることを知り、この研究テーマを提案するに至った。

(草加市建設部建設管理課 主事 岡川裕介)

第1章 研究の目的

新潟県中越地震は、私たち自治体職員にとって防災のあり方を、改めて深く考えさせる重要な契機となった。この地震は、従来大規模な被害想定がなされていなかった中山間地域を襲った激甚災害であり、都市直下型の阪神・淡路大震災を踏まえて考えると全国どこでもこうした事態が起こりうることを目の当たりにさせた。

現在自治体は、地方分権の大きな潮流の中で、厳しい財政環境の下、自立に向かって各自個性や独自性を求められている。その一方で、過去の大地震の教訓から自治体間で互いに助け合い、今後の防災対策とともに考えていくというように、自治体同士がひとつのテーマにおいて協力しようとする姿勢も脚光を浴びるようになった。

どんな大規模災害が起こっても、きちんと向き合って対応していくことが、自治体に与えられた使命である。その責任をしっかりと果たしていくためには、日頃から自治体同士で連携を密にし、準備しておくことが欠かせない。その一役を担うのが「災害協定」であると考える。

また、この災害協定の対象は、台風や津波、テロといった最近の社会的事件など、数多く考えられる。しかし私たち研究チームは、「大規模地震災害」に焦点を絞った。いつ何時どこに起きてもおかしくない大地震は、地域住民にとって最も切実な自然災害のためである。

私たち研究チームは、この大規模地震を想定した災害協定をテーマに据えて、そのあり方を研究してきた。まず、現在の防災対策や災害協定の締結状況など、現状について考察した。次に理想を設定し、その状態に近づくためには、どのような対策が必要なのか「災害協定」に焦点を当て考えてきた。

対策の検討に当たっては、まず、震災が発生した場合にどのような被害が発生するのか、そして住民がどのような行動をとるのか予測する必要がある。その上で、自治体は何をしなければならないのか、私たち自治体職員はどう行動すべきなのかを考えなければならない。

こうしたことを十分整理した上で、災害協定の為せる役割を考え、防災、減災対策がより強固なものとなるよう研究を行う。

私たち研究チームの考えた災害協定で結ばれる協力体制が、行政と市民、企業、NPOなどをつなぐ確かな「絆」へと発展し、地域の防災力向上につながっていくことを期待する。

災害対策基本法（抜粋）

（施策における防災上の配慮等）
第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであると問わらず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十一 地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項
（中略）

（他の市町村長等に対する応援の要求）
第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

「災害協定」とは・・・

大規模災害が発生すると自治体は、応急対応や復旧・復興活動など事務処理能力をはるかに超える対応を迫られる。

被害を最小限に食い止めるためには、他の自治体や民間、NPOなどからの応援や協力が必要不可欠となってくる。

応援や協力を効果的かつ円滑に機能させるためには、平時から被災時の応援要請や実施方法等について、十分検討し、予め取り決めを交わしておくことが重要となり、これを担保するものが「災害協定」である。

災害協定の主なものとしては、市町村間で締結している職員派遣等の応援協定や、都道府県または市町村と民間事業者等の間で締結している水や食糧の提供に関する協定等がある。

通常は、その応援や提供等の内容について、協定書や覚書という形で明記されている。

「災害協定」を締結することで、協定相手からの応援内容が明確になり、混乱した状況の中でも、効果的な支援を受けることができる。また、被害を最小限に抑え、地域住民に安心を与える有効なツールであると考える。

（法的位置づけ）

災害時では、災害対策基本法第67条第1項に基づき、他市町村に対し応援の要求ができるとされている。

要求された側は、正当な理由がない限り、拒むことはできない。（第68条には「都道府県知事等に対する応援の要求等」について記されている。）

また、同法第8条第2項では、災害の発生と拡大を防ぐため、県や市町村間の災害時相互応援の協定締結に努力するよう定められている。

第2章 本県を取り巻く状況

1 本県の地理的特性

(1) 地形

本県は、関東地方のほぼ中央部に位置し、東部の広大な低地、中央部の丘陵や台地、西部の山々が連なる山地から成り立ち、河川、農地、屋敷林、森林などの緑地が豊富に残っている。

見沼田圃、三富地域※、狭山丘陵、荒川河川敷などの都市近郊の緑は、県民の安らぎや憩いの場として大変貴重な財産となっている。特徴としては、台地や低地の占める割合が多く7割が平坦な地形であり、可住地面積※の割合が全国2位となっている。

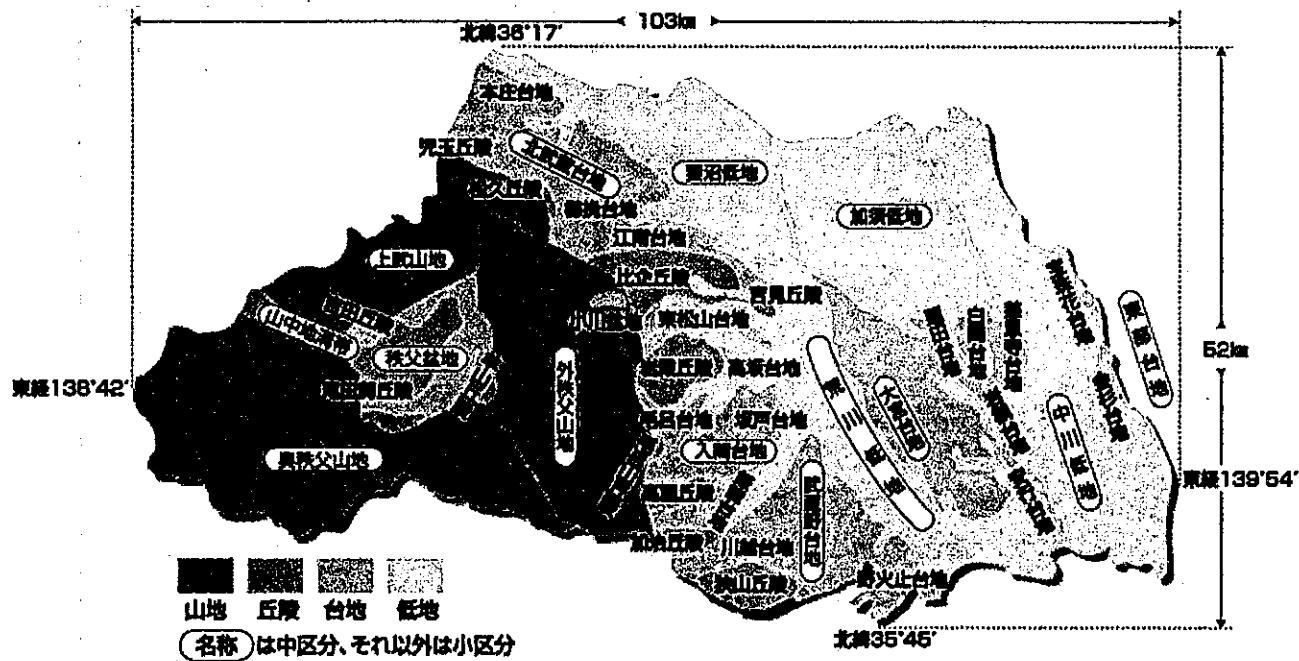


図2-1 埼玉県の地形

*三富地域 (さんとめちいき)

三富新田とその周辺地域。三富新田とは、江戸時代、川越城主柳沢吉保によって開発された武藏野台地の新田。上富(かみとみ) (現三芳町)・中富(なかとみ)・下富(しもとみ) (現所沢市)の総称。農地と平地林が一体となった見事な景観を保ち、昔ながらの武藏野の面影を今に伝えている。

*可住地面積 (かじゅうちめんせき)

居住可能な条件を備えた土地。地形や傾斜等をもとに可住地面積として表すことが多い。

(2) 交通網

交通では、東京を起点とした国道を中心に、これらに接続する道路整備が進められてきた。近年では、放射状の高速道路を相互に結ぶ環状線の整備が進展し、県土を格子状に結ぶ高速道路網が構築されつつある。また、鉄道においても、東北、上越新幹線が大宮で結節され、東日本における交通網の要衝となっている。

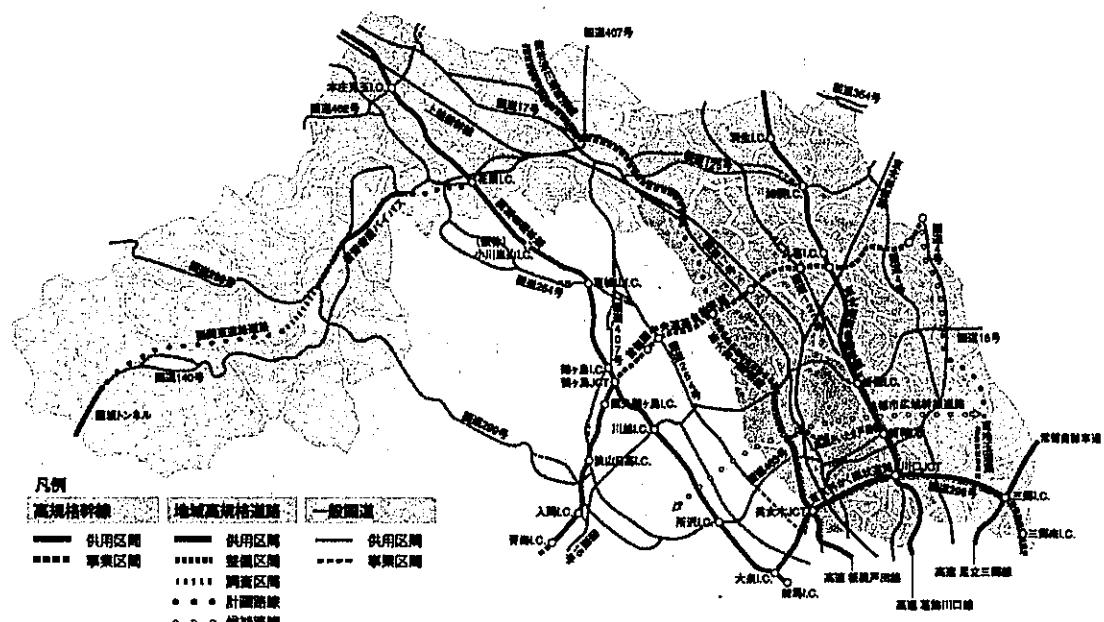


図2-2 埼玉県の交通網

(3) 都市形成

本県では、可住地面積が多く、東京と上信越・東北を結ぶ道路・鉄道が集まる利便性から、昭和30年代からの高度経済成長期を背景に、主として県南地域を中心に人口が急激に増加し都市化が進行した。昭和35年に248万人であった人口は、平成17年9月現在で708万人に達している。

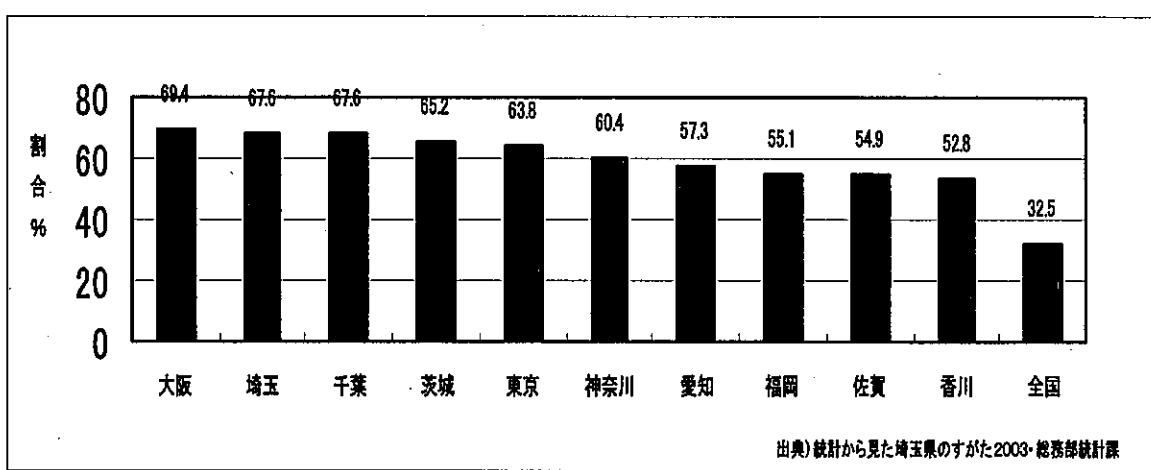


図2-3 可住地面積割合

このような中、自治体は急激に増加する人口や産業への対応が迫られ、市街地の計画的な整備・拡大を図ってきた。しかしながら、生活環境の整備に重点が置かれたため、商業・業務などの都市機能は東京に依存するという状況が続き、埼玉県から東京都への1日の通勤・通学者数は約107万人（平成12年国勢調査より）と、減少傾向ではあるがその数が多い。また、可住地面積割合の多さは、都市の拡大に大きく貢献する一方で、無秩序な開発や低地における水害の問題も生んできた。

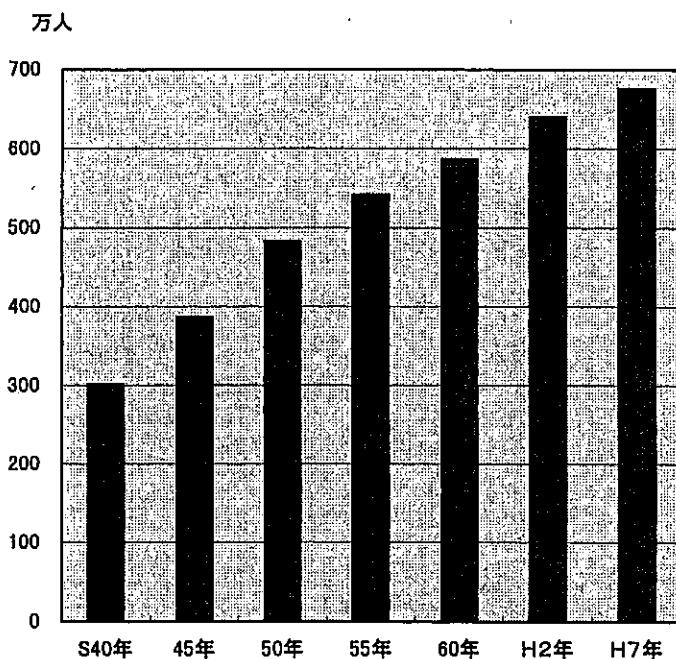


図2-4 埼玉県の人口の推移

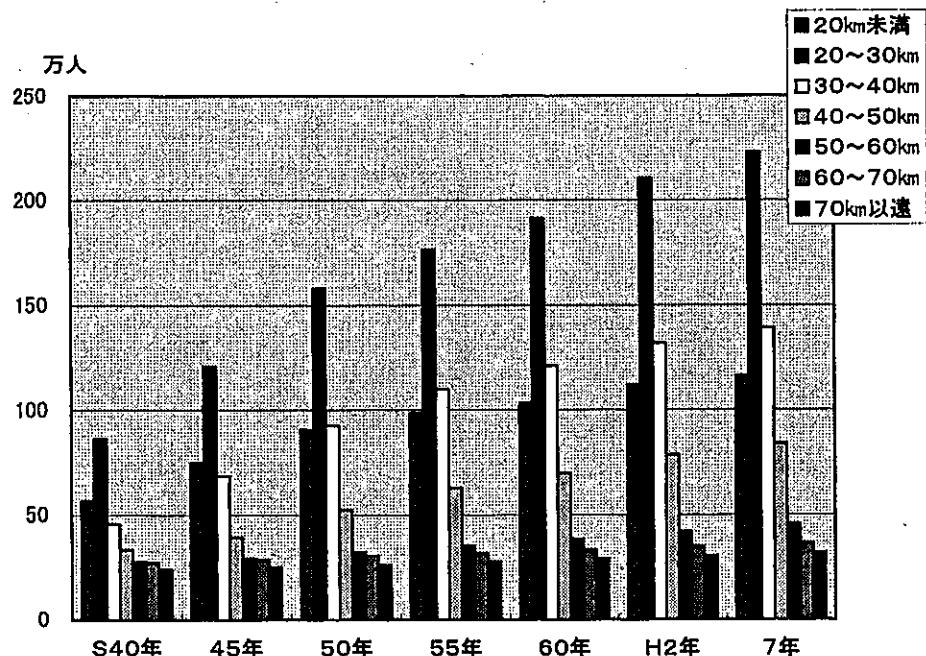


図2-5 埼玉県の距離別人口の推移

2 関東における地震被害の歴史

我が国の政治、経済、文化等の高度かつ中枢的な機能が集中している首都東京のエリアにおいては、過去、1923年の関東大震災をはじめ、マグニチュード8クラスの海溝型の巨大地震が200～300年程度の周期で発生している。

次のマグニチュード8クラスの地震が発生するのは100年以上先と考えられるが、これまで、マグニチュード8クラスの地震の間にマグニチュード7クラスの直下地震が数回発生しており、マグニチュード7クラスの直下地震の切迫性が指摘されている。

災害協定について考える

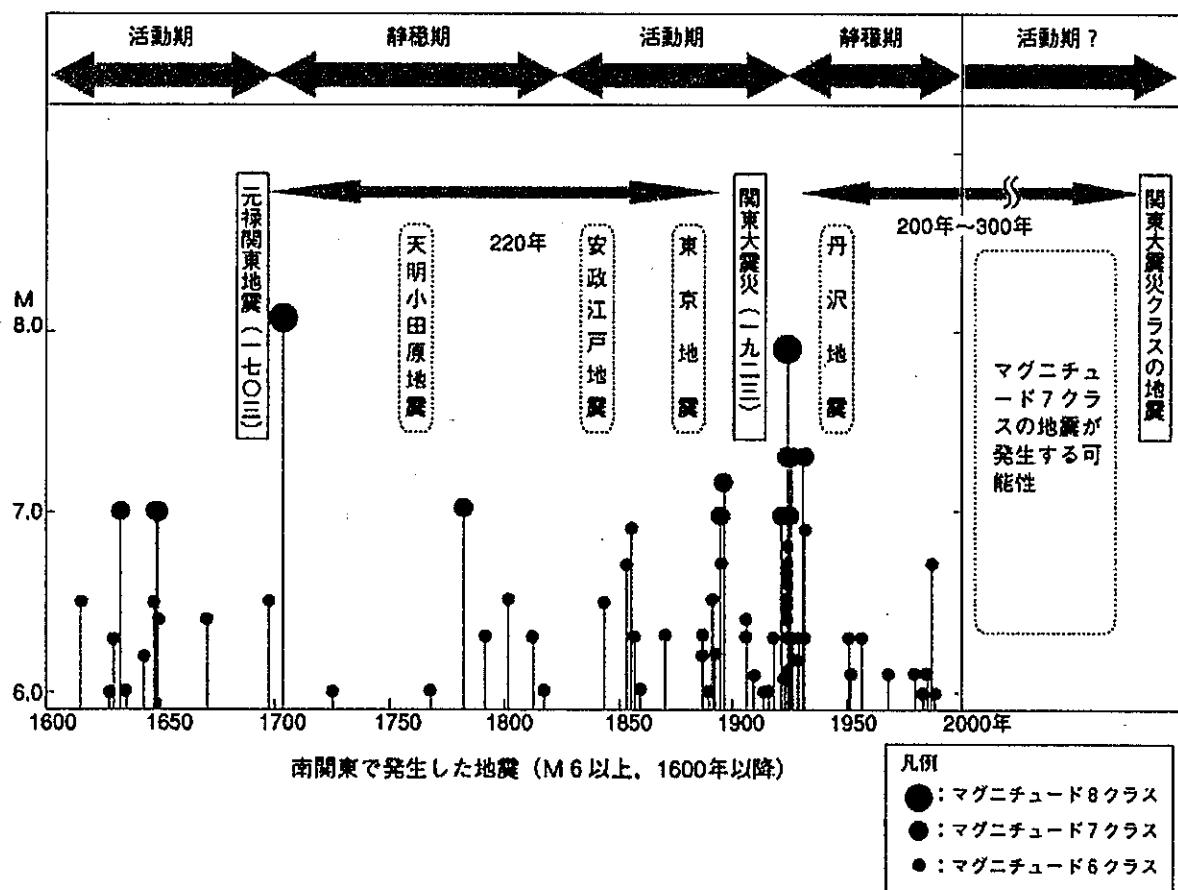


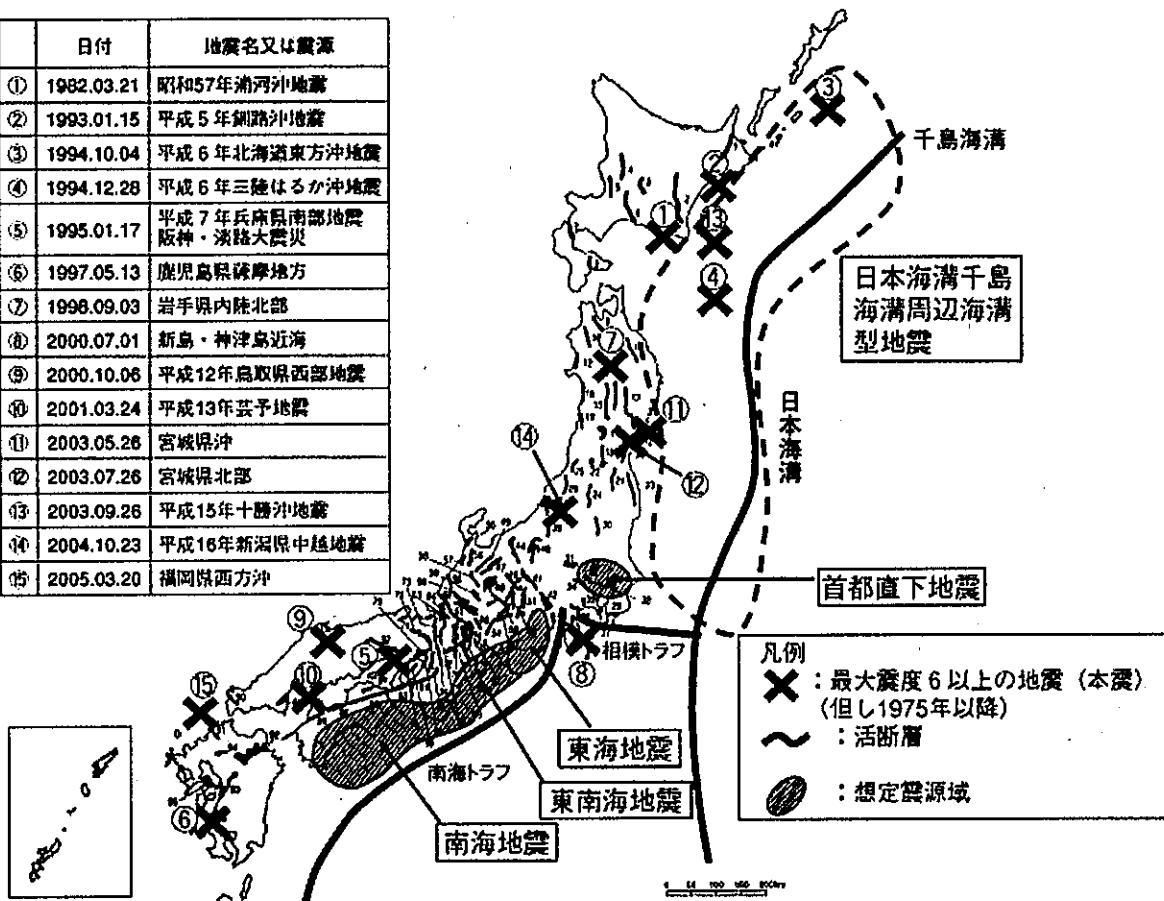
図2-6 南関東で発生した地震 (M 6 以上、1600年以降)

3 近年の地震被害の状況

(1) 過去30年の地震と海溝型巨大地震等の震源域

過去30年間で発生した震度6以上の地震を見ると、全国各地で発生していることがわかる。

	日付	地震名又は震源
①	1982.03.21	昭和57年瀬戸内海地震
②	1993.01.15	平成5年釧路沖地震
③	1994.10.04	平成6年北海道東方沖地震
④	1994.12.28	平成6年三陸はるか沖地震
⑤	1995.01.17	平成7年兵庫県南部地震 阪神・淡路大震災
⑥	1997.05.13	鹿児島県薩摩地方
⑦	1998.09.03	岩手県内陸北部
⑧	2000.07.01	新島・神津島近海
⑨	2000.10.06	平成12年鳥取県西部地震
⑩	2001.03.24	平成13年芸予地震
⑪	2003.05.26	宮城県沖
⑫	2003.07.26	宮城県北部
⑬	2003.09.26	平成15年十勝沖地震
⑭	2004.10.23	平成16年新潟県中越地震
⑮	2005.03.20	福岡県西方沖



(2) 阪神・淡路大震災

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源とするマグニチュード7.3の、これまで耐震設計基準にも直接的には考慮されていなかった直下型の強烈な地震が大都市を襲った。この地震により、神戸市、芦屋市、西宮市の一帯で震度7を観測したほか、豊岡、彦根、京都などでも震度5、その他東北から九州の広い範囲で有感となった。

阪神間の地下構造は六甲山頂から地下2千メートル以上の固い基盤岩が大阪湾に落ち込み、都市がある海に近い地盤は土が積もった堆積層となっている。この地震による被害は、堆積層上にある神戸市須磨区から西宮市にかけた幅1~2km、長さ約20kmの「地震の帶」に集中していた。

阪神・淡路大震災は、我が国において、高齢化が進むとともに、社会経済的な諸機能が高度に集積する都市を直撃した初めての地震であり、死者・行方不明者6,436名（い

わゆる関連死912名を含む)、負傷者4万3,700余名に上る甚大な人的被害をもたらした。あまりの被害の大きさ、情報網の寸断、行政機能のマヒ状況の発生などから被害の全容が明らかになるまでには相当の時間が必要であり、発災後6時間経った17日正午の兵庫県警の被害情報によると、死者200名、行方不明331名以上といったものであった。

また、地震発生直後から各地域において、火災が同時多発的に285件も発生し、焼損棟数7,483棟、焼床面積83万4,663m²におよび、特に神戸市内において大きな被害を受けた。

住家については、全壊約10万5千棟、半壊約14万4千棟に及び、倒壊は神戸市長田区から海岸に沿って東側に集中しており、人的被害の発生と地域が一致していた。

このほか、港湾関係では神戸港をはじめとして24港で被害が発生、鉄道ではJR西日本など13社の路線において発災当日に638kmの区間が不通になった。

道路関係における通行止めなどの被害は、日本道路公団の高速道路で109箇所、阪神高速道路で300箇所、直轄国道で554箇所、府県・市町村管理道路で2,715箇所にのぼった。

ライフライン関係では、約130万戸の断水、工業用水道で289社の受水企業の断水、下水道は8処理場で処理能力に障害が発生、電気は約260万戸で停電、都市ガスは約86万戸で供給停止、加入電話は30万回線以上が不通になるなど、完全に都市機能がマヒするという事態に陥った。

国土庁(当時)において、民間部門の被害も含め、平成7年2月14日現在で、被害額を約9兆6千億円と推計している。

(3) 新潟県中越地震

平成16年10月23日に新潟県中越地方でマグニチュード6.8の地震が発生、新潟県川口町において阪神・淡路大震災以来の最大震度7を観測し、その後も活発な余震活動がみられた。この地震により、死者は40名に達し、避難を余儀なくされた人は最大で10万人を超えた。また、走行中の上越新幹線の脱線、土砂崩れによる河道閉塞、家屋の損壊、道路の被災、上下水道、電気、ガスなどのライフラインの被害が多数発生するなど、甚大な被害をもたらした。

表2-1 新潟県中越地震後の主な被害状況

人的損害	
死者40名、負傷4,661名、避難者最大103,178人（12月24日開消）※2月23日現在	
住宅関係	
全壊2,802棟、半壊11,971棟、一部損壊94,130棟、建物火災9棟 ※2月23日現在	
ライフライン関係	
<ul style="list-style-type: none"> ・電力（停電）最大約308,860戸（1月5日時点で約330戸） ・ガス（供給支障）最大56,000戸（12月28日時点で供給停止解消） ・水道（断水）最大129,750戸（12月28日時点で1,008戸） ・通信・放送（不通）最大5,000回線（約1,200回線が不通（山古志村）） 	
道路関係	
<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路：関越自動車道 月夜野IC～長岡JCT通行止、11月5日までに全線で一般車両の通行止解除（11月26日までに4車線確保） ・北陸自動車道 柿崎IC～三条燕IC通行止、10月26日に全線で一般車両の通行止解除 ・国が管理する国道：国道8号11月24日までに全線で一般車両の通行確保、国道17号11月2日に全線で一般車両の通行確保、 ・国道116号11月24日までに全線で一般車両の通行確保 ・県管理の国道・県道：通行禁止区間224箇所（応急復旧済138箇所、残る通行禁止区間86箇所） ・市町村道約2,200箇所被災 	
※11月26日国土交通省調べ	
河川関係	
<ul style="list-style-type: none"> ・国が管理する河川：1水系5河川、185箇所（応急対策完了161箇所、応急対策不要23箇所） ・県が管理する河川：4水系70河川、193箇所（応急対策完了38箇所、応急対策不要155箇所） 	
土砂災害関係	
・土砂災害：225箇所発生、死者4人、負傷1人、全壊18棟、半壊27棟、一部損壊48棟	
鉄道関係	
<ul style="list-style-type: none"> ・上越新幹線：越後湯沢～新潟間不通（12月28日全線復旧） ・在来線：上越線水上～宮内間不通（12月27日全線復旧）、燕山線森宮野原～越後川口間不通（12月27日全線復旧）、信越本線柏崎～東三条間不通（11月29日全線復旧）、只見線・小出～只見間不通（11月20日全線復旧）、 ・越後線柏崎～吉田間不通（10月26日全線復旧）、ほくほく線六日町～犀潟間不通（11月2日全線復旧） 	
都市施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設46箇所被災、使用不能最大約13,000世帯 ・公園施設33箇所被災 	

（注）特盛の表示がなければ、国土交通省「新潟県を震源とする地震について（第30報）」（平成16年11月26日作成）記載時点の状態
資料）内閣府「平成16年（2004年）新潟県中越地震について」、国土交通省「新潟県を震源とする地震について」を基に国土交通省において作成

（4）福岡県西方沖を震源とする地震

平成17年3月20日10時53分頃、福岡県西方沖の深さ約9kmでマグニチュード7.0の地震が発生し、福岡県福岡市、前原市及び佐賀県みやき町で震度6弱、福岡県須恵町、新宮町、志摩町、大川市、碓井町、春日市、久留米市、久山町、粕屋町、二丈町、穂波町、佐賀県上峰町、七山村及び長崎県壱岐市で震度5強を観測したほか、関東地方から九州地方にかけて震度1以上を記録した。

この地震により、死者1名、負傷者1,087名、住家全壊133棟、住家半壊244棟、住家一部破損8,620棟の被害が発生したほか、合計で81人に避難勧告が出され、最大で2,999人が自主避難した（以下を含め、被害状況には速報値を含む）。特に福岡市西区の玄界島においては住家の全壊が107棟にのぼる等被害が著しく、大多数の島民が福岡市中央区の九電記念体育館に避難した。

土砂災害については、がけ崩れが22件発生した。

ライフライン関係においては、九州電力管内で延べ約2,600戸が停電となつたほか、都市ガスについては福岡県内の88戸で供給停止し、上水道については福岡県、佐賀県、大分県内の849戸が断水した。また、電気通信関係では、福岡県内の携帯電話基地局10局が地震発生の直後一時的に停波した。

道路については、福岡高速道路で橋梁の一部に破損が生じる等の被害が発生した。鉄道については九州及び西日本のJRをはじめとする各線で点検のための運転中止が発生した。

公共土木施設では、河川10箇所、海岸15箇所、道路（橋梁を含む）27箇所、港湾98箇所、下水道9箇所、公園5箇所で被害が発生した。

農林水産業関係では、農地42箇所、農業用施設38箇所、林地荒廃等15箇所、林道等31箇所、漁港99箇所に被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設7校、公立学校施設469校、私立学校施設164校、社会教育・体育、文化施設等57施設、文化財等37件に被害が発生した。

社会福祉施設等では、老人福祉施設38箇所、児童福祉施設65箇所、障害者施設51箇所、その他福祉施設10箇所に被害が発生した。

医療施設関係では76施設に被害が発生した。

4 想定される首都直下地震

中央防災会議に設置された専門調査会において、首都直下地震対策に係る被害想定について、平成15年9月より積極的な議論が重ねられ、平成16年11月に震度分布等が、同年12月及び本年2月に被害想定結果が公表された。

同専門調査会では、首都直下で18ケースの地震を想定し、その震度分布等をもとに被害想定を行った。中でも発生の可能性が高いと考えられる東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震では、最大で、死者数約1万1千人、建物全壊棟数約85万棟、経済被害は国家予算の約1.4倍に及ぶ約112兆円という甚大な被害となっている。

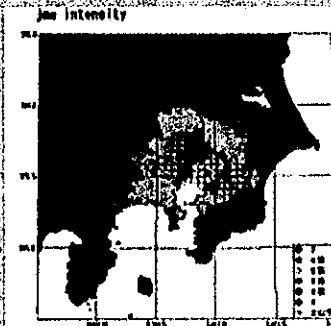
その主な特徴は次のとおりであり、各種の中核機能が集積する首都地域の特性を反映した被害想定結果となった。

1. 被害想定の前提条件

- ①初迫性を有しているマグニチュード7クラスの18タイプの地震動を想定（東京湾北部等）
- ②4つのシーン（冬朝5時、秋朝8時、夏晩12時、冬夕方18時）を設定
- ③風速は5m/s（阪神・淡路大震災）と15m/s（関東大震災）の2バターンを設定

◆東京湾北部地震M7.3の震度分布

(都心部)



2. 被害の概要 <東京湾北部地震M7.3 冬夕方18時 風速15m/s>

◆建物全倒壊数・火災焼失棟数

(揺れによる全倒壊数の分布)

約85万棟



◆瓦礫発生量約9,600万トン

◆死者数 約11,000人

交通被害
2%

◆負傷者数約210,000人

(焼失棟数の分布)



※死者数が最大となるのは都心西部直下の地震で約1万3千人

経済被害 約112兆円

■被災地域内 ■被災地域外 ■海外

直接被害

(復旧費用)

66.6兆円

建設被害 55.2兆円

6.6兆円(インフラ)

(復旧費用 11.4兆円)

間接被害 (生産額の低下)

39.0兆円

(132兆円 25.2兆円 0.6兆円)

間接被害 (交通寸断による機会損失・時間損失)

6.2兆円

◆帰宅困難者の発生 曇12時で 約650万人

◆避難者の発生 最大約700万人発生

このうち、避難所生活者 最大約460万人

◆ライフライン施設被害

停電軒数	断水人口	ガス供給停止軒数	不通電話回線数
約160万軒 (6日)	約1,100万人 (30日)	約120万軒 (55日)	約110万回線 (14日)

※発災1日後の支障数。()内は復旧目標日数

図2-8 首都直下地震に係わる被害想定

- [1] 発災時刻や風速によって火災による建物や人的被害が極めて多い場合があり、最大で、建物全壊棟数の77%、死者数の55%が火災による被害となっている。
- [2] 経済被害のうち、全国に影響が波及する間接的な被害額が約4割を占める。
- [3] 就業者、通学者や買い物客等で交通の途絶により帰宅までの距離が遠く、徒步による帰宅が困難となる帰宅困難者については、地震が昼12時に発生した際に、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）で最大約650万人（1都3県の常住人口の約2割）発生する。そのうち、本県内では、県外からの通勤通学者等を含め68万人の帰宅困難者が、また都内では、本県からの通勤通学者も含め390万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。

5 防災への取組

(1) 本県及び県内市町村の防災体制

県及び市町村は、大規模な自然災害や火災・事故が発生した場合、連携して、被災地となる市町村の災害への支援及び要請を行うため、自衛隊、警察、消防機関やライフライン関係機関等防災関係機関の活動を総合調整し、迅速かつ円滑な災害対応をする必要がある。そのため、県及び市町村では、災害時の初動体制を適切に確保するため、職員の当直や災害時待機、非常参集等について必要な体制を平常時から定めている。

○災害に備えた体制（本県）

ア 防災関係幹部職員用公舎

知事を補助する県幹部職員を県庁舎近隣の公舎に入居（又は、県庁から半径4キロ以内に居住）するなどして非常時に迅速に登庁可能な体制を確保している。

イ 災害対応当直

休日夜間に災害が発生する場合に備え、危機管理防災部職員1名が交替で宿直を行い、大規模災害発生後直ちに災害情報の収集や災害情報連絡室の開設準備等の業務に当たることとしている。

○災害対策活動（本県及び県内市町村 例：草加市）

ア 地震発生時

①初動体制及び緊急体制

災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制

②非常体制

災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制

表2-2 埼玉県の配備体制（参集場所は原則として所属課所）

配備区分	配備基準	活動内容	備考
初動体制	県内で、原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	あらかじめ指定された職員が参集する
緊急体制	県内で、原則として震度5強の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	あらかじめ指定された職員が参集する
非常体制	県内で、原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 「東海地震予知情報」が発表された場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	全職員が参集する

表2-3 草加市の配備体制

体制の種類	配備区分	発令基準	活動体制（配備可能人員）
警戒体制	1号配備	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集、報告、警報等の伝達を任務として活動する体制	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震注意情報が発表されたとき （東海地震） ○市長室危機管理担当 2名 ○市長室広報担当 2名 ○消防部 3名 ○消防署通常体制人員
	2号配備	軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に対する警戒宣言が発表されたとき、又は震度4の地震が発生したとき （東海地震） ○市長室危機管理担当 全員 ○各部局 1/2 ○消防部 全員 ○市立病院部 1/2 (地震) ○市長室危機管理担当 2名 ○河川課 4名 ○道路課 4名 ○消防署通常体制人員
非常体制	3号配備	相当規模以上の災害の発生が予測される場合又は発生した場合において、本部長及び当該対策部長が必要と認める職員を配備し、応急活動に即応できる体制	震度4の地震が発生し、警戒体制2号配備による調査等により相当数の被害が発生していると推定されるとき (地震・東海地震) ○市長室危機管理担当 全員 ○各部局 1/2 ○消防部 全員 ○市立病院部 1/2
	4号配備	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	震度5（弱）以上の地震が発生したとき ○全員

（2）震災予防計画

本県では、地域防災計画（震災対策編）や埼玉県震災予防のまちづくり条例において、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、地震に備え、震災の軽減を図るための施策について必要な事項を定めることにより、県民が安全に、かつ、安心に暮らせる地域社会の実現に向けた計画を実施している。

地震の発生を防ぐことはできないが、私たちは、地震に対する備えを進めることで、被害を限りなく少なくすることはできる。振り返ると過去の大規模な地震においては、数多くの尊い命や貴重な財産が奪われてきた。

こうした地震による被害を減らすため、県は、広域の地方公共団体としての責務と役割を果たすべく、市町村と連携して震災の予防に関する施策を着実に実施しなければならない。私たちも、「自らの命は自らで守る」という自助の考え方と、「自分たちのまちはみなで守る」という共助の考え方を基に、震災の予防にたゆまぬ努力を払わなければならない。そして、県民、事業者、専門家、ボランティア等と行政が、それぞれの能力を生かし、相互の理解と信頼を基に、協働で震災の予防に取り組んでいくことが不可欠である。

だれもが安全に、かつ、安心して暮らせる埼玉を築くことは、私たちの願いであり、また、将来の埼玉を担う世代への義務である。

ここに、私たちは、ともに力を合わせ、震災予防のまちづくりを総合的の推進するため、この条例を制定する。

～埼玉県震災予防のまちづくり条例（前文抜粋）より～

埼玉県の想定する帰宅困難者数

県の地震被害想定調査結果では、「東京一埼玉県境下地震」が平日の夕方6時に発生すると、県全体での帰宅困難者が94万人にのぼると算定されている。

表2-4 埼玉県における帰宅困難者数

外出先	帰宅困難者	備 考
県外	81万人	大部分が都内で帰宅困難者となる。 県外からの通勤通学者は含まない。
県内	13万人	
合計	94万人	

東京都と隣接する県南地区においては、県や市区およびNPOにより、都内からの徒步帰宅訓練も実施されている。該当地域では、住民への防災対策と並んで重要な問題となる。

写真2-1 県の徒步帰宅訓練のエイドステーション（援助拠点）の様子



第3章 災害協定の現状と問題

1 現状について

近年では、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のような大地震により、大きな被害がもたらされた。各自治体が日頃の防災への備えすべてに対し、単独で行うことは、財政等から見ても現実的に難しく、協定を締結することにより災害に備えた態勢を構築する必要性は高い。そんな中、各市町村間や民間企業との間で地震に対する備えとして既存の協定の見直しや新たな協定を締結する動きが見受けられるようになった。

そこで、埼玉県内における協定の現状及び新潟県中越地震からの活用実績、及び被災経験自治体における震災後の取り組みについて調査を行った。(アンケート集計結果は、資料編に掲載)

(1) 本県内市町村間での締結状況

本県内市町村間での締結状況は、全体で約88%の市町村で締結されており、その締結内容としては以下の4つに分類された。「災害時における相互支援に関する協定」については、食料や生活必需品、必要資機材の提供、医療関係等を含み、「物資の供給」に関する協定が主であり、協定を結ぶ全市町村で締結されていた。その他、避難所の確保に関する協定も締結されている状況にあった。

表3-1 本県内市町村間での協定締結内容

種類	協定名	概要	締結率
相互応援	・災害時における相互応援に関する協定	食料、生活必需品、資機材等の供給、職員の派遣等	100%
避難場所	・災害時における避難所の相互利用に関する協定	避難場所の相互利用	39%
情報	・災害時における電子計算機の相互支援	電子計算機の相互利用	3%
研究調査	・都市防災対策に係わる調査・研究に関する協定	防災対策に係わる調査、研究等	1%

本県内で協定を締結している約88%の市町村を地域別で見ると、市街地に偏り、山間部においては締結されていない状況が見受けられた。その締結状況を図3-1に示す。

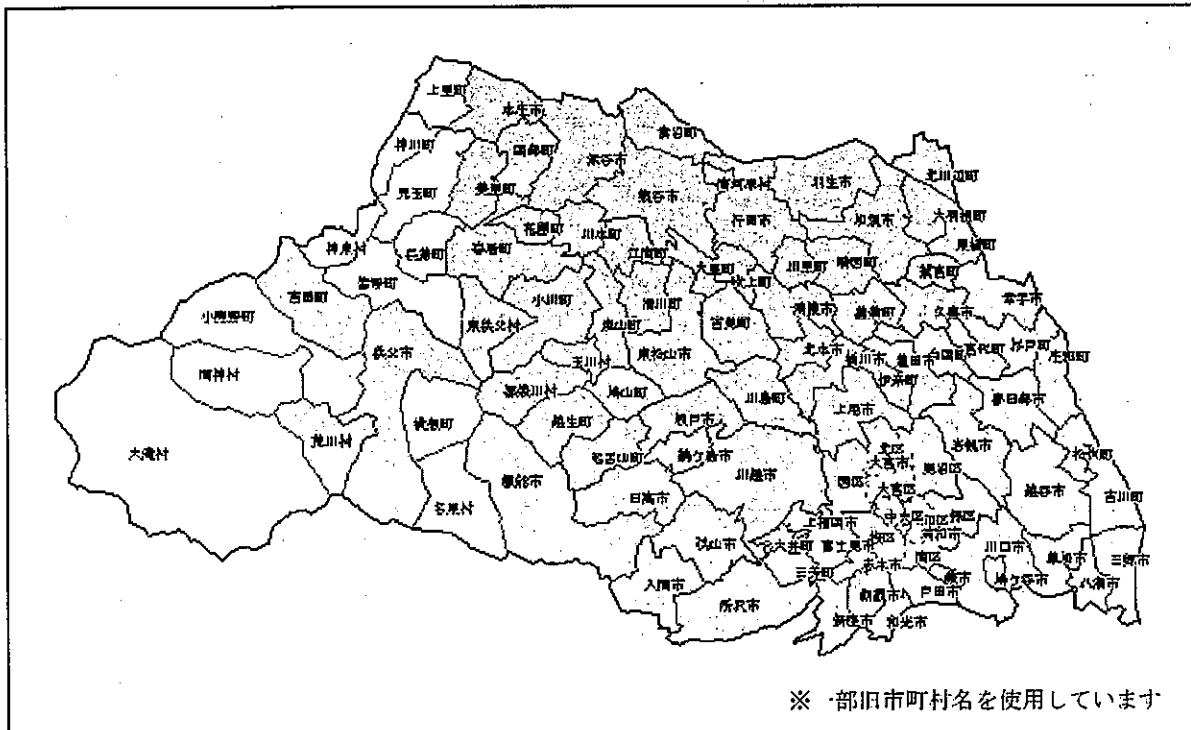


図3-1 本県内市町村の締結状況図

協定の締結先として、本県内市町村を対象としているのは約96%あり、県外を対象としている市町村は約5.4%あった。また、本県内・外両方を対象としている市町村は約5.1%と約半数を占めた。本県内・外市町村との締結状況を表3-2に示す。

表3-2 本県内・外市町村との締結状況

県内市町村との締結状況	96% (76市町村)	県内・県外両方	51%
		県内市町村のみ	46%
県外市町村との締結状況	54% (43市町村)	県内・県外両方	51%
		県外市町村のみ	4%

(2) 民間団体との締結状況

本県内市町村と民間団体との締結状況は、全体で約8.9%の市町村が民間団体と締結していた。そのうち、最も締結されている協定の種類としては、災害時における応援生活物資供給や、食料品及び生活必需品・保有商品の配給等、「物資の供給」に関する協定が多く約8.4%を占める。次いで、郵便局やホテル等との「避難場所提供」に関する協定や覚書、タクシー・郵便局・アマチュア無線等との「情報」に関する協定、赤帽やトラック業界との「輸送業務」に関する協定、建設業界との「応急復旧」に関する協定が続く。

表3-3 本県内市町村と民間団体との協定締結内容例（上位5種）

種類	協定名	概要	締結率
物資供給	・応援生活物資等の協力に関する協定	食料品、生活必需品 保有商品等の供給	84%
避難場所	・施設等の提供協力に関する協定 ・市と郵便局の協力に関する覚書	避難場所の提供	70%
情報	・情報連絡活動協力に関する協定 ・災害時緊急放送に関する協定	被害情報収集伝達 緊急放送、等	64%
輸送業務	・輸送業務に関する協定 ・ヘリコプターの優先利用に関する協定	物資等の輸送、等	43%
応急復旧	・災害復旧工事に関する協定 ・応急復旧業務、工事の協定	応急復旧業務 予防活動、等	33%

また、最近では、飲料水業界との協力によりメッセージボード付自動販売機を設置し、情報や飲料水の提供を行う協定や、首都圏八都県市でコンビニエンスストア等と協力し、水道水やトイレの開放といった災害時における帰宅支援の協定が締結されるようになり、本県内では新潟県中越地震後において約26%の市町村で新たな協定の締結が予定されている。

本県内市町村と民間団体との締結状況の違いとして、民間団体は、「物資の供給」に関する協定が多いのに対し、市町村間では、職員の派遣等、人員の確保を目的とした内容が多く見受けられた。

2 新潟県中越地震での活用実績

新潟県中越地震で大きな被害を受けた川口町では、昭和63年から東京都狛江市との間で「川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定」を締結していた。平時から市民祭りや児童キャンプなどのイベントで交流があり、また、毎年合同防災訓練を行っていたため、地震の翌日には、水・毛布・災害時組立式トイレを運搬することができた。これは、日頃の交流で得た地形情報に基づき進入ルートを見つけることができたためである。道路の崩落や交通情報の混乱の中、これだけ早く被災地に現れたことに担当者は驚き、改めて、この協定が非常に有効だったと実感することができた。一方、周辺の自治体と締結していた協定は、各自治体がお互いに被災して応急対策への対応に追われたため、機能しなかったとの話がある。

同じく小千谷市においても、東京都杉並区に小千谷市出身のための学生寮があることをきっかけに、平成7年以降、イベントや学校間の交流等が盛んに行われている。平成16

年には、市制50周年を機に「杉並区及び小千谷市の災害時相互援助に関する協定」が住民の参加する記念式典の中、締結された。10月23日の震災当日では、杉並区でイベントが開催されており、その際、鯉（小千谷市では鯉の養殖が盛ん）や物産品を積んでいた小千谷市のトラックに加え、杉並区のトラックに水と物資を積み込み、小千谷市へ配達した。救援物資は地震発生当日深夜には小千谷市に到着し、市民に配給することが出来た。

また、長岡市では、会津若松市や高岡市などと協定を締結しており、これを基に応援活動が行われた。これらの締結先の選定理由は、例えば歴史が関与していた。戊辰戦争時代に共に戦ったことから、現在も交流があるという。つまり、災害協定だけの関係でなく、昔からの長い時間をかけて築き上げた関係であった。加えて、民間団体との協定についても、その効果は發揮されていた。例えばラジオ放送会社に依頼し、地震に関する情報を発信した。こうしたことからも、災害協定の有効性が確認された。

（現地調査結果から）

3 傾向と問題点

（1）本県内の協定締結傾向と問題点

協定の締結件数は、多い市町村で28種類締結しているところもあれば、全く締結していないところもあり、大きな温度差が生じていた。

締結年度については、平成7年以降から急激に協定が締結されていた。阪神・淡路大震災を受けての協定と思われるが、昭和50年代に締結された協定も見受けられた。本県内市町村にアンケートを行った結果によると、有効期限を定めてはいるが、更新状況については自動更新、又は申し出がなければそのまま1年更新といったような状況が多い。そのため、特に締結年度の古い協定に関しては、担当者の異動により協定締結当時の目的や理念等が引き継がれないと、時代のニーズにそぐわないケースも考えられるため、定期的な見直しや検討を行う必要がある。

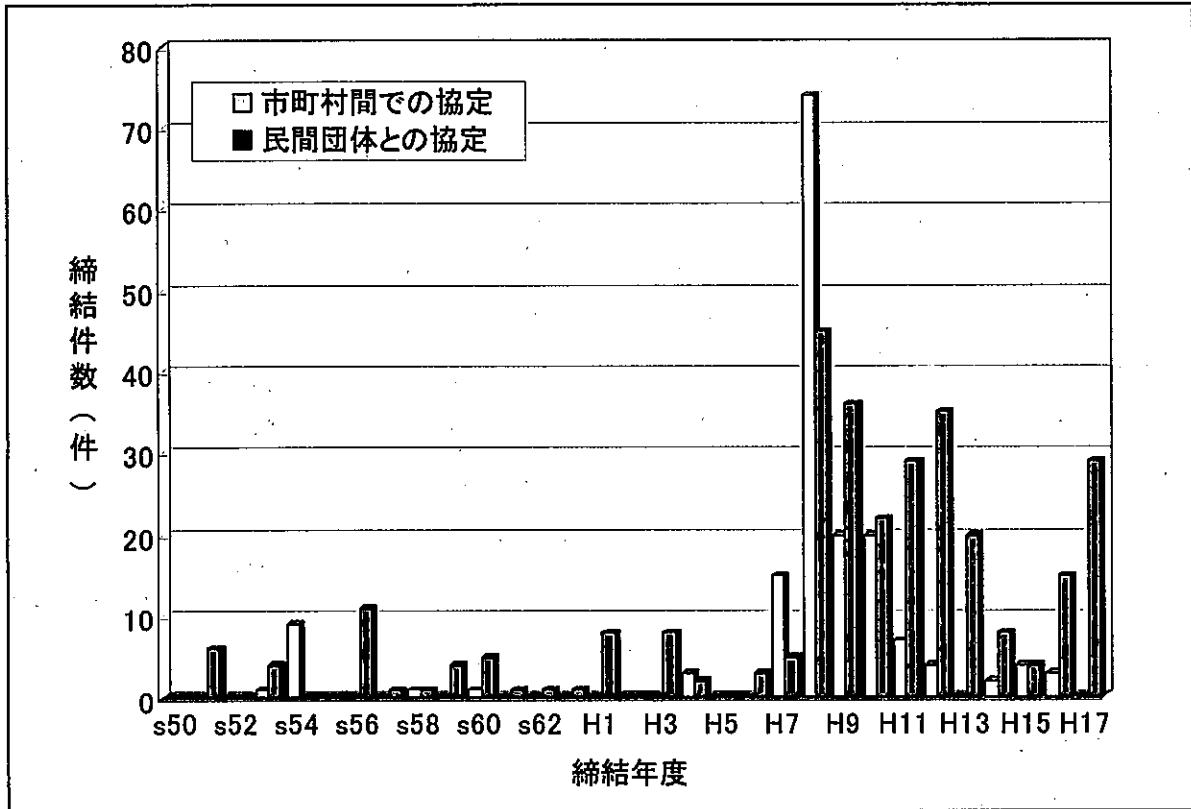


図3-2 年度別協定締結件数

(2) 新潟県中越地震を参考とする問題点

救援物資に関する協定は数多く締結されているが、新潟県中越地震においては物資が滞り、受け手側にうまく供給されていない状況が生じていた。このことはメディアを通し、広く世間に知らされたが（物資配給の時間差により、被災直後には避難者数が多く物資が不足していたが、時間が経つにつれて避難者数は減少する。その後送られてくる物資が過剰となり、救援物資が山積みにされる状況も一部生じた）、アンケート調査の結果、救援物資協定の内容若しくはその運用方法について見直しを行っている市町村は、わずか1市のみであった。

協定運用のための定期的な打ち合わせや訓練についても、調査結果によると約60%の市町村において、実施されていない。新潟県中越地震での活用実績から見ても、災害時の応援協力だけでなく、日頃の地域交流を含めた定期的な打ち合わせ等をすることが、より実効性の高い協定を締結するにあたり重要な要素となる。

協定の締結先としては隣接する市町村が多い。また、被災経験のある自治体では、近隣市町村と締結していた協定に加え、近隣だけでは同時被災の可能性があるとの理由から、離れた自治体と新たに協定を締結する動きも出てきた。周辺地域との協定では、それぞれの自治体が自分のことで手一杯となり、協定が機能しないことが考えられるため、このような例は大いに参考にすべき点と思われる。

新潟県中越地震では、下水道の管路やマンホールが浮き上がる現象が生じた。これは、液状化現象^{*1}によるものである。この現象によって下水道が破断するといった多大な被害が発生した。

損傷した下水道施設を復旧するためには、下水の汲み出しが必要であり、バキュームカーの存在が欠かせない。また、バキュームカーは、仮設トイレの屎尿処理にも必要となる。

しかし、下水道の整備に伴って、バキュームカーを目にする機会が減っている。災害時にも下水を適切に処理することができるよう、企業や清掃組合等といいかに連携を図るかが問題である。



写真3-1 マンホールの浮き上がり

※1 液状化現象とは

水を十分に含んだ緩い砂地盤が、地震により激しく揺されることによって砂同士のかみ合いがはずれる。その後、粒子がバラバラになり、地下水の中に浮いたような状態となる（泥水化した状態）。

このような状態が液状化であり、バラバラになった砂の粒は沈み、地表面に水が出てくる。また、地面の裂け目から砂混じりの水が噴き出すといった現象（噴砂現象）が生じることもある。

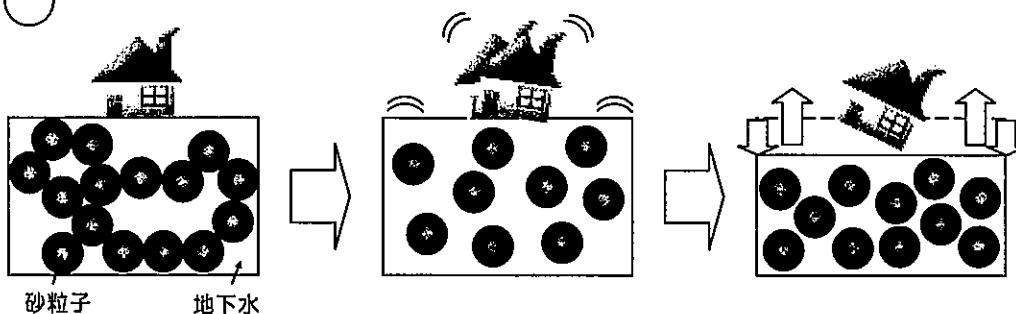


図3-3 液状化現状

4 被災経験自治体における防災意識の温度差

過去に被災経験をした自治体では、その経験を踏まえ地震対策における計画の見直しや、新たな協定の締結など様々な取り組みが行われている。

しかし、その取組には、自治体間での温度差が見受けられる。神戸新聞社の被災経験のある自治体へのアンケート調査によると、阪神・淡路大震災以降、兵庫県内の合併した市町村のうち、約4割の市町村で防災専任職員が配置されておらず、また消防団員の定数も減らした自治体があることがわかった。

また、私たち研究チームが実施した調査では、「協定について必要性を痛感してはいるが、実行に至っていない」または、「新しい協定を締結しておらず、その後、締結に向け進行しているものもない」といった回答が寄せられた。

市町村合併が進展し、行財政の効率化が行われる中で、被災経験のある自治体さえも、防災に関する予算や人員の確保など対応に苦慮している現状が見受けられる。

災害協定は、防災、減災対策を進める上で、とても有効なツールである。今後、発生するであろう大震災に備えるために、今ある協定が本当に機能するのか検証して見直すとともに、より機能的で実効性の高い新たな協定を締結する必要がある。

そこで、私たち研究チームでは、目指す理想像を描き、これに近づくための一歩として目標を掲げ、災害協定に焦点を当てた提言を行う。

第4章 理想と目標

1 理想像

首都直下地震が20XX年に発生した場合、あるべき理想的な状態とはどのようなものであろうか。以下に、私たち研究チームが考えた想像の一例を示す。

首都直下地震が20XX年に発生し、震源地に近い地域で、震度6強が観測された。建築物の耐震補強が完了していたため、全壊した家屋がごく僅かであった。また、各住宅では、転倒防止器具の普及が進んでいたことから家具等の転倒があまり見られず、地震直後の建物や家具等の倒壊、転倒による圧死者が奇跡的にゼロであった。

木造住宅を中心に壁が剥がれたり瓦が落下したり、建物が傾くなどといった被害が発生し、建物の安全性が確認されるまでの間、住民は、指定の避難所に非常用持ち出し袋を持参し避難した。避難所までのルートは、毎年の訓練で何度も確認していたため停電により街灯が消えて暗かったが、全員迷わずにたどり着くことが出来た。

住民が避難所に到着して1時間もしないうちに、市の担当者が到着し、直ちに避難所が開設された。普段からの訓練通り避難者同士が協力して備蓄倉庫から毛布を搬出し、避難者に配布することが出来た。また、衛星回線を利用した電話やFAXが設置され、被害の状況や余震の見込みなどの情報を随時知ることが出来た。

地震直後に、揺れの大きかった地域で、火災が発生した。消防車は、事前の計画に従つて、密集市街地などの重要箇所に急行した。その他の箇所では、地域住民が協力し消火活動を行った。自主消防組合が保有するポンプを近くの防火水槽に設置し、迅速に消火活動を行つたことでなんとか延焼を防ぎ、火災による被害を最小限に抑えることが出来た。

被災地では、自治会長を中心に、安否確認と被害の把握が行われた。また、住民やタクシー会社、コンビニエンスストア等から、道路や河川などの公共施設の被害状況が確認され、市の災害本部に情報が集められた。

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路など、重要度の高い路線から順次応急復旧工事が進められた。道路の被害状況は、常時、最新情報が災害時用のHPに掲載され、緊急車両や支援物資を載せた車両が、円滑に活動できた。

災害協定を結んでいた市町村を中心に職員の応援を受けることが出来た。過去の災害で困難を極めた罹災証明の発行事務も被災経験を持つ自治体のエキスパート職員の指導もあってスムーズに行うことが出来た。

支援物資については、必要な物資とその数をマスコミやHPによって公表し、いつ届くかを事前に連絡する体制を整えていたため、余剰が僅かしか発生しなかった。また、災害協定を締結していた業者のトラックターミナルや臨時輸送基地に、物資が仮置きされ、災害時物資輸送システムによって、必要としている避難所等に必要量届けられた。

水道や電気、ガス等のライフラインについては、事前の耐震補強によって、幹線での被害はほとんど発生しなかった。被災した箇所についても、迅速な点検と応急修繕によって、わずか数日で復旧した。

被災地では、応急危険度判定が行われ、倒壊する危険のない住宅については、避難所から住民が帰宅した。修理や建て替えを余儀なくされた住民も多数いたが、地震保険や義捐金なども手伝って、自立に向けた準備を進めている。

首都直下地震は、地球のメカニズムの産物であり、避けることが出来ない。しかし、減災に向けた取組を行政や企業、住民等が、一体となって行うことで、被害を最小限に抑え、災害時にも安心して暮らせることが可能となる。

そこで、私たち研究チームでは、目指す理想として、「地域力が強くて、実効性のある災害協定があり、災害時にも安心して暮らすこと」を掲げることとした。

2 目標

前述の理想像を実現させるための第一歩として、私たち研究チームは、行政が果たさなければならない役割である公助の部分を中心に、6つの目標を掲げた。

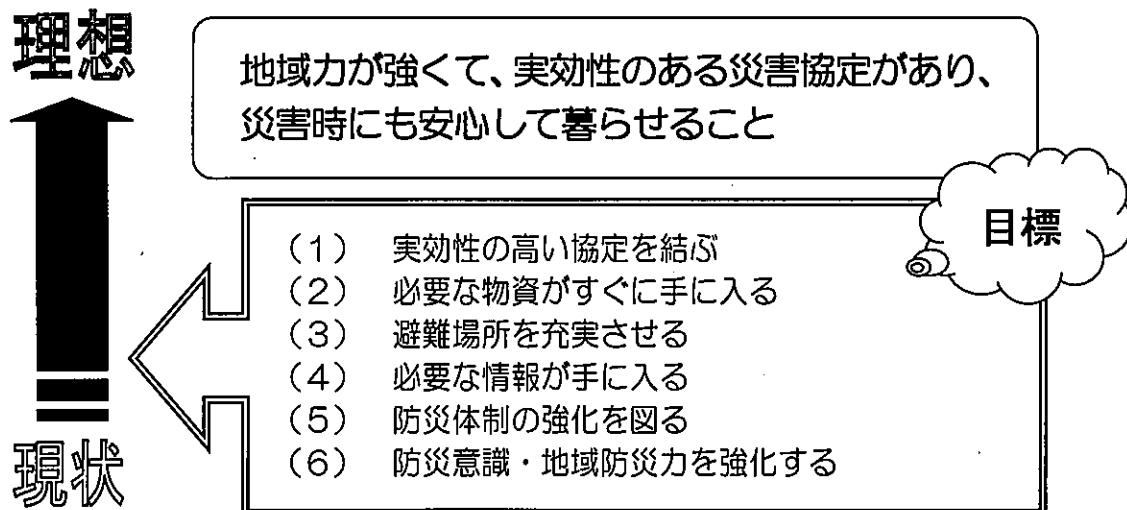


図4-1 イメージ

(1) 実効性の高い協定を結ぶ

本県では、約88%の市町村で、市町村間の相互応援に関する協定を締結している。また、対民間では、約84%の市町村が、物資の提供等の協定を締結している。

しかし、定期的な打ち合わせや訓練を行っている自治体は、4割程度と少ない。また、締結年度が古く見直しが行われていないものも多い。新潟県中越地震の場合でも、協定が締結していたにもかかわらず機能しなかったという報告が挙げられている。

そこで、地震発生時に災害協定に基づいた協力が得られ、迅速かつ円滑に連携が図れるよう実効性の高い協定を締結するとともに、組織の改編や職員の人事異動等に左右されず、持続的にその機能が保たれるようにする。

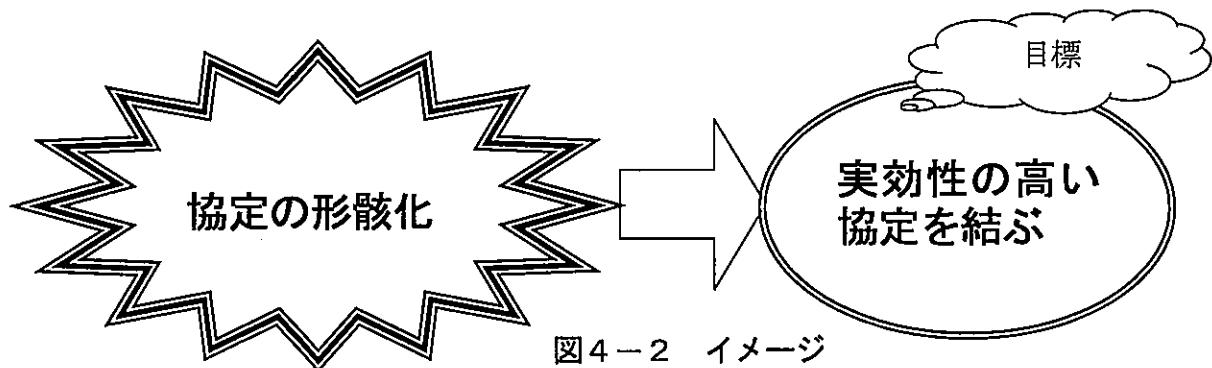


図4-2 イメージ

(2) 必要な物資がすぐに手に入る

首都直下地震が発生した場合、倒壊や火災によって住宅を失う人々が多数生じる。また、水道や電気、ガス、下水道、通信といったライフラインの途絶によって、生活に甚大な障害が発生する。スーパーなどの店舗が営業できず、食料品や生活用品を購入することが困難になる。

このような状況の中、水や食料、毛布、仮設トイレなどを迅速に調達し、被災者に提供できるよう備えておかなければならない。

一方、地震発生から数日経過すると、全国各地から救援物資が多数寄せられる。これらは全国からの善意のたまものであり、被災者にとって大変な援助となる。しかし、混乱した状況の中では、せっかくの救援物資が、支援を求める住民に届かず、山積みされていたという状況が発生してしまう。

そこで、被災者が自立した生活に復帰できるまでの間、必要最低限度の生活を送ることができるよう、必要な施設と物資を確保し、効率的に配布ができるようにする。

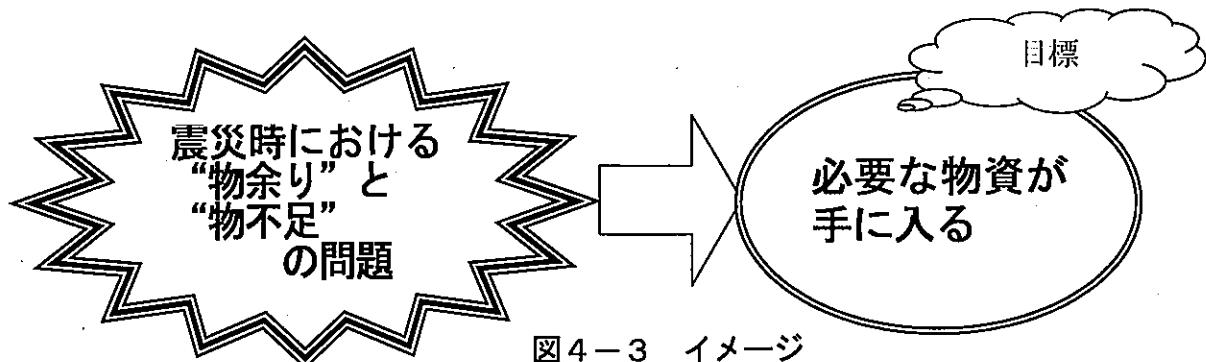


図4-3 イメージ

(3) 避難場所を充実させる

新潟県中越地震では、地震による被害によって避難所が使用できなかったという事態が発生した。避難所については、建物の耐震補強や窓ガラスの破損防止対策を施すとともに必要な物資を備蓄するなど、災害時にその機能を果たせるような対策を講じておかなければなければならない。

また、緊急輸送道路から避難所へのアクセス道路について、簡易な応急復旧程度で緊急車両や救援物資の運搬車両が通行できるよう、橋梁等の構造物の耐震補強や代替えルートの確保に努めなければならない。

一方、被災者の中には、自治体が指定した避難所ではなく、自宅近くの施設や空地、自家用車で寝泊まりしていた住民が、多数存在した。自宅の近くにいたいという思いや防犯、避難所でのプライバシー問題を敬遠したためと思われる。

しかし、この結果、援助物資や必要な情報を提供できないという問題や、静脈血栓症（エコノミー症候群）によって健康被害が発生し、最悪の場合、死に至るといった新たな問題がクローズアップされた。

そこで、避難所で最低限度の生活を営むことができるよう物資や設備を備えるとともに、自然発生した避難場所に対しても必要な手当てが施せるよう避難場所の充実を図る。

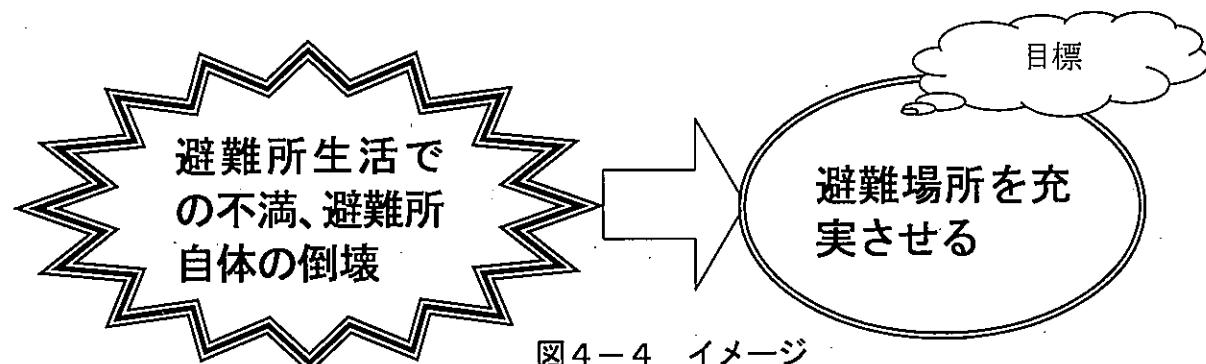


図4-4 イメージ

(4) 必要な情報が手に入る

震災直後の72時間は、様々な情報が被災地にほとんど届かず混乱を極めるといわれている。この様な混乱期では、被災者に安心感を与えることが極めて重要であり、被災状況や余震の有無、親族・友人等の安否情報など、必要な情報を即座に入手し、被災者等に伝達できる手立てが必要である。

また、他の自治体や企業、ボランティア等から、支援を受けるためには、道路の被害状況や必要とする物資の情報などを収集し、適時に広報しなければならない。

そこで、必要な情報を速やかに入手し、適時、伝達できるような体制を整える。

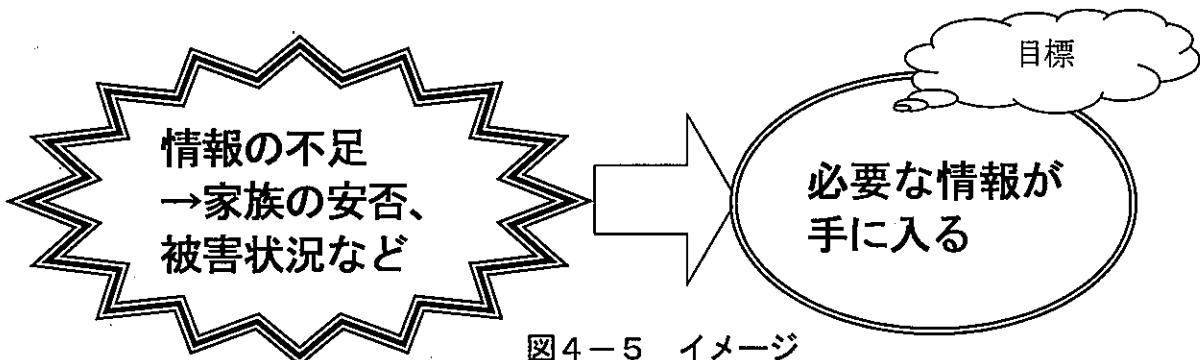


図4-5 イメージ

(5) 防災体制の強化を図る

震災時は自治体職員も被災者となる。事前の計画どおり、地震直後に庁舎に参集できるかどうかわからない。また、被災経験がなくすべてが初めてのことであるため、マニュアル通りに対応できない場面も想定される。

地震による被害を最小限に食い止めるためには、震災直後の混乱した状況の中で、迅速に防災体制を整え、的確な初動体制をとることが重要である。

そこで、行政による災害対策活動が、迅速かつ的確に行えるよう、防災体制の強化を図る。

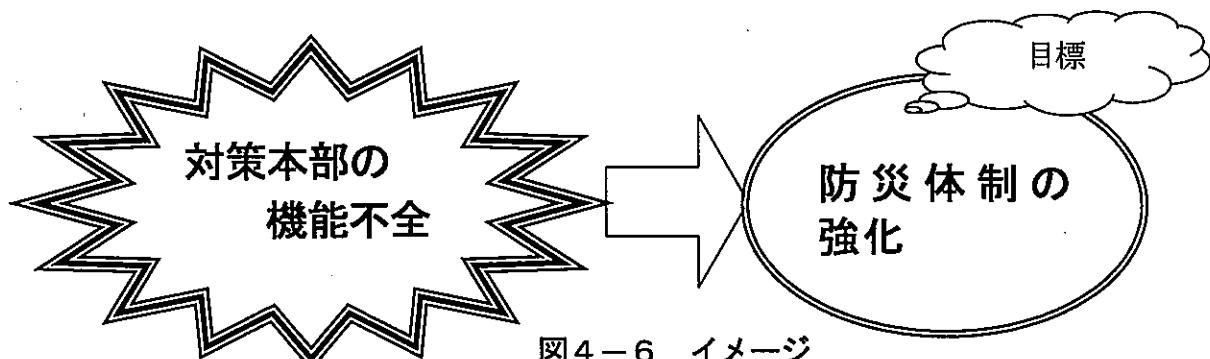


図4-6 イメージ

(6) 防災意識を高め、地域防災力を強化する

首都直下地震の被害を最小限に抑えるためには、住民の自助努力や近所や地域の助け合い、行政の公助をそれぞれバランスよく強化しなければならない。

特に、地震による家屋の倒壊や家具の転倒、火災から生命や財産を守るためにには、県民一人一人が災害に対する備えをしっかりと行わなければならない。

また、それぞれの地域が、自主防災組織を結成し防災訓練や災害に関する知識の啓蒙活動を行うなど、一丸となって減災に取り組む必要がある。

そこで、県民や企業等の防災意識を高め、地域防災力の強化を図る。

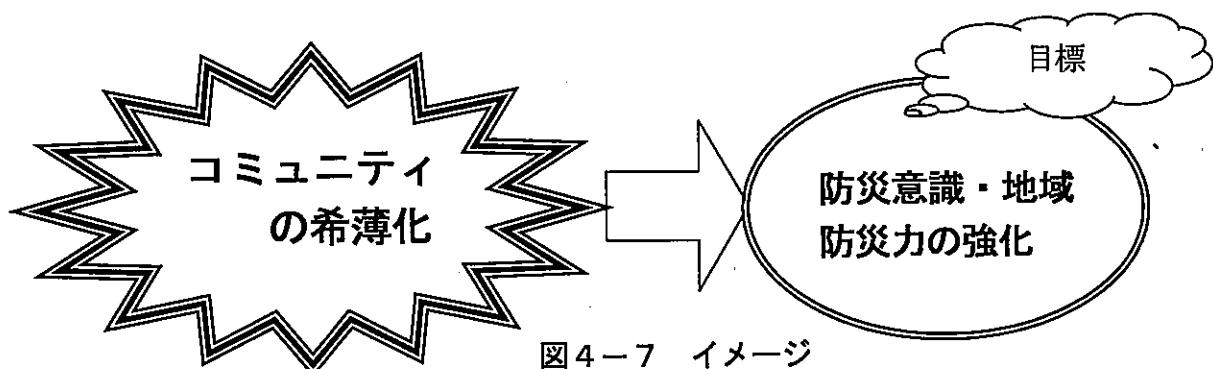


図4-7 イメージ

第5章 提言

私たち研究チームは、“既存の協定（これまでに締結されている標準的な協定）”と“新たな協定（今後締結されると望ましいと考える新たな協定）”の2つの視点から、以下の7つを提言する。

1. 物資確保を目的とする協定の拡充

被害想定を上回る避難者に対応する等、備蓄だけでは不足する物資（食料、飲料水、生活必需品、医薬品）を、被災直後から調達できる（住民に行き渡る）よう協定を締結する。

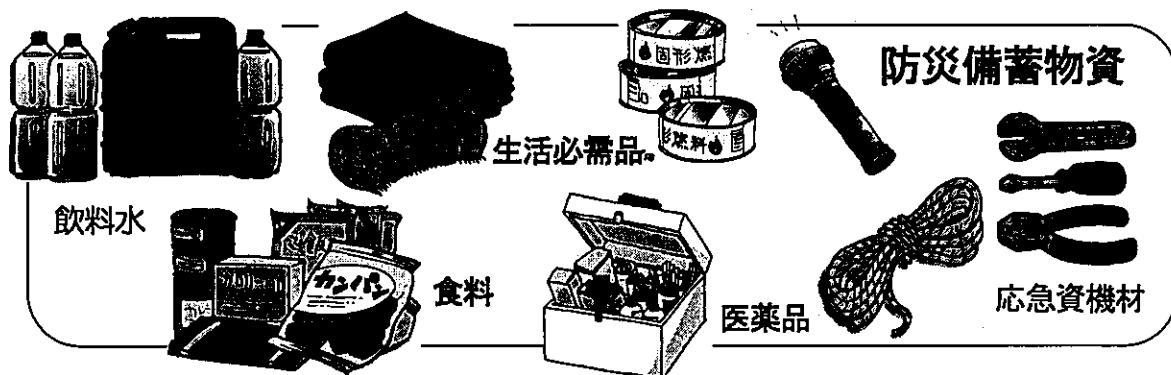


図5-1 防災備蓄物資

住民の生命、身体及び財産を災害から守る責務を有する自治体は、災害発生直後から被災した電気、ガス、水道などのライフラインが復旧する間、生活機能が失われている状況には、緊急的な物資の提供が必要となる。

新潟県中越地震では、復旧が比較的早い電気でも3～7日程度（郊外地を除く）を要している。本県の県南密集市街地が被災した場合はこれ以上の日数を要することが予想される。救援物資においても、「初期の2～3日は不足したが、それ以降はさばききれない量の対応に追われた」との回答を被災自治体から得ている。極端に言えば既存の協定による支援等は4日目以降でなければ多くを期待できないとも言える。つまり、被災自治体としてはいかに被災後3日間を乗り切るか、3日間に備えるかが重要なこととなるのである。

県地域防災計画では、備蓄目標を以下のように設定している。

表5-1 県地域防災計画による備蓄目標の考え方

	県	市町村	県民	合計
避 難 住 民	1日分	1日分	1日分	3日分
災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	—	3日分

■ 備蓄目標数量は、地震被害想定調査で想定した「東京一埼玉県境下地震」によるピーク時避難人口の3日分に相当する量としている。

各市町村は、各世帯の家族全員分の備蓄を促進するとともに、備蓄場所、財政状況などの条件のもと、可能な限りで備蓄を行う。不足分については、避難場所で対応する被災者数（エリア別の人數）から設定する数量を基本に、被災後3日以内に物資が被災者に届くことを明確にして、流通ルートを持つ大規模小売店、コンビニエンスストア、メーカーとの物資提供の協定を締結することを提言する。

これにより、備蓄されている乾パンなどの固形食品以外（おにぎり等）の配給も可能となり、高齢者等の災害弱者への配慮も併せて可能となる。



写真5-1

■学校の敷地内に配置されている防災倉庫。

平常時から周辺住民の目にとまる道路に面しているため、非常時の効果的な活用が期待できる。



写真5-2

■太陽光発電装置が設置されており、非常時

を想定した備えがされている。

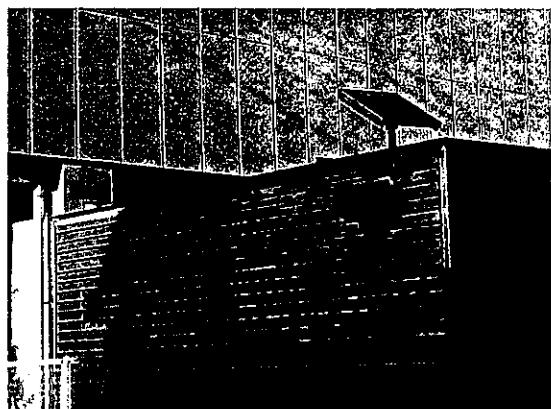


写真5-3



写真5-4



写真5-5

■陸橋下に配置された県の防災倉庫には、応急資機材が備蓄されている。

2 支援が期待できる自治体との協定締結

想定される地震により双方が同時に被災しないことを前提に、想定される地震の影響を受けない地域に属する自治体を相手方として、確実な支援が期待できる協定を締結する。

被災経験のある自治体にアンケートを行った結果、震災前に協定を締結していたにもかかわらず、震災直後、協定による応援要請を行った数は少ない。その理由としては、近隣自治体でも同様な被害を受け、応援要請を受けられる状況に無かつたことに他ならない。新潟県中越地震で震源地となった川口町、隣接する小千谷市での現地調査の聞き取りの中でも、両市町は近隣市町村との応援協定を締結していたが、それぞれの自治体が自分たちの対応でいっぱいとなり、支援を受ける状態では無かつたことを確認している。やはり、局地的に発生する水害の際は有効であっても、広域に影響する地震、特に大地震では、近隣自治体との応援協定に期待するのは難しい。

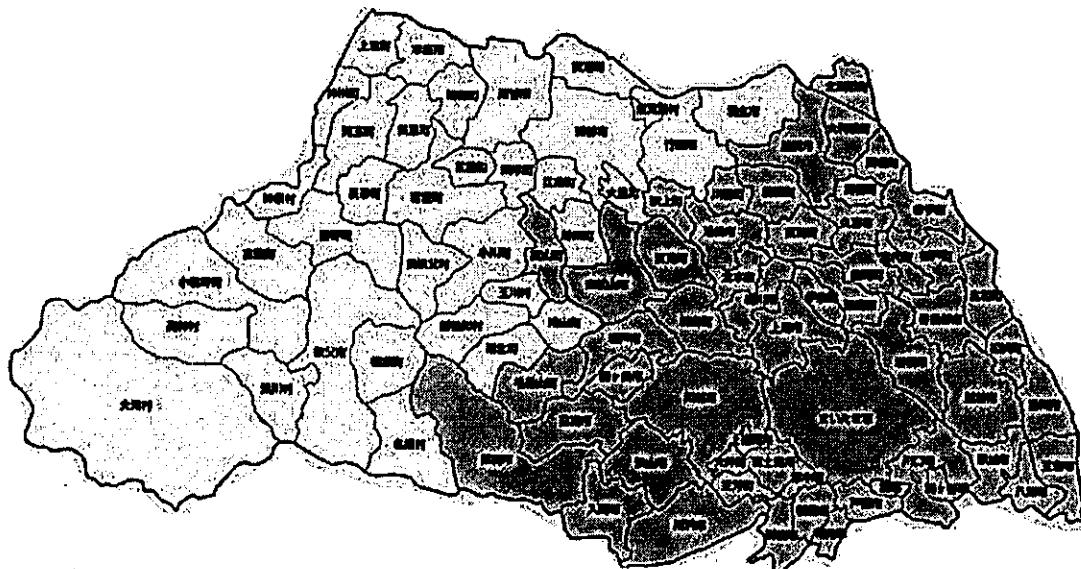


図5-2 南関東地域直下の地震により著しい被害が生じるおそれのある地域の範囲

これらの経験からと推測されるが、阪神・淡路大震災で被災した芦屋市では、震災後新たに締結した協定の締結先は離れた都市を対象としている。広域での災害を想定した協定の有効性を求めた結果であり、近隣自治体との協定しか結んでいない自治体には、適切な相手先との応援協定を早期に締結することを提言する。

協定締結先の選定にあたっては、自治体間の交流が継続して行われることが重要な要素であると強く感じており、その一例として姉妹都市交流を土台とした応援協定の締結を推奨する。

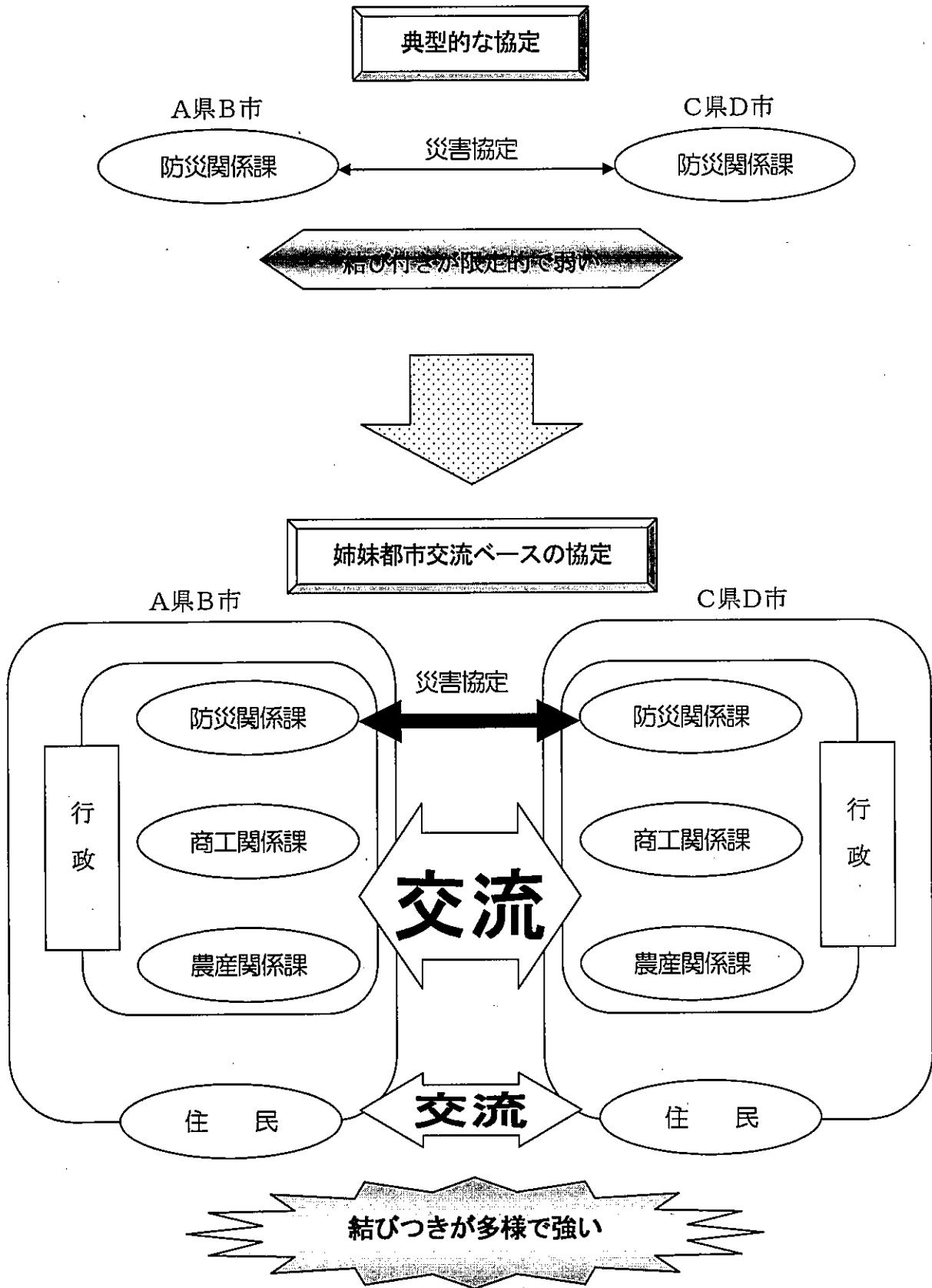


図5-3 姉妹都市交流を土台にした協定のイメージ図

川口町と東京都狛江市。小千谷市と杉並区。この2組は、前述の姉妹都市の関係にある。現地調査から明らかになった事実として、災害時に機能した協定は、日頃から姉妹都市的交流がある自治体と結んでいたものだった。

災害協定を結んだ後に問題になるのが、日頃のつながりをいかに保つかということである。防災担当者同士が定期的な連絡・打ち合わせを行うのは基本ではあるが、形式的なやりとりに陥りやすい。連絡・打ち合わせを継続するのは容易なことではないため、災害分野限定の協定を結ぶのではなく、姉妹都市協定というベースの上に災害協定を締結するのである。

これにより、定期的な打ち合わせだけにとらわれず、イベントという交流の場によって相互のつながりが深まり、いざという時、自治体職員、住民には親近感から「支援する」

「助け合う」という意識が高まることが期待できる。防災担当者だけがつながりを持つのではなく、住民同士がつながりを持つようにすることが重要なのである。救援物資を入れてある箱に日頃交流のある姉妹都市の名前が書いてあれば、ひときわ嬉しく感じるのではないだろうか。

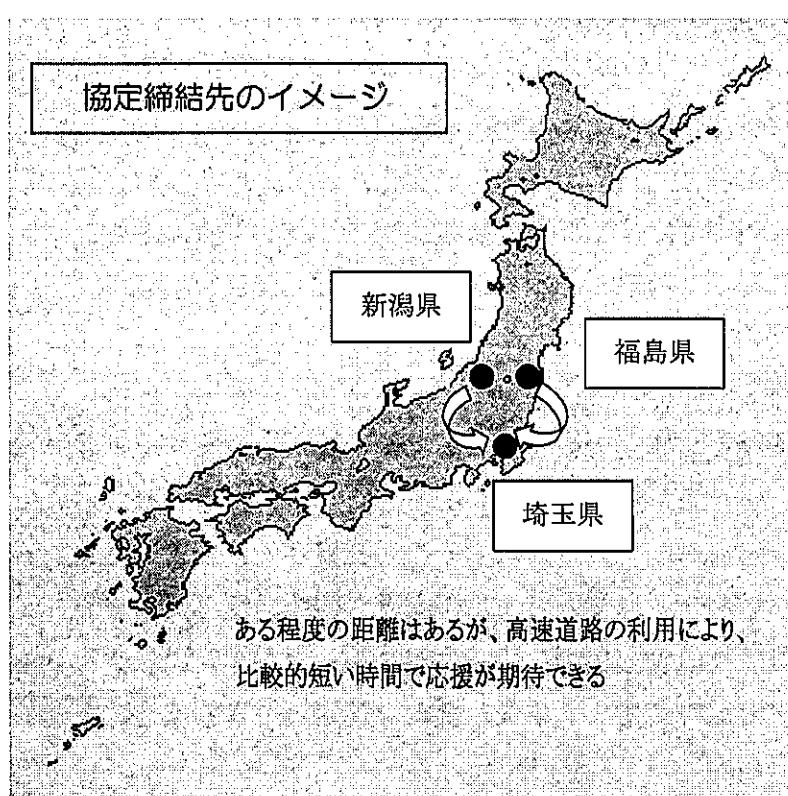


図5-4 締結先の考え方

ただし複数協定を結ぶ場合、相手方が近接する自治体であると、支援する立場の時に十分な応援体制が取れないことが考えられるので要検討である。また、被災後なるべく早くに支援が必要になることを考えると、高速道路等を利用して短時間で到着できる位置、距離が望ましい。幸い本県には、関越道、東北道、常磐道の三つの高速道路が南北に伸び、県内で外環道（将来的には圏央道）によって東西で結ばれることを、相手方の選定にあたっては考慮して欲しい。

3 費用負担の軽減を図り協定の実効性を高める

災害対策基本法における要請側負担の規定を前提にしながら、協定に基づく支援を支援側負担も可能にするなどの運用・手続きを明確にするとともに、災害支援費に関する共済制度設立を検討するなど、被災自治体の費用負担を軽減して、協定に基づく支援要請を躊躇してしまう可能性を排除する。

(1) 必要性

災害対策基本法においては、「地方公共団体の長等が、法の規定により他の地方公共団体の長に応援を求めた場合、応援を求めた地方公共団体が、当該応援に要した費用を負担しなければならない」(法第92条1項)と規定している。こうしたことから、災害時の支援に要した費用は、支援の要請を行った側の負担にすることを原則としているケースが多いようだ。このため、相互応援協定を締結していくながら、要請者側費用負担の原則があるために、必要な支援要請を遅らせる原因となっている事実がある。特に、都道府県や政令市のような巨大な組織になると、首長がすべてを監督することは不可能であるため、支援要請の実務を職員が行うことになる。職員レベルでは、後々の費用負担を考えて、支援要請を控えるということが生じ易く、現に、新潟県中越地震の際、支援を申し出たのに依頼の返事をもらえなかつたという事例があったといわれている。

このように、要請側が負担する場合、災害により財政の悪化が見込まれる上に、更なる負担を求ることになる。費用負担を考慮するあまり必要な支援要請が遅れるといった問題も抱えており、相互応援協定の費用負担のルールを改善する必要があると考える。

(2) 応援費用負担ルールの見直し

先述のとおり、原則、派遣を依頼した側、つまり被災した側が費用を負担することになっているため、初動時において、担当者が費用負担を心配するあまり、派遣要請が遅れる可能性は十分考えられる。また、どちらか一方が負担することを協定内に明言したところで、支援要請側及び支援側のどちらか一方において、このような事態が生じてしまう。しかし、費用は誰かが必ず負担しなければならないため、負担が重くならないように、状況に応じて支援側負担も可能となる協定の条文にするなど柔軟な運用ができる協定にできると望ましい。

また新たな解決方法の案として、災害時の支援費用を分散させる仕組みの構築が挙げられる。図5-5上段のように、a市とb市で締結している1対1の協定では、支援費用を当事者同士で負担しなければならない。しかし、下段のように、a市とb市を含んだ協定グループAと他の協定グループBとが結びつくことになれば、協定グループA(被災自治体含む)だけでなく、協定グループBからも支援を受けることができるため、その費用を分散することができる。この方法は、一種の共済制度であるが、負担を分散することができ

き、かつ合理的である。また協定同士の繋がりによっては、全国的な規模で組織され、制度として確立できるのではないだろうか。

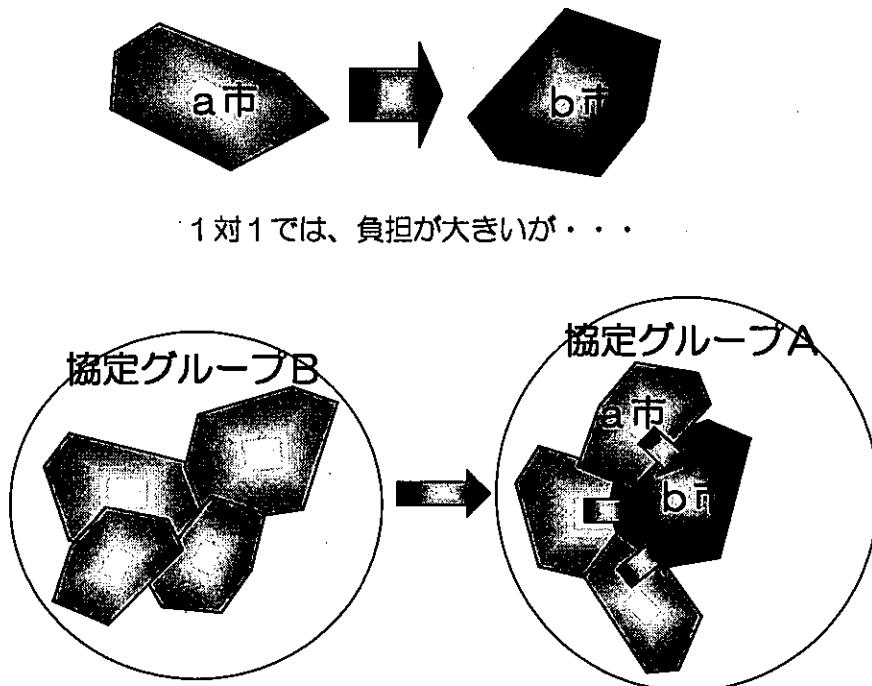


図5-5 グループによる相互支援のイメージ

災害時の相互応援協定には、様々なケースがあるので、各々のケースにおいて最善の費用負担制度を検討せざるを得ない。また、共済制度は、被災自治体の負担を軽減させることができ反面、被災地における支援必要量の把握を煩雑にし、多くの無駄を発生させるデメリットも併せ持っている。しかしながら、費用負担制度の改善が一向に進まなければ、同様な事態を引き起こすことになってしまう。少なくとも、費用負担の問題から、支援が遅れることは回避しなければならない。

以上、費用負担に関する提言を述べた。これらの取組が地方自治体の財政状況や特性に合わせて柔軟に活用できるよう、災害対策基本法の見直しを含めた法制度の充実を期待したい。

4 ロールプレイング形式の訓練（図上訓練）の継続実施

自治体または民間団体との間で結んでいる、災害時の各協定に基づく連絡調整機能の強化、及び各協定が有効に機能するかの検証を行うため、協定に関わる自治体及び民間団体等が一同に参加するロールプレイング形式の防災訓練（図上訓練）を、1年に1回程度、継続的に実施する。

（1）必要性

平成7年の阪神・淡路大震災以降、本県及び県内各市町村において、危機管理体制の強化を積極的に図っているところである。また、平成16年に発生した新潟県中越地震、北海道十勝沖地震、宮城県北部地震などの地震が頻発し、東海地震、東南海・南海沖地震等の大規模地震の逼迫性が指摘されていることから、その傾向は益々強くなっている。

このような時代背景の中、本県では、南関東直下の大規模な地震災害に対応するため、防災関係機関とも連係した総合的かつ実践的な訓練のひとつとして、政府及び東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市と合同で、「八都県市合同防災訓練・図上訓練」を実施している。

この訓練は、「八都県市相互応援協定」に基づく八都県市間の連絡調整機能の検証、強化及び過年度に実施した同訓練実施報告書における課題への対応、八都県市と国の連絡調整機能の検証、強化、八都県市相互応援協定などの広域応援協定ほか、地域防災計画、防災関係機関の作成する災害応急対策に係わる規定等の課題を抽出し、防災対策の検討を行うことを目的として実施している。

現在、県内市町村における災害時の相互応援協定は、192件（平成16年4月1日現在）締結されている。また、自治体間の相互応援だけでは不備だと考えられる衣・食・住及び医療に関する事項については、民間団体と応援協定を締結している状況である。これらの協定の締結年月日を確認すると、古くは昭和51年から締結されており、最新のものではつい最近締結されている協定もある。これら災害時の相互応援協定による支援は、被災した自治体にとって、非常に有効なものとなることが推測される。

しかしながら、協定締結に際して、本来の目的を達成できるかどうかの検証を実施している自治体はほとんどない。例えば、新潟県中越地震において「山積みにされた救援物資【※P21第3章3（2）中段参照】」について話題となつたが、この事実を受けて、「救援物資の調達・輸送に関する協定」を既に締結している自治体が、問題点を検証しているかというと、その答えは「NO」である。「山積みにされた救援物資」という課題が既にある以上、この課題を解消することは、至極当然のことだと考えるが、それを放置したままあるいは、対岸の火事程度の意識である。「山積みにされた救援物資」は、実体験に基づいた課題であるが、このこと以外にも、実際に動いてみないと判らない事態が多数想定される。そういう事態を招かないためにも、実際に即したロールプレイング形式の訓練（図

上訓練) の実施が必要である。

(2) ロールプレイング形式の訓練(図上訓練)とは

ロールプレイング形式の訓練(図上訓練)とは、訓練参加者が、さまざまな方法で付与される災害状況を分析判断し、活動方針の決定等の対策案を決定する「意思決定訓練」である。

この訓練は、あらかじめ決められたシナリオに基づいて行う実動訓練で、災害時の応急対応では「意思決定」が重要な要素であることから、こうした図上訓練は、極めて実践的な防災訓練と言われている。具体的な訓練方法は、訓練統制部から各部局の訓練実施部に対して、可能な限り災害時の環境に近い条件を状況付与カード等で、隨時付与し、これを受けた各部局の訓練実施部は、必要な意思決定と行動を図上で処理する。

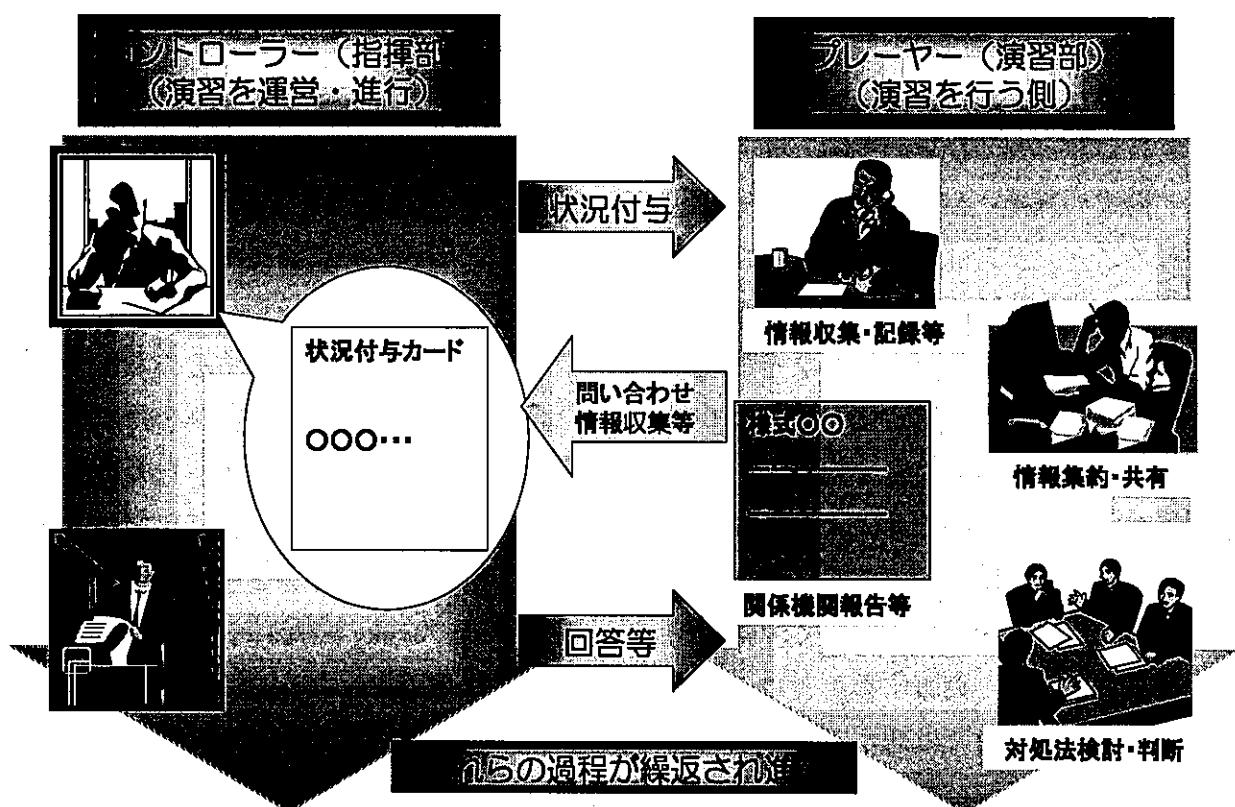


図5-6 ロールプレイング形式訓練のしくみ

従来の展示訓練と図上訓練との比較については次表のとおり。

表5－2 展示訓練と図上訓練の比較

	展示訓練（従来の訓練）	図上訓練
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の動きの確認に主眼を置く。 ・関係者の防災意識の向上に適する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況判断の訓練に適する。 ・課題の抽出に主眼を置く。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練参加者は、訓練の過程では、状況判断を求められない。 ・シナリオに従った行動を行う。 ・実員の動きを伴う。 ・所定の動きを的確に実施できることを確認するため訓練シナリオが必要とされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練参加者は、訓練の過程で状況判断を求められる。 ・訓練参加者と訓練統制部の間で双方のやりとりが可能である。 ・実員の動きを伴わない。 ・対処、状況判断に当たっての課題が抽出されるよう訓練シナリオが設定できる

(3) 効果

(2) で述べた、従来の訓練とロールプレイング形式の訓練の相違点から、ロールプレイング形式の訓練における目的は、『参加者に状況判断が求められること』及び『課題が抽出されること』が挙げられる。この二つの目的は、相互応援協定を有効にかつ円滑に運用し、協定の目的を達成させる上で重要な要素となる。というのは、訓練を行うことによって、参加者一人ひとりが主役となるため、それぞれの役割分担をイメージすることができる。災害時に相互応援協定により、他の自治体や民間団体に支援を求める役割を担っている者は、従来締結することで完結していた協定を、訓練とはいえ実際に運用する機会を得ることができる。そのことにより、付与された状況に適宜対応できたのか、できなかつたのかが結果として残るのである。つまり、過去の苦い実経験からの課題を検証し克服するという事後対処的な手法ではなく、ロールプレイング形式の訓練の実施により、予め課題を抽出し、検証し、克服する、といった予防的な対処が実現可能となるのである。

被災時には、平時では想定できないような事態が起こりうる可能性がある。それらの事態に対応するために、訓練により抽出可能な課題を克服しておくことは、各自治体における最低限の準備であると考える。

5 ホワイトマップ（白地図）協定

大地震が発生した場合、どこでどの様な被害が発生しているのか被災情報を迅速に把握し、被災者をはじめ関係者に伝えることが必要である。

特に、道路の被災情報は、緊急車両や救援車両、ボランティアの方々、遠方に住む関係者等にとって、非常に重要となる。また、応急復旧を速やかに行うためにも、いかに迅速に情報を入手するかが鍵となる。

そこで、情報の提供に関する協定を締結して被災情報の収集手段を確立するとともに、インターネットを活用した道路の被災状況を提供するシステムを構築し、情報の共有化を図る。そして、隨時、情報を更新することで、支援活動等が円滑に行われるようとする。

(1) 情報の収集

情報の収集方法としては、自治体職員が点検するほか、道路管理者が、運送業界や郵便局、新聞配達所、自治会、NPO等の様々な主体と情報の提供に関する協定を締結し、定期的に伝達訓練を行うなど、震災時に被災情報を収集できるような体制を整えておく。

(2) 情報の提供

収集した被災情報を地図に書き込み、ホームページに掲載する。地図は、高速道路、国道など主要な道路を示した広域図と市町村単位の地図で構成し表示する。広域図は、県が関係機関等から情報を収集し作成、更新する。市町村単位の地図は、それぞれの市町村が情報を収集し作成、更新する。そして、広域図に市町村が作成した地図をリンクさせ一体化する。

また、公共、公益機関や避難所、高速道路のSAやPA等でも確認できるよう、通信ネットワークシステムを構築する。さらに、携帯電話からも情報を確認出来るようにする。

被災情報のデータは、リアルタイムで更新し、常に最新の情報を配信する。

先進的な取組として、GIS（地理情報システム）を利用した災害時の道路状況を提供するシステムを開発している自治体がある。将来的には、国、県、市町村が一体となって、システムを開発し、情報を提供できるような体制を整えることが望まれる。



<情報の収集>

- ・自治体職員や協力業者による点検によって、被災状況を確認する。
- ・郵便局などの公共公益機関、タクシーや運送業界、新聞配達所などの企業、自治会やNPO等と情報提供に関する協定を締結する。
- ・ロードレポーター制度を拡充する。

<情報の提供>

- ・インターネットを活用し、道路の被災状況をホームページに掲載する。
- ・被災地図は、広域図、詳細図の2段階構成とし表示する。
- ・県と市町村で予めリンクを貼っておき、それぞれが把握した被災状況を入力する。
- ・避難場所や公共機関、高速道路のSAやPA等でも情報を確認できるよう、通信ネットワークシステムを構築。
- ・携帯メールにより情報を随時配信、確認が出来るようにする。
- ・データはリアルタイムで更新し、常に最新の情報を配信する。

図5-7 ホワイトマップによる情報提供の流れ（イメージ）

6. 避難場所の充実

(1) 輸送基地や避難所のための土地の確保

埼玉県の市街地は、首都20km圏を除き東京から放射状に伸びる鉄道に沿って、概ね2～4kmの幅で形成されている。

市街地の外側には、農地等が広がっており、首都直下地震が発生した場合、遅くとも歩いて30分程度で、建物等の倒壊や延焼の恐れがある住宅密集地域から逃れ、安全な空間へと避難することができる。

また、首都20km圏についても、安行近郊緑地保全区域や一級河川荒川といった震災時に避難できる安全な空間が存在している。

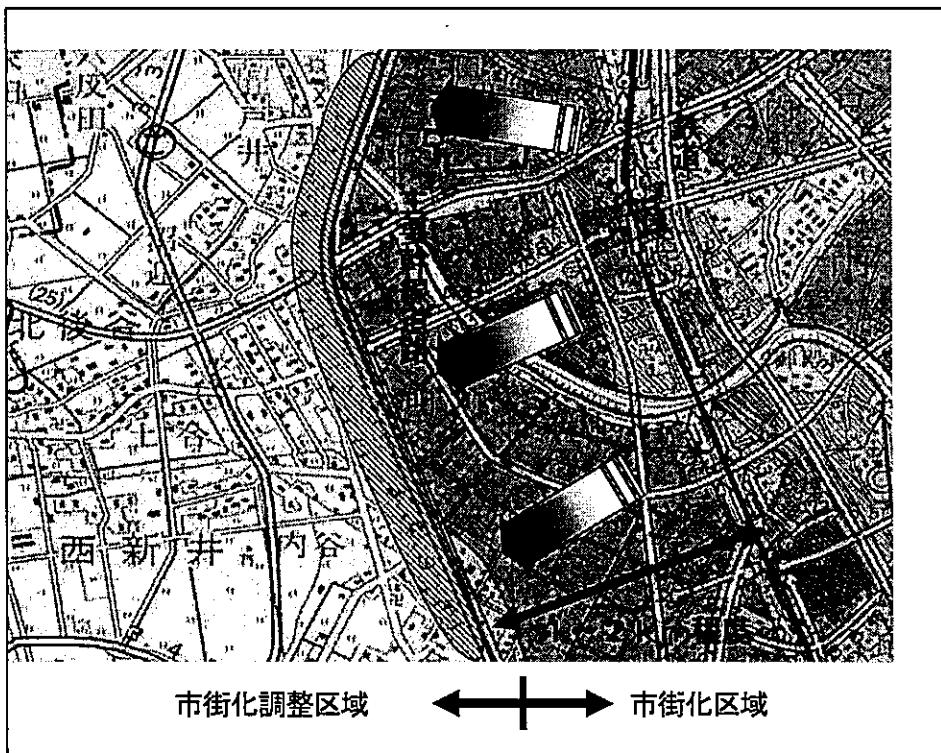


図5-8 輸送基地や避難所等の土地確保のイメージ

一方、物流の大動脈である主要な幹線道路は、東京から放射状に伸びており、阪神・淡路大震災以降の耐震補強等によって、首都直下地震が発生しても、北関東や東北方面、上信越方面との交通を早期に確保することが可能である。

これらの幹線道路を概観すると、郊外部を通過している区間が長く、その沿道には、耕作放棄地が数多く見受けられる。また、市街地部では、大型店舗やガソリンスタンドといった沿道型施設が並び、1宅地当たりの敷地面積が大きな土地利用がなされていることがわかる。

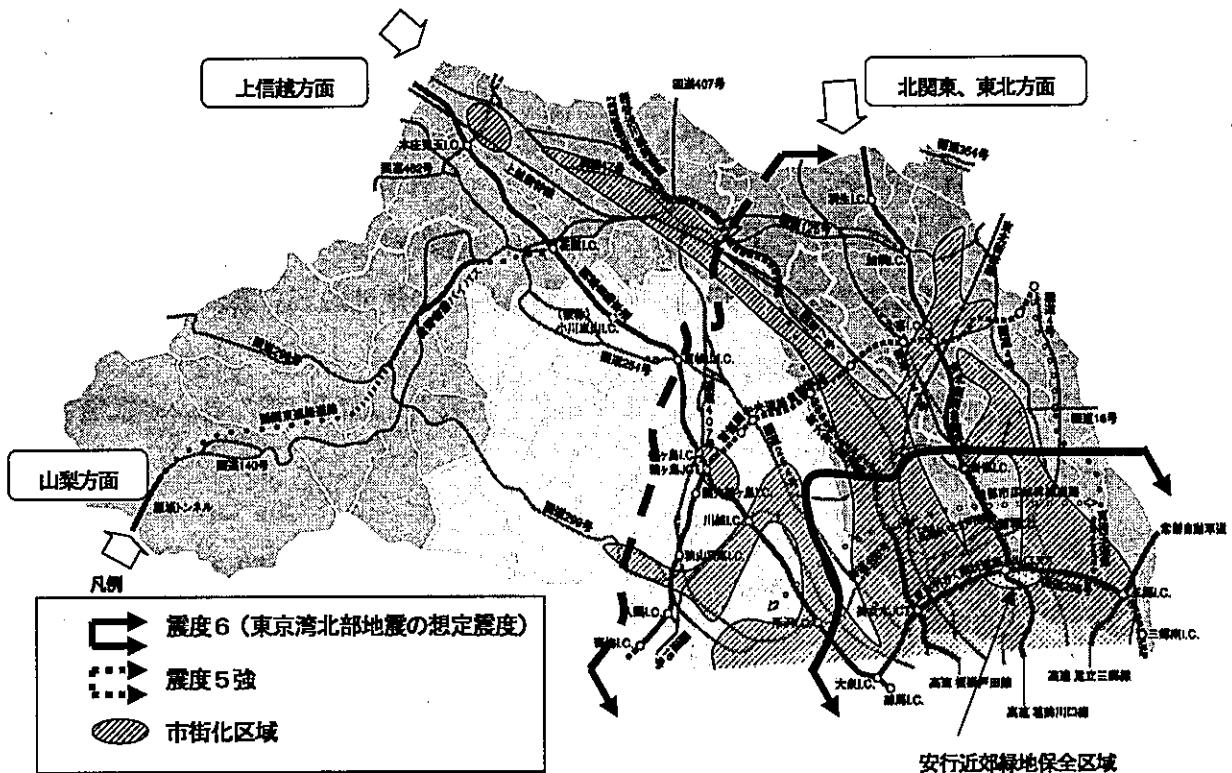


図5-9 震度想定と市街地域と交通網

そこで、災害時には、この都市構造の特徴を活かして、市街地の外周部に支援物資等の輸送拠点や避難所を設置する。設置に当たっては、まず、避難民の発生予測や必要となる物資の推計、橋梁の耐震性能を考慮した道路の整備状況等を総合的に勘案し、効率的で実効性が高い配置を計画しなければならない。高速道路等のサービスエリアや道の駅、大型ショッピングセンターなど大規模な駐車場と水道、トイレが備わった施設の周辺の土地を選定することが効果的である。

そして、被災時には、その土地が輸送拠点や避難所として速やかに利用できるよう、予め地権者と使用貸借に関する協定を締結しておく。また、災害時には、既存施設の水道やトイレ、駐車場等を利用できるよう施設の管理者と調整し、災害時の施設利用に関する協定を締結する。

さらに、輸送拠点や避難地となる土地に対しては、地域防災計画に位置づけ、ハザードマップに明示するなど広報に努めるとともに、わかりやすく示した案内看板を当該土地に設置することが望ましい。

また、市町村と連携し、地権者の協力が得られやすいよう固定資産税の減免措置など税制の優遇制度の導入について検討することが必要である。

新潟県中越地震では、住宅が倒壊し自家用車の中で寝泊まりする被災者が数多く見られた。避難所でのプライバシーの問題や家族だけの空間を確保できる安堵感から、このような行動を選択したものと思われる。

これらの被災者に必要な救援を迅速かつ効率的に行うためには、任意の場所に散らばるのではなく、予め用意した場所に集合してもらう必要がある。当該避難所は、これらのニーズに対応し、ドクターチェックや体操等と併せて旅行者血栓症（エコノミー症候群）の防止対策にも繋がる有効な施策であると考える。

（2）避難所の設備を充実させる

新潟県中越地震では、避難所の設備の改善が重要な課題として浮かび上がった。水や食料、毛布などの必要物資のほかに、情報を得るために設備や仮設トイレを充実させる必要がある。また、被災者のプライバシーを確保することがとても重要である。

情報の入手については、ラジオのみではなくテレビを視聴できるようアンテナ設備や発電機を含め準備しなければならない。トイレについては、高齢者や障害者に配慮し、洋式のものを準備する必要がある。また、被災者のプライバシーを確保するためは、授乳や着替えのための小部屋や間仕切りといった設備が必要となる。しかし、厳しい財政状況の中、数多くの避難所すべてに予め常備しておくのは難しい。

そこで、想定される避難者数に対して必要となる設備を、行政が常備可能なものを除き、企業や組合等と設備の貸与と設置に関する災害協定を締結して、災害時に速やかに使用できるよう準備しておく。

特に、仮設トイレについては、排泄物を処理できるよう清掃組合等と協定を締結することも忘れてはならない。

一方、下水道については、破損の状態を確認することが難しい。地震によって断裂すると、汚水が流れずに滞留し、通水の復旧とともに増大してあふれ出る恐れがある。このため、汚水を定期的に汲み出さなければならない。また、復旧工事を行う際にも、汚水の汲み出しが必要となってくる。

そこで、仮設トイレの排泄物処理と併せて、清掃組合等とバキュームカーの手配と汲み出しに関する協定を締結する。また、水道が途絶した場合には、復旧するまで間、水が必要となり給水車の手配に関する協定も忘れてはならない。そして、相互に密接に関連するものについては、行政が各事業者等に指示するのではなく、各事業者間で調整し合い、供給できるよう体制を整えておくことが有効である。

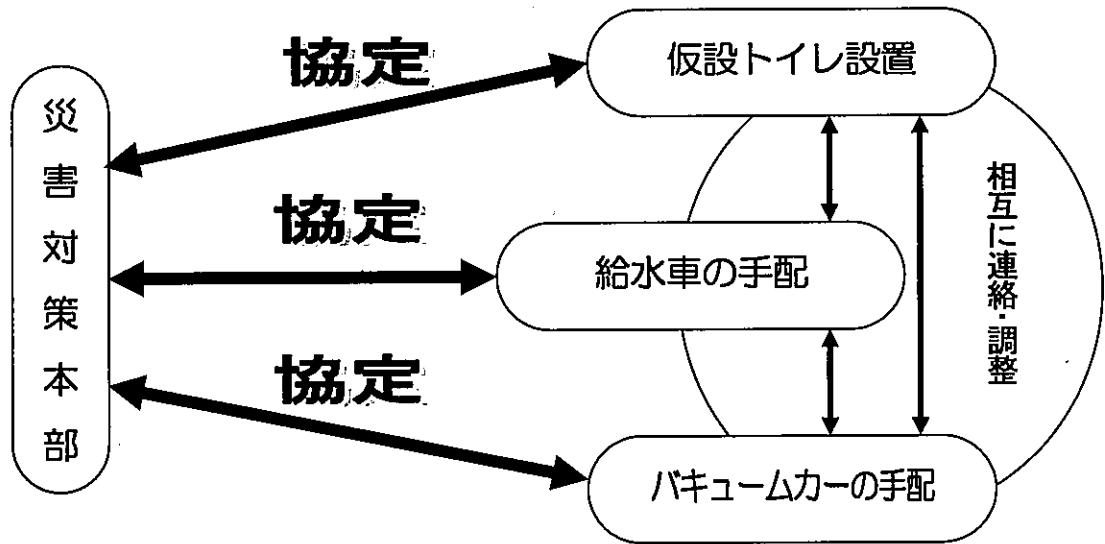


図5-10 イメージ図

7. 防災意識の向上と地域防災力の強化

(1) 求められる地域の防災力

首都直下地震から、生命や財産、生活を守るためにには、住民の自助努力や近所や地域の助け合い、行政の公助をそれぞれバランスよく強化しなければならない。

阪神・淡路大震災では、建物や家具等の倒壊による死者が、全体の8割を占めた。建物や家具の倒壊から身を守るためにには、建物の耐震補強や転倒防止用器具の設置などの対策が必要不可欠である。また、食糧や生活物資の備蓄、避難用持ち出し袋の常備、避難所や避難ルートの検証など、住民一人一人が地震に対する備えを日頃からしっかりと行わなければならない。

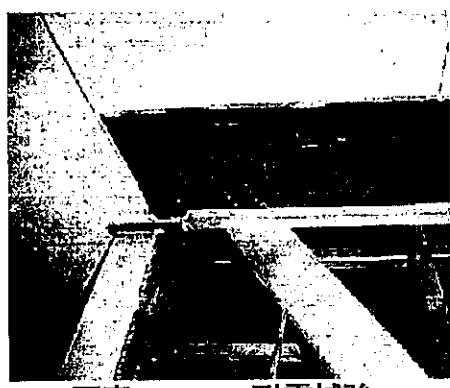


写真5-6 耐震補強

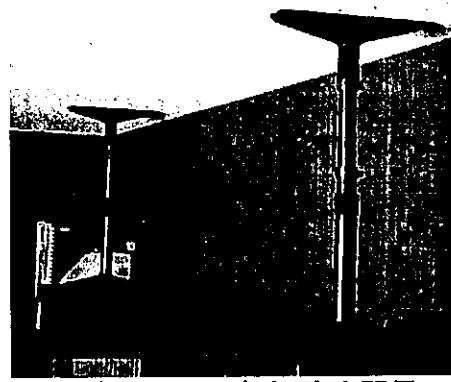


写真5-7 転倒防止器具

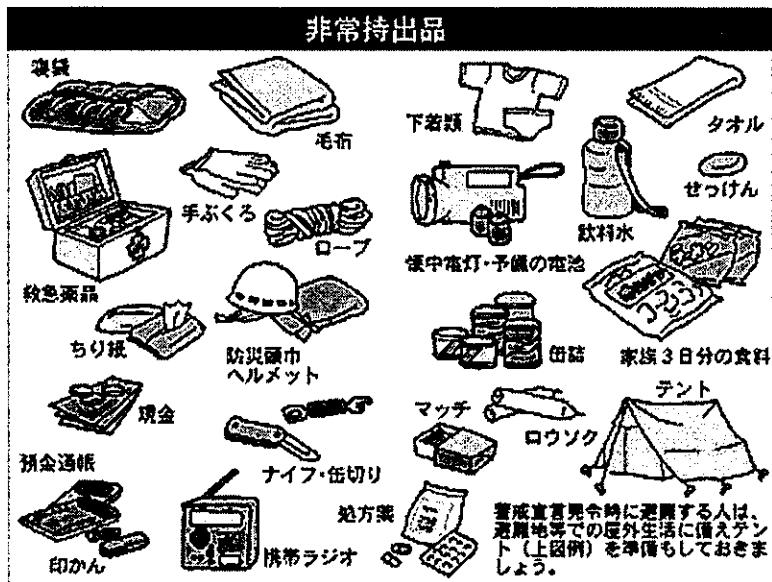


図5-11 防災グッズの例

地震によって、一度に多くの箇所で火災が発生した場合、消防車の不足が懸念される。特に、密集市街地では、路地がブロック塀の倒壊等によって通行不能になる可能性が高く、延焼が広がる恐れがある。

これらに対処するためには、地震時に近所同士の消火活動や安否確認などが円滑に行えるよう、地域が一体となって、防災訓練や啓発活動を継続的に行うことが必要である。また、その実効性を高めるためには、何よりも普段からのコミュニケーションが重要な鍵となる。

しかし、近年、少子高齢化の進展や核家族化、伝統・文化や中心市街地の衰退、人のつながりの希薄化などによって、地域コミュニティが衰退している。また、個人の防災意識も徐々に高まりつつあるものの未だ十分とはいえない。

一方、一部の地域でNPOや自治会等を中心とした防災力の強化に関する取組が進められている。首都直下地震の発生が危ぶまれる今、これらの取組が、他の地域へと、そして県全体へと広がって、地域の防災力が強化されていくことが期待される。

(2) 災害協定の締結と普及

災害協定を積極的に活用し広く広報することで、防災意識の向上を図り地域防災力の強化を促進する。

具体的には、企業や民間団体、地権者とこれまで述べたものを始め、各分野の災害協定を広く積極的に締結する。このことによって、協定の直接的効果だけでなく、締結の過程で、首都直下地震について考える機会が生まれ、防災意識を高めることができる。

そして、あらゆる媒体を活用して広く地域に広報することで、県全体へと広げる。この広報によって、自助努力の普及・啓発を促進することができる。また、防災訓練や防災に

関するイベントへと発展することによって、コミュニケーションを図る機会が生まれ、地域力の強化が促進される。

(3) NPOとの連携

入間市では、地元のNPOと協定を締結し、災害時には、避難所への仮設トイレの設置や生活水搬送車、バキュームカー、ゴミ回収車、災害廃棄物の処理といった一連の手配を行政に変わって指揮をとることになっている。

このNPO法人が担うのは、トイレに関する手配であり、関係する業者等との連絡調整である。実際の設置や汲み取り等の処理は、それぞれの専門業者が行うことになっている。

また、日頃から各地の防災訓練に参加するなど、危機管理の強化に努め、活動をとおして廃棄物処理業者等とのつながりを築いている。

新潟県中越地震の被災地では、ボランティアセンターの運営を、行政ではなく社会福祉協議会が行い、ボランティア活動の中心を担った。災害時では、行政にできることは限られている。入間市や新潟県中越地震の例のように、NPOとの協働・連携がとても大切であり、活動内容や連絡体制、費用の負担、平常時の訓練など、協定を結ぶことによって明確にし、災害時に円滑に機能するよう体制を整えておくことが有効である。

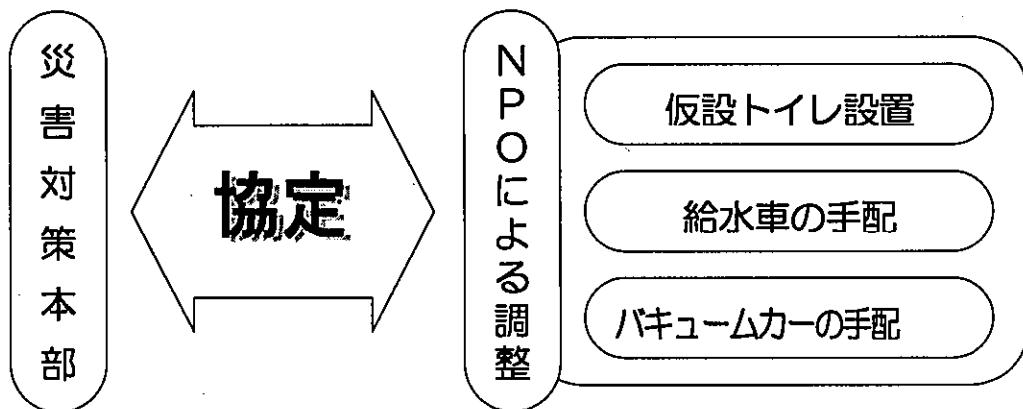


図5-12 イメージ図

(4) 情報収集力の強化と地域防災力の向上

震災時では、被害状況や被災者の数、要援護者の情報を迅速に把握することが重要である。しかし、行政だけでは、これらの情報を迅速かつ正確に収集することはできない。

そこで、各自治会単位で、情報の収集や市町村への伝達を行って頂くよう協定を締結する。これにより、情報収集力の強化はもちろんのこと、災害に対する意識を高め地域防災力の向上を促進させることができると考える。

坂戸市の鶴舞自治会では、平成13年4月に自主防災委員会を立ち上げ、大地震等の災害発生時に重要な要援護者の支援に対して「緊急時要援護者支援システム」を構築した。

このシステムは、災害時に要援護者を支援するためのシステムである。今後、各市町村

がそれぞれの自治会に対して積極的にアプローチし、この取り組みを広げていくことが望ましい。さらに、活動の支援や情報の提供について、災害協定を締結することで、迅速な救援活動が行えると考える。

新潟県中越地震では、高齢者や障害者の方々が避難所等において、不自由な生活を余儀なくされた一方で、長岡市では、震災前に社会福祉法人等と協定を締結していたために、福祉施設への緊急受け入れを迅速に進めることができた。

災害時要援護者をいち早く発見し、適切なケアを行うためには、高齢者や障害者を支える人々との協力関係を築くことが大切であり、社会福祉法人や自治会、NPO等と自治体が協定を締結するなど、災害協定というツールを活用することによって、地域全体の防災力を強化することに繋げができると考える。

～ 坂戸市の鶴舞自治会「緊急時要援護者支援システム」～

要援護希望世帯・支援可能世帯の情報は、年1回の防災調査、民生児童委員の日常活動などから把握しており、民生児童委員と自主防災委員会が共有している。その後、自主防災委員と民生児童委員が要援護希望世帯に対して戸別に確認し、支援可能世帯を尋ね、援護を依頼している。現在、要援護者数約50名に対し、80世帯が支援者となりサポートを実施中である。また、災害時の情報収集伝達を迅速に行うために防災バイク隊を結成している。

まとめ

第5章の提言7で、防災意識の向上と地域防災力の強化について述べた。大地震から、かけがえのない生命や財産、生活を守るために行政の公助だけでは限界があり、住民の自助努力や、近所・地域の助け合いが非常に重要なためである。

自助、共助、公助の組合せにより防災体制が構築されていくのである。私たちが研究を行っている際に、興味深い話を知ることができた。「住民が災害時に期待する防災体制のバランスは、自助：共助：公助=1：2：7である。しかし、実際の災害直後における防災体制は、自助：共助：公助=7：2：1となる。」

やはり、災害時における防災力の向上を図るために自助と共助を含む「地域防災力」を抜きにしては語れないという結論に私たち研究チームは至ったのである。

特に、地域防災力における共助の分野が弱いと、防災、減災能力が下がってしまうことが、新潟の視察で明確になった。被災時には、住民同士が物資を譲り合ったり、消火活動や瓦礫の下に埋まってしまった人を救い出したりするなどの行動をとることが非常に重要である。我々は研究を進めていく中で、いくら協定を締結したとしても、地域防災力を高めない限り、効果が水の泡になってしまふ事が分かってきた。

そこで、地域防災力に関する考察について、前章までと違つて提言という形ではなく、一つの意見として述べたい。

日本の社会（コミュニティ）は経済成長に伴い、流動性の高いものへと変化してきた。特に大都市を構成している地域では、住民の多くが地方出身者の可能性もある。こうしたことから、短期間における住民の流動化が隣近所の関係を希薄にさせ、時に集合住宅などにおける「隣に住んでいる人の顔も知らない」事態を巻き起こしているのではないだろうか。

新潟視察の際にこの点について質問したところ、予想どおりの答えが返ってきた。新潟県都市部にある避難所での置き引きや詐欺の発生割合が周辺部のそれに対して高かつたとのことである。都市部の避難所生活では、周りは知らない人ばかりだから、防犯力が下がってしまうのも仕方ないのだろうか。また、新潟視察では、担当者から「避難所生活者がお客様気分でいる所と、自分達で自治組織をつくっている所では全然違う」というお話を頂戴した。後者のような避難所では、そこを担当する行政職員の数が他所よりも少なくて済むから、余った職員は他の業務を行うことができ、結果、復興が早く進む。一人一人の行動は小さなものかもしれないが、それが積み重なればきっと大きな成果を生むだろう。

平成17年埼玉県政世論調査報告書によれば、県政への要望の1位が「防犯の地域づくりをすすめる（26%）」となっている。この結果を踏まえると本県における地域力のアップは必要不可欠だと考える。

ところで、日常生活において、皆さんは地震に対する警戒心をどの程度お持ちだろうか。恐らくそれ程高くないのではなかろうか。普段の生活では、たくさんの事に気を使わねばならない。このような環境の中では「地震に気を付けて」と誰かに言われてもピンとこないのが実情だろう。災害時には行政が適切な対応をするべきで、私は被災者でしかないと誤認をされていないだろうか。

繰り返しになるが、前述のように、被災時には地域防災力がものをいう。住民同士が助け合い、励まし合って震災後の厳しい状況を乗り切らねばならないのだ。しかし、残念ながら、地域力は短期間で高めることができないという現実がある。

そこで、この地域力を高めるために、例えば地区対抗のスポーツ大会に参加してみたり、地元のお祭りなどの行事に加わってみたりしてみてはいかがだろうか。スポーツの国際試合では日本中が一丸となって応援するが、同じ事を地元の地域で行うことは有効だと考えられる。地元に対する愛着心や、近隣に住んでいる人とのつながりを少しでも持つ事が地域防災力アップのための第一歩ではないだろうか。

もちろん、住民一人一人の防災力アップは欠かせない。防災、減災のためには被害をできるだけ少なくする必要がある。建物が倒壊しなければ、あるいは家具が転倒しなければ、とりあえず命が助かる可能性は高くなる。だから家具の転倒防止装置の設置や、耐震チェックや耐震補強等を住民個人が自発的に行う事が大切である。また、災害直後における食糧の備蓄も住民個人で行うことが基本である。

個人の防災意識の向上を図るためにには、災害協定締結の内容を、地域の広報を通じて住民に周知する事は大変有効である。締結の内容を住民に知らせることで災害に対する危機感が高まり、地域力のアップにつながる。

それらの基本となる住民一人一人の防災意識の向上と同時に、地域力の向上がなされる事が私たち研究チームの理想である。

ここで、私たちの想いを公式で表してみたい。

自助に共助が加われば最強だよね！

「住民の防災意識（自助）」+「地域力（共助）」=「地域防災力」

多くの他人と関わりを持つことは、気を遣うことであるし、時に煩わしく感じるかもしれないが、被災時には大切な信頼関係となるのである。この提言集を読まれた方で、地域力について何かキッカケを掴んだ方がいらしたら幸いである。

資料編

1 アンケート調査等の結果

(1) 調査目的

この調査は、私たち研究チームが、研究にあたり協定についての現況を把握するための基礎資料を得るために、本県内市町村及び被災経験のある自治体を対象に調査を実施したものである。

(2) 調査の設定

①調査対象

ア 本県内市町村（78市町村）

イ 県外の被災経験あり自治体

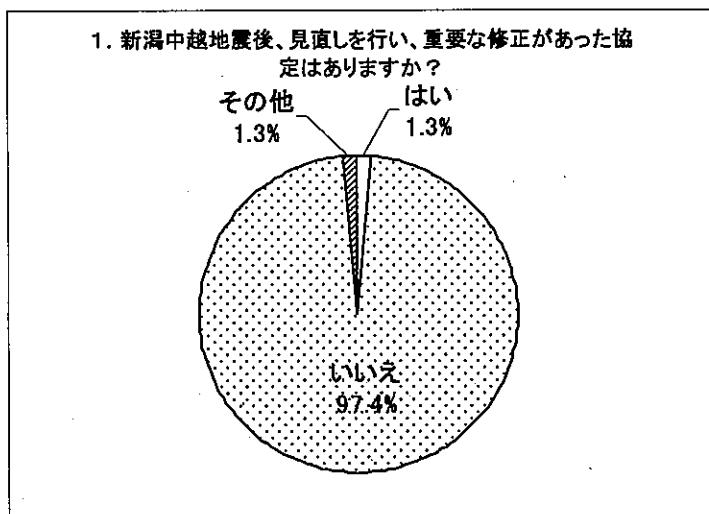
②調査票の配布、回収

ア メールによるアンケート方式

イ メール及び聞き取り調査

(3) 調査結果

①本県内市町村



サンプル数 N=78

はい N=1

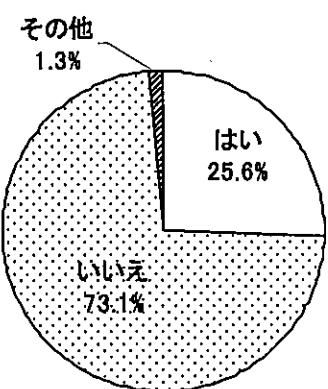
いいえ N=76

その他 N=1

※ その他は未回答を含む。

新潟中越地震後、本県内市町村で協定の修正を行った市町村は78市町村中1件のみであり、ほとんどの市町村で見直しを行っていない結果となった。

2. 今後、新たに締結を予定している協定はありますか？



サンプル数 N=78

はい N=20

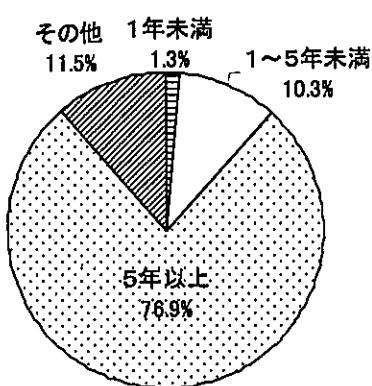
いいえ N=57

その他 N= 1

※その他は未回答を含む。

25. 6%の自治体で予定しており、その協定内容としては、救援物資提供に関するものが約32%を占め、メッセージボード付きの自動販売機・飲料水の供給等、物資供給の協定を検討している自治体が目立った。その他、医薬品医師会等の医療関係、避難所に関する協定が続く。

3. 災害協定の有効期限は何年ですか？



サンプル数 N=78

1年未満 N= 1

1～5年未満 N= 8

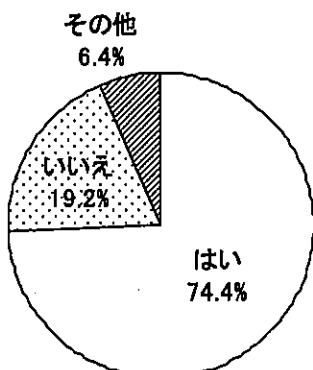
5年以上 N=60

その他 N= 9

※その他は取り決めなし、未回答等を含む。

本県内・被災経験のある自治体共に有効期限は5年以上若しくは定めていないが大半を占めた。更新方法については、「更新は改正等の申し出がなければ自動更新」、又は「1年ごと」としているケースが多く見受けられた。

4. 支援方法はまず要請を受けてからですか？



サンプル数 N=78

はい N=58

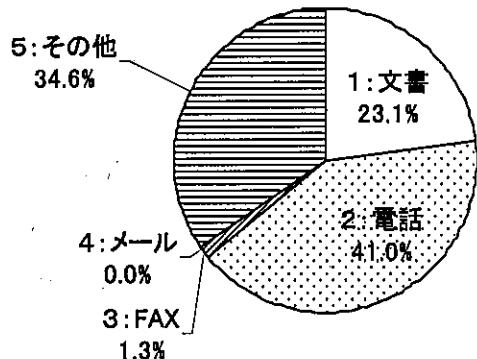
いいえ N=15

その他 N=5

※その他は状況による、未回答等を含む。

支援方法はまず要請を受けてからが 74.4%との結果であったが、状況によっては自主的に支援を行うというケースが大半である。

5. 支援、派遣要請の手続きは文書ですか？電話ですか？



サンプル数 N=78

文書 N=18

電話 N=32

FAX N=1

メール N=0

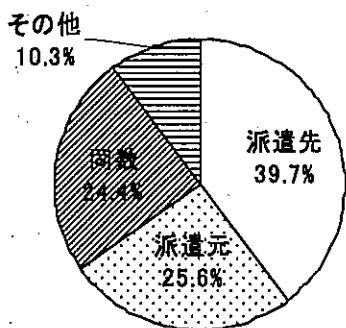
その他 N=27

「電話による」が 41.0%との結果であったが、その他の回答として「文書による要請が原則だが、緊急の場合は電話による要請、その後文書にて提出」という形も多く、電話をしてから文書という形が現状のようである。

また、停電等により電話が不通の場合は、埼玉県防災衛星通信を使用するとの回答も少數あった。

その他、メールでの要請はなしとの結果となった。

6. 貴自治体で締結している(複数の)協定のうち、派遣元の費用負担の数を教えてください



サンプル数 N=78

派遣先 N=31

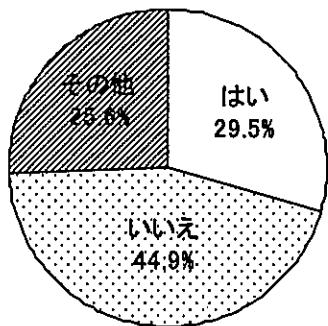
派遣元 N=20

同 数 N=19

その他 N= 8

※その他は取り決めなし、未回答等を含む。

7. 派遣先で事故が発生した場合の補償は、派遣先の負担ですか？



サンプル数 N=78

はい N=23

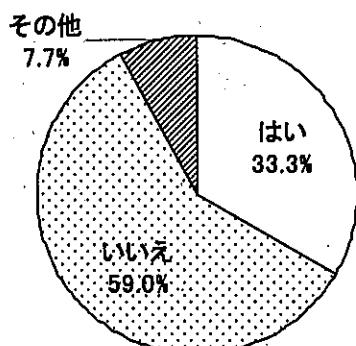
いいえ N=35

その他 N=20

※その他は取り決めなし、未回答等を含む。

「6」の問い合わせに対し、派遣先が負担するケースは39.7%と、派遣元を上回り、「7」の問い合わせでは、事故が発生した場合は44.9%が派遣元負担となっており、逆転する。その他として協定等で明記していないところが多く、今後の検討課題としている市町村が多い。

8. 協定締結先と、協定運用のための定期的な打ち合わせや訓練を行っていますか？



サンプル数 N=78

はい N=26

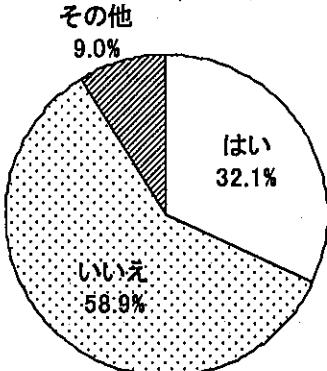
いいえ N=46

その他 N= 6

※その他は未回答等を含む。

定期的な打ち合わせは 59.0% が行っておらず、必要だという意識はあるが、防災訓練だけの行動・交流では動きが鈍る傾向にある。

9. 協定のスムーズな運用のために行動をしていますか？



サンプル数 N=78

はい N=25

いいえ N=46

その他 N= 7

※その他は未回答等を含む。

「協定をスムーズに運用するために、どういった住民への働きかけが必要ですか」との問い合わせに対し、「広報誌・ホームページでの周知徹底や、防災訓練時に周知する。また協定先と交流を深める、防災啓発資料により自主防災組織の向上を図る」等の意見をいただいた（9-2 参照）。

その中で、スムーズな運用のために行動をしている市町村は 32.1% の結果となつた。

9-2. 協定をスムーズに運用するために、どういった住民への働きかけが必要ですか？（自由回答）

- ・ 災害時対応の広報、協定運用を視野に入れた定期的な訓練、協定を結んだ自治体と交流を深め、支援をするための理解を深める。
- ・ 住民へ広報やHP、防災啓発資料、防災訓練等を通じての周知が必要。
- ・ 協定の存在の周知、協定内容によって、協力の依頼。
- ・ 専用の掲示板を作成し、随時ポスター等を掲示。
- ・ 他の自治体や民間企業等と災害時の協定を締結していることを住民に知らせることで、安心感が生まれる。
- ・ 防災マップの全戸配布、防災訓練の実施。
- ・ 被災直後の支援は期待できないため、各家庭で備蓄をするなどの日頃からの備えが重要。
- ・ 広報誌による定期的な啓発活動及び防災マップ等への記載。
- ・ 災害時において、近隣市町村等と協力体制ができていることを周知。
- ・ 応援要請の内容を速やかに把握するための体制づくりに協力していただくことが必要。
- ・ 災害時における応急対策の一つであることをPRする。
- ・ 災害時における市民の混乱を最小限度に抑えるためにも、災害備蓄状況や市民が移動する避難所協定等は広報誌等による周知が必要。
- ・ 自主防災組織の育成、指導、組織率向上、様々な協定締結の周知等。
- ・ 協定先の防災訓練への参加、説明会の実施。
- ・ 広報や防災訓練等を活用して、協定内容のPRや協定締結市のボランティア同士の交流。
- ・ 避難勧告、避難指示の具体的な基準設定が必要。災害発生時に、早急に避難所へ避難できるように住民への周知が必要。
- ・ 県内事業所、民間団体と協力体制を確立する。
- ・ 協定の運用にかかわらず、住民への災害に対する知識、準備等に関する啓蒙啓発が必要。（講演会等において、災害対策について防災知識の普及を図る）
- ・ 地区ごとに定期的な防災訓練等を実施するなど、住民の防災意識を高めて行くための啓発が必要。
- ・ 災害時には、消防団等の支援が必要となる。
- ・ 協定締結先自治体被災時における、被災者の受け入れ等において周辺住民のボランティア的活動支援など。
- ・ 行政区、区長さんに協定先一覧の配布

②県外の被災経験あり自治体

アンケート比較表（被災経験あり自治体・県内市町村）

	被災経験あり	県内市町村
共通	有効期限について 3年 最近は1年ごと若しくは5年以上	5年以上若しくは1年更新
	震災後の見直し 行った (60%)	行っていない (行ったのは1市町村のみ)
	見直し及び今後の予定している協定 医療、相互応援、物資、職員派遣等	救援物資輸送、飲料水供給、医療、避難所等
	要請方法 電話、文書、FAX	文書、電話、FAX(メールは無し)
	定期的な打ち合わせ 協定に記載、慣例として	防災訓練、定例会を実施
	協定のスムーズな運用のための行動	
	住民への働きかけ 平時からの啓発	広報、防災啓発資料などで周知、HP、自主防災組織の育成
	その行動を行っているか 行っている (50%)	行っている (32.1%)

被災経験あり自治体

協定は効果を発揮したか	した(66.7%)
効果的な協定は	避難所、職員派遣
応援要請をしたか	した(50%)しかし、数多く締結している中、2件のみ→近隣は同時被災の可能性あり
応援に係わる財政負担について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃の交流により心配しなかった ・ 後々の費用負担を考え、支援要請を躊躇した
応援に基づく支援、準備は	協定先との情報交換、地域防災計画に記載、定期的な打ち合わせ
協定に基づく応援に行く際の配慮すべき点	職員の認識、応援→自己完結型(ニーズに合わせた支援)

2 現地調査報告

(1) 長岡市・新潟県庁

日 時 平成17年10月25日

場 所 長岡市役所及び新潟県庁

①長岡市（担当者との一問一答）

○震災直後の担当者の対応

- ・10月23日は夜まで電話がかかるない状態だった。
- ・市役所に着いたのは夜の8時だった。

○避難所生活

- ・避難所の収容能力には限界がある。
- ・防災計画の中に協定が入っている。
- ・仮設トイレは階段があるため不便だった。
- ・学校のトイレは壊れて使えない物もあった。
- ・避難所では、避難者がトイレ清掃などを積極的に行ってくれるとありがたい。

○協定に関する費用負担

- ・応援協定の入件費の問題は必ずしも明確ではない。

○防災訓練

- ・防災訓練時に締結先と電話交換だけ行っている。締結先とは担当同士の名簿交換を行っている。

○長岡市の特性

- ・長岡は都市部で、周辺地域から人が流れ込んでくる土地柄である。
- ・共助の分野への協定介入は難しいかもしれない。

○行政の課題

- ・震災時の課題として、危機意識の低さがあった。
- ・危機意識向上には住民に毎年繰り返し情報発信するしかない。
- ・長岡駅周辺は都市部のためコミュニティが希薄である。
- ・震災時、避難所では置き引きがあった。震災後は詐欺が横行した。
- ・橋と擦り付け道路の間に段差が発生し、車が衝突してしまった。
- ・各家庭に情報の受信機を設置したいが、費用の問題もあり、難しい。

○協定締結

- ・協会の活躍が大きかった。

○防災課の発足

- ・防災の担当課は以前無かったが、業務量の増大に伴い課へと格上げした。

【長岡市視察を終えての感想】

担当職員の方には非常に貴重な意見を頂いた。震災直後の厳しい状況をくぐり抜

け、現在もご活躍されている姿には心をうたれた。現場の最前線で起きる事態を詳しく教えて下さった。

市町村職員の業務は、住民との接点が多く、大変重要なものである。

ただ、震災時は長岡市役所の職員も大きな被害を受けているわけで、そのような中、自身の責務を果たそうと努力された話には胸が熱くなった。

私たちの質問に対して、担当の方の説明は親切であった。震災で得た経験を他の自治体にも生かして欲しいという担当者の気持ちがよく伝わってきた。自治体職員としてこのような話が聞けたのは非常にありがたかった。

②新潟県庁

○新しい協定

- ・災害時、輸送があまり機能しなかったので、運送などの協定を締結した。
- ・協定の運用方法については、締結後のメンテナンスが良くなかった。
- ・災害時は被災情報が頼りだが、情報入手が困難だった。

○行政の課題

- ・非常電源の不備があった。緊迫感に欠けていた。
- ・対策室の設備に不備があった。
- ・避難者に対して情報発信が足りなかつたため、不安感を与えてしまった。
- ・義援物資の仕分けに手間がかかつた。
- ・マスコミ対応に苦心した。
- ・今後に備え、被災したときのイメージを持つ事をしたら良いと思う。

○自治体間協定について

- ・兵庫との締結については、被災自治体同士で防災力アップを狙っている。
- ・応援側負担が原則だと思う。協定締結先の担当者の顔が分かると良い。
- ・協定そのものよりも、日々の情報交換が大切。
- ・今後、別の県との提携を考えている。

○HPについて

- ・HPアクセス数は震災後増えたが、徐々に戻りつつある。地域計画をHPで公開している。
- ・応援する側も情報が無いと応援できない。

○被災状況

- ・阪神での経験が生きたのか、ガス漏れが少なかった。

○新潟県の制度や土地柄

- ・補助金制度については国の制度に上乗せしている。
- ・県内市町村の合併が進んでいる。

○民間企業との協定

- ・企業が休日の場合の事も考えないといけないと思う。

○新潟県からの応援

- ・新潟県から県内市町村への応援は述べ5, 000人だった。

【新潟県庁視察を終えての感想】

各種の資料をご提供頂き、誠実な対応をして頂けた。長岡市の担当の方と同じように、被災経験を周りに生かしてもらおうという気持ちがひしひしと感じられた。

地方分権化が進む現在、自治体がどのように危機管理能力を発揮すればよいか、ご自身の体験をもとに意見してもらえた。「地震が起きたとき、どうすればよいか、どのような行動が必要か、というのを頭の中でシミュレーションしてみるだけでも防災能力は高まりますよ」とアドバイスしてくれた。

また、協定についても最新の情報を頂けたので、本研究会において大きな収穫であった。

(2) 川口町・小千谷市

日 時 平成17年11月 4日

場 所 川口町役場及び小千谷市役所

①川口町

○震災直後の状況について

- ・道路に段差があり、車は通行できない。
- ・物資は初期の2～3日は不足。それ以降はさばききれない量が送られてきた。
- ・災害対策本部は、被災後1週間程度は役場前に設置したテント内に置いた。
- ・情報のコントロールは必要だと思う。「足りない」というメディアの報道で全国から膨大な援助物資がすぐに送られてくる。しかし、どのくらい足りないかが、行政側も把握できる状況ではないので、「足りない」という情報しか提供できない。
- ・町の情報収集にはバイクが非常に有効。荷物も運ぶことが出来る。
- ・自転車は、平地では有効だろうが、山間地域ではきついと思う。
- ・食料を備蓄しておくのが難しい。コンビニ等と協定を結ぶのは有効。

○協定について

- ・被災前、周辺地域と2つの協定を結んでいたが、それぞれの自治体が自分の中に手一杯で協定は機能しなかった。
- ・今回のような大規模な地震災害を想定したものではなく、水害などの局地的な大害を想定したもの。大規模震災では、ある程度はなれた自治体との協定でないと有効に働くかない。

- ・川口町出身の人物が仲を取り持って、東京都狛江市との協定を昭和63年に締結していた。

- ・被災後、新たな協定は締結していない。

○狛江市との協定について

- ・狛江市との協定が非常に有効だった。実際には、協定で約束している内容を超えた支援（物、人）になった。
- ・狛江市とは、普段から交流があり、イベントなどが行われるときに相互に人が行き来している。
- ・地震があった翌日には、水、毛布、トイレ（組立式）を届けてくれた。
- ・国道17号を含む町内に通じる幹線ルートが通れない状況で、山道の抜け道を通過してきた。日頃からの交流が役に立った。
- ・費用負担は求められていない。
- ・実際に財政のことが頭に浮かぶのはしばらくたってからである。直接は頭に浮かばない。

○コミュニティの大切さを痛感

- ・集落ごとにまとまっているところは、避難所の設営も自主的に行っていた。行政が何かしてあげられる状態ではなかった。
- ・安否確認の際にも、コミュニティのおかげで相当数の人が助けられた。
(地域の人々に助けられた人も多かった)
- ・仮設住宅についても集落単位で入居できるよう配慮。コミュニティを維持することで孤独死を防ぎたかった。
- ・避難所が出来た後は、役場の人間を連絡要員として配置した。
- ・コミュニティの差は行政に対する協力体制の差にも表れる。町の中心部の住民は行政に求めるという姿勢が強いが、周辺部の住民は、自分たちで出来ることをやろうとする。
- ・計画上の指定避難場所以外にも、実際に避難している人がいる場所を避難場所に指定した。地域の代表が割り振りをして避難させた。

○情報について

- ・情報がないと住民が混乱する。1週間後に電気が復旧してからは、毎日A3判の情報誌を発行して、被害状況、復旧の見通し等を伝えた。
- ・主に、情報誌と防災無線で情報提供を行った。情報が入るようになると、住民は落ち着いてくる。

○ボランティアについて

- ・役場から離れた（川を隔てた）ところにボランティアセンターを設け、そこで業務を行った。

- ・運営はすべて社会福祉協議会にお願いした。
- ・町にはNPO団体はなく、外部から来た団体が活動していた。

○協定の必要性について

- ・必要だ。応援にくるときの気構えが違う。
- ・細目、マニュアルなども必要だろうが、それ以上に日ごろからの交流がものをいう。
- ・柏江市との交流は、企画商工課が窓口になってイベントや事業の交流をしている。

②小千谷市

○震災直後の道路状況と情報収集

- ・車が通れる状態ではなかった。ボランティアのバイク隊（オフロードタイプのバイク）が情報収集を行ってくれた。
- ・郵便局との協定に情報収集も盛り込んでいたが、郵便局がそこまで手が回らず、また、郵便局のバイクでは通行が困難な場所もあった。
- ・全般的に、情報収集にはバイクが役立った。
- ・避難所に物資を運ぶ途中で、他の避難所を発見するということが多くあった。
- ・山間地は孤立してしまい、2日間連絡が取れなかった。

○ボランティアについて

- ・当初、役所の民生部で受け付けていたが、10月27日からは社会福祉協議会に依頼して運営してもらった。
- ・行政はボランティアに対して、食料、宿泊、移動など側面からの支援を行った。

○協定締結状況

- ・周辺自治体、郵便局、アマチュア無線クラブとの協定があったが、機能しなかった。
- ・小千谷出身の学生のための学生寮が東京都杉並区にあったことから交流があり、小千谷市制50周年を機に、協定締結を行った。
- ・被災後、新たな協定は締結していない。

○杉並区との協定について

- ・杉並区とは、日頃から交流がある。10月23日はちょうど杉並区で小千谷市のイベントが行われていた。鯉など、地元の物産を積んでいったトラックに、杉並区のトラック5台を加えて、水と物資を積み込んで小千谷市に向かう。地震発生当日深夜には到着して、さっそく水と食料を配布することができた。
- ・その後、杉並区からは人的支援などもしてもらったが、費用負担は求められない。遠隔地であるが、日頃からの交流が効果を生んだ。
- ・日頃から市長が率先してイベント交流をしている。防災部局だけの交流よりも、

それ以外の交流が多い。そうでないと、交流が長続きしないのではないか。

- ・他の自治体からの打診もあるが、交流が続くかどうかということを考えると、すぐに締結というふうには進まない。
- ・複数の協定を結ぶときは、地域がある程度分散していたほうが有効だろう。
- ・自治体間協定を結ぶ場合、普段も交流できるような相手がよい。姉妹都市に近い形のほうが長続きする。災害に絞るよりは、全般的な交流を考えていく必要がある。

○援助物資について

- ・物資は大量に来る。JTやJAの倉庫も借りた。3日間くらいは昼夜を問わず物資が届き、荷分け作業が続いた。市役所前での積み下ろし作業と積み込み作業が大変な負担で、最後のほうには避難所に直接運んでくれるよう、市役所前で配送指示をした。このような大規模災害では、どこかに配送拠点を設ける必要があるのではないかと感じた。

○検討していること

- ・今回の震災で、避難場所が足りないことが分かった。そこで、大規模小売店など企業との間で、避難場所を確保する方策を検討している。
- ・避難場所と仮設住宅用地として、公有地と民間の土地をある程度確保することも必要であると考える。

○協定の必要性について

- ・必要だ。結んである分野について安心できる。担保される部分があるという安心感がある。また、それをPRすることで住民も安心できる。何もないよりは、協定があったほうがよい。

3 県内市町村資料

(1) 市町村相互応援協定の締結状況一覧

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定先	締結年度
さいたま市	災害時の避難所相互利用に関する協定	県内(岩槻市、朝霞市、他4市)	H8、H9
	災害時の相互応援に関する覚書	県内(吹上町、他10市町)	S54
	首都圏都市長懇話会相互援助協定	県外(水戸市、前橋市、他4市)	S58
	都市防災対策に係る調査・研究等に関する協定	県外(松戸市)	H8
	災害時における相互応援に関する協定	県外(立川市、福島市)	H8
	八都県市災害時相互応援に関する協定	県内(埼玉県) 県外(千葉県、東京都、他)	H15
	14大都市災害時相互応援に関する協定	県外(札幌市、仙台市、千葉市、東京都、他9都市)	H16
川越市	災害時における相互応援に関する協定	県内(坂戸市、他5市町) 県外(高崎市、中核市、他2市町)	S60、H10、H11、H15
	災害時における電子計算機の相互支援	県内(熊谷市)	H11
	災害時の避難場所相互利用に関する協定	県内(さいたま市)	H8
熊谷市	災害時の相互応援に関する協定	県内(深谷市、妻沼町、他6町)	H8
	大規模災害時における相互応援に関する協定	県内(東松山市、他11市町村) 県外(太田市、富士見村)	H8、H9
	災害時における電子計算機の相互支援	県内(川越市)	H11
川口市	避難場所の相互利用に関する協定書	県内(蕨市、草加市、鳩ヶ谷市、戸田市、岩槻市)	H4、H8
	災害時の相互応援に関する覚書	県内(吹上町、川里村、他9市)	S54
	災害時における相互応援に関する協定	県外(横須賀市、他3市)	H8
	災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定	県内(戸田市、草加市、他2市) 県外(足立区)	H8
行田市	災害時における相互応援に関する協定書	県内(加須市、他6市町村) 県外(桑名市、白河市)	H8、H10、H11
秩父市	秩父市と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定	県外(豊島区)	H7
所沢市	大規模災害における相互応援に関する協定	県内(飯能市、狭山市、入間市) 県外(太田市)	H7、H9
	災害時相互応援に関する協定	県外(市原市)	H8
所沢市	災害時における五市相互応援に関する協定	県内(新座市) 県外(東村山市、他2市)	H8
飯能市	大規模災害における相互応援に関する協定	県内(狭山市、他3市)	H7、H16
加須市	災害時における相互応援に関する協定書	県内(羽生市、行田市、騎西町、南河原村、他3村町)	H10
	災害時相互応援協定	県内(本庄市) 県外(深川市、喜多方市)	H8、H9
本庄市	災害時相互応援協定	県内(加須市) 県外(深川市)	H8
東松山市	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、坂戸市、滑川町、嵐山町、川島町、他7町村)	H8
	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	県外(男鹿市、他38市)	H10
岩槻市	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	県内(蓮田市、春日部市、宮代町、白岡町、杉戸町、庄和町)	H8
	災害時における避難場所の相互利用に関する協定	県内(さいたま市、川口市、越谷市)	H8、H9
	災害時相互応援協定	県外(千倉町、小野町)	H8、H10

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定先	締結年度
春日部市	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	県内(岩槻市、蓮田市、宮代町、白岡町、杉戸町、庄和町)	H 8
	災害時における避難場所相互利用に関する協定	県内(越谷市)	H 8
	全国藤の都市災害相互応援協定	県内(羽生市、富士見市) 県外(藤岡市、他10市)	H 10
	春日サミット災害相互応援協定	県外(春日井市、春日居市、春日村、春日町、春日市)	H 11
狭山市	大規模災害における相互応援に関する協定	県内(所沢市、飯能市、入間市) 県外(小平市、他3市町)	H 7、H 8、 H 10
羽生市	災害時における相互応援に関する協定	県内(吹上町) 県外(金山市)	H 9
	災害時における相互応援に関する協定書	県内(加須市、行田市、騎西町、南河原町、他3町村)	H 10
	全国藤の都市災害相互応援協定	県内(春日部市、富士見市) 県外(藤岡市、他10市)	H 10
鴻巣市	災害時の相互応援に関する覚書	県内(吹上町、他10市町村)	S 5 4
深谷市	災害時の相互応援に関する覚書	県内(熊谷市、妻沼町、他6町)	H 8
	災害時における相互応援に関する協定	県外(六日町)	H 7
上尾市	災害時の相互応援に関する覚書	県内(吹上町、川里村、鴻巣市、北本市、桶川市、他6市町)	S 5 4
	災害時の相互応援に関する協定	県外(上田市、片品村)	H 10、H 14
	災害時の避難場所相互利用に関する協定	県内(蓮田市)	H 14
草加市	災害対策に関する相互応援及び協力に関する協定書	県内(越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)	H 8
	災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定	県内(川口市、他3市) 県外(足立区)	H 8
越谷市	災害時における相互応援協定に関する協定	県外(高崎市、二本松市)	H 7、H 8
	災害に対する相互応援及び協力に関する協定	県内(草加市、吉川市、八潮市、三郷市、松伏町)	H 8
越谷市	災害時における避難場所相互利用に関する協定	県内(春日部市、岩槻市)	H 8
蕨市	避難場所の相互利用に関する協定	県内(川口市、他3市)	H 4
	災害時の相互応援に関する覚書	県内(吹上町、川里村、鴻巣市、北本市、桶川市、他6市町)	S 5 4
	災害時に対する相互応援及び協力に関する協定	県外(片品村)	H 8
戸田市	災害時の相互応援に関する覚書	県内(吹上町、川里村、鴻巣市、北本市、桶川市、他6市町)	S 5 4
	避難場所の相互利用に関する協定	県内(川口市、他3市)	H 4
	災害時における相互応援に関する協定	県内(美里町) 県外(大信村、戸田村)	H 7、 H 8
	災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定	県内(川口市、他3市) 県外(足立区)	H 8
	大規模災害時の相互応援に関する協定	県外(伊丹市、徳山市、青梅市、常滑市、大竹市、他11市町)	H 9
入間市	大規模災害における相互応援に関する協定	県内(所沢市、飯能市、狭山市)	H 7
	大規模災害における姉妹都市相互援助に関する協定	県外(佐渡市)	H 8
鳩ヶ谷市	災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定	県内(川口市、他3市) 県外(足立区)	H 8
朝霞市	全国青年市長会災害相互応援協定	県外(今市市、他56市)	H 7
	災害時相互応援に関する協定	県内(志木市、和光市、新座市)	H 8

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定先	締結年度
志木市	災害時相互応援に関する協定	県内(朝霞市、新座市、和光市)	H8
	災害時における避難場所、相互利用に関する協定	県内(さいたま市)	H9
	災害時相互協力に関する協定	県内(富士見市)	H9
	大規模災害時における相互応援に関する協定	県外(館林市)	H9
和光市	災害時相互応援に関する協定	県内(朝霞市、新座市、志木市)	H8
	災害相互応援協定	県外(佐久市、烏山市)	H7、H8
新座市	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	県外(今市市、他56市)	H7
	災害時における相互応援に関する協定	県外(西那須野町、中里村)	H7
	災害時における五市相互応援に関する協定	県内(所沢市) 県外(東村山市、清瀬市、東久留米市)	H8
	災害時相互応援に関する協定	県内(朝霞市、志木市、和光市)	H8
桶川市	災害時の相互応援に関する覚書	県内(吹上町、川里村、鴻巣市、川口市、北本市、他6市町)	S54
	災害時における相互応援協定	県外(安中市、真岡市、武蔵村山市)	H9、H12
久喜市	災害時における相互応援に関する協定	県内(白岡市、蓮田市、幸手市、宮代市、菖蒲町、他3町)	H12
	結城市・久喜市災害時相互応援協定	県外(結城市)	H11
北本市	災害時の相互応援に関する覚書	県内(吹上町、川里村、鴻巣市、川口市、桶川市、他6市町)	S54
	災害時における相互応援に関する協定	県外(会津坂下町、富津市、牛久市、十日町市)	H8、H9、H10、
八潮市	災害時における相互援助に関する協定	県外(足立区)	H7
	災害に対する相互応援及び協力に関する協定	県内(草加市、越谷市、吉川市、三郷市、松伏町)	H8
富士見市	災害時における相互応援に関する基本協定	県内(上福岡市、三芳町、大井町)	H8
	災害時における避難場所相互利用に関する協定	県内(さいたま市)	H9
	災害時相互協力に関する協定	県内(志木市)	H9
	全国藤の都市災害相互応援協定	県内(羽生市、春日部市) 県外(藤岡市、他10市)	H10
上福岡市	災害時における相互援助に関する基本協定	県内(富士見市、三芳町、大井町)	H8
三郷市	災害に対する相互応援及び協力に関する協定	県内(草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町)	H8
	三郷友好都市災害時相互応援協定	県外(三郷町、三郷村)	H8
蓮田市	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	県内(さいたま市)	H8
	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	県内(岩槻市、春日部市、宮代町、白岡町、杉戸町、庄和町)	H8
	災害時における相互応援に関する協議書	県内(久喜市、幸手市、宮代町、白岡町、菖蒲町、他3町)	H12
坂戸市	災害時の相互応援に関する協定	県内(熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、他8町村)	H8
	災害時における相互応援に関する協定書	県内(川越市、日高市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町)	H10
幸手市	災害時における相互応援に関する協議書	県内(久喜市、蓮田市、宮代町、白岡町、菖蒲町、他3町)	H12
鶴ヶ島市	災害時における相互応援に関する協定書	県内(川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町)	H10
日高市	災害時における相互応援に関する協定	県内(川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、他3市町)	H10 H16
	全国日高災害時相互応援に関する協定	県外(北海道、兵庫県、和歌山県、高知県の日高市)	H10

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定先	締結年度
吉川市	全国青年市長会災害相互応援協定	県外(今市市、他56市)	H8
	災害に対する相互応援及び協力に関する協定	県内(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町)	H8
	埼玉県吉川市・岩手県室根村災害応援協定	県外(岩手県室根村)	H9
伊奈町	災害時の相互応援に関する覚書	県内(吹上町、川里村、鴻巣市、北本市、桶川市、他7市町)	S54
吹上町	災害時の相互応援に関する覚書	県内(伊奈町、川里村、鴻巣市、北本市、桶川市、他7市町)	S54
	災害時における相互応援に関する協定	県内(羽生市)、県外(金山市)	H9
大井町	災害時における相互援助に関する基本協定	県内(富士見市、上福岡市、三芳町)	H8
三芳町	災害時における相互援助に関する基本協定	県内(富士見市、上福岡市、三芳町)	H8
	非常災害時等における相互応援に関する協定	県外(豊島区)	H9
毛呂山町	災害時における相互応援に関する協定	県内(川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、越生町)	H10
越生町	災害時における相互応援に関する協定	県内(川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町)	H10
滑川町	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、東松山市、坂戸市、嵐山町、小川町、他7町村)	H8
嵐山町	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、川島町、他7町村)	H8
小川町	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、他7町村)	H8
都幾川町	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、他7町村)	H8
玉川町	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、小川町、他7町村)	H8、H11
		県外(玉川村、玉川町)	
川島町	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、他13町村)	H8、H10
		県外(岐阜県川島町)	
吉見町	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、他7町村)	H8
鳩山町	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、他7町村)	H8
吉田町	全国吉田町における災害時の相互応援協定	県外(新潟県、静岡県、他3県)	H9
荒川村	荒川村と荒川区の非常災害時における相互応援に関する協定書	県外(荒川区)	H7
東秩父市	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、他7町村)	H8
美里町	災害時における相互応援に関する協定	県内(戸田市)	H8
大里町	災害時の相互応援に関する協定	県内(熊谷市、深谷市、妻沼町、岡部町、寄居町、他3町)	H8
	大規模災害時における相互応援に関する協定書	県内(熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、他7町村)	H8
江南町	災害時の相互応援に関する協定	県内(熊谷市、深谷市、妻沼町、岡部町、寄居町、他3町)	H8
	大規模災害時における相互応援に関する協定	県内(滑川町)	H8
妻沼町	災害時の相互応援に関する協定	県内(熊谷市、深谷市、岡部町、寄居町、大里町、他3町)	H8

災害協定について考える

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定先	締結年度
岡部町	災害時の相互応援に関する協定	県内(熊谷市、深谷市、妻沼町、川本町、寄居町、他3町) 県外(静岡県岡部町)	H8、 H13
川本町	災害時の相互応援に関する協定	県内(熊谷市、深谷市、岡部町、寄居町、大里町、他3町)	H8
花園町	災害時の相互応援に関する協定	県内(熊谷市、深谷市、岡部町、寄居町、大里町、他3町)	H8
寄居町	災害時の相互応援に関する協定	県内(熊谷市、深谷市、岡部町、大里町、江南町、他3町)	H8
騎西町	災害時における相互応援に関する協定書	県内(加須市、羽生市、行田市、南河原町、川里村、他2町)	H10
	災害時の相互応援に関する協定	県外(氏家町)	H10
南河原町	災害時における相互応援に関する協定書	県内(行田市、加須市、羽生市、騎西町、川里村、他2町)	H10
川里村	災害時における相互応援に関する協定	県内(行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原町、他2町)	H10
北川辺町	災害時における相互応援に関する協定書	県内(行田市、加須市、羽生市、騎西町、川里村、他2町村)	H10
	三国サミット会議構成市町の災害時における相互応援に関する協定	県外(古河市、綏和町、野木町)	H8
	アヤメサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書	県外(34自治体)	H12
大利根町	災害時における相互応援に関する協定書	県内(行田市、加須市、羽生市、騎西町、川里村、他2町村)	H10
宮代町	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	県内(岩槻市、春日部市、蓮田市、白岡町、杉戸町、庄和町)	H8
	災害時における相互応援に関する協定書	県内(久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、菖蒲町、他3町)	H12
白岡町	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	県内(岩槻市、春日部市、蓮田市、宮代町、杉戸町、庄和町)	H8
	災害時における相互応援に関する協定書	県内(久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、菖蒲町、他3町)	H12
菖蒲町	災害時における相互応援に関する協定書	県内(久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、他3町)	H12
栗橋町	災害時における相互応援に関する協定書	県内(久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、菖蒲町、他3町)	H12
鷺宮町	災害時における相互応援に関する協定書	県内(久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、他3町)	H12
杉戸町	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	県内(岩槻市、春日部市、蓮田市、宮代町、白岡町、庄和町)	H8
	災害時における相互応援に関する協定書	県内(久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、他3町)	H12
松伏町	災害対策に関する相互応援及び協力に関する協定書	県内(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市)	H8
庄和町	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	県内(岩槻市、春日部市、蓮田市、宮代町、白岡町、杉戸町)	H8
	災害時における相互応援に関する覚書	県内(春日部市)	S62
	アヤメサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書	県外(34自治体)	H12

※ 県消防防災課資料

(2) 災害時応援協定一覧表（民間との協定） H17年9月現在

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
さいたま市	赤帽首都警衛自動車運送協同組合	災害時における輸送業務	H10
	大正製薬(株)大宮工場	災害時における井戸水の供給	H10
	高田製薬(株)	災害時における井戸水の供給	H10
	(株)小山本家酒造	災害時における井戸水の供給	H10
	大浦酒造(株)	災害時における井戸水の供給	H10
	(社)ジャパンケネルクラブ	災害救助犬の出動	H11
	さいたま葬祭協同組合	災害時における棺等の供給協力	H11
	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における資機材、消耗品の提供、施設の提供	H12
	浦和ロイヤルパインズホテル	一時収容場所の提供(災害時要援護者)	H12
	浦和東武ホテル	帰宅困難者への一時収容場所の提供	H12
	浦和フジトンホテル	帰宅困難者への一時収容場所の提供	H12
	ホテルメッツ浦和	帰宅困難者への一時収容場所の提供	H12
	ホテルニュー埼玉	帰宅困難者への一時収容場所の提供	H12
	プラザホテル浦和	帰宅困難者への一時収容場所の提供	H12
	公立学校共済組合埼玉支部	一時収容場所の提供(災害時要援護者)	H14
	ラフレさいたま	帰宅困難者への一時収容場所の提供	H14
	ホテルブリランテ武蔵野	帰宅困難者への一時収容場所の提供	H14
	(財)埼玉県労働者福祉センター	災害時における、派遣職員等への施設提供	H14
	さいたま市建設業協会	災害時における応急復旧業務・工事	H15
	(社)浦和医師会	災害時の医療救護活動	H15
	(社)大宮医師会	災害時の医療救護活動	H15
	(社)さいたま市与野医師会	災害時の医療救護活動	H15
	生活協同組合さいたまコープ	災害時における応急生活物資の供給	H15
	(社)岩槻医師会	災害時の医療救護活動	H17
川越市	埼玉冷蔵倉庫(株)	災害時における氷の供給及び備蓄品の保管	S61
	(社)川越市医師会	災害時の医療救護活動	S61
	(株)クラヤ三星堂川越営業所	災害用医薬品等備蓄供給業務	S62
	(株)スズケン川越支店	災害用医薬品等備蓄供給業務	S62
	アルフレッサ(株)川越南支店	災害用医薬品等備蓄供給業務	S62
	西武米穀(株)	災害時等における精米の優先供給	H05
	伊藤米穀(株)	災害時等における精米の優先供給	H05
	いるま野農業協同組合	災害時等における精米の優先供給	H05
	朝日航洋(株)	災害時におけるヘリコプターの優先利用	H06
	(株)セレスポ	震災時における緊急設備支援	H08
	朝日自動車(株)	災害時の情報提供等	H09
	川越乗用自動車(株)	災害時の情報提供等	H09
	西武ハイヤー(株)	災害時の情報提供等	H09
	練馬タクシー(株)	災害時の情報提供等	H09
	富士見ハイヤー(有)	災害時の情報提供等	H09
	三共交通(有)	災害時の情報提供等	H09
	川越交通(有)	災害時の情報提供等	H09
	初雁交通(株)	災害時の情報提供等	H09
	東上ハイヤー(株)	災害時の情報提供等	H09
	川越西郵便局	災害時における相互協力	H09
	(社)埼玉県LPガス協会川越支部	災害時におけるLPガスの優先供給等	H10
	川越公園管理事務所	災害時における防災施設の運営	H10
	(社)埼玉県トラック協会川越支部	災害時における物資の輸送	H12

災害協定について考える

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
川越市	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時における飲料水の優先供給等	H16
	(社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	災害時における民間賃貸住宅の提供支援	H17
熊谷市	(株)八木橋	応急生活物資の優先供給及び運搬	H08
	くまがや農業協同組合	応急生活物資の優先供給及び運搬	H08
川口市	東京ガス浦和営業所	都市ガスに起因する災害の防止及び被害の軽減	S56
	埼玉県トラック協会川口支部	災害時における緊急輸送車両の借上げ	S59
	川口市建設協会	災害時における緊急輸送車両の借上げ	S59
	川口郵便局(市内の全郵便局)	災害寄付金の料金免除・施設の避難場所等としての提供・郵便局自転車の提供・収集した被災者の避難先、被災情報の提供・臨時郵便差出箱の避難所への設置等	H09
	赤帽首都運送自動車運送協同組合埼玉県市部	災害活動の必要とする車両が不足した場合、業務の協力	H10
	川口米穀販売協同組合	災害時における優先的な食糧供給	H11
	(株)ナンブ	災害時における優先的な食糧供給	H11
	日本マタイ(株)東京工場	災害時における優先的な食糧供給	H11
	協同組合川口給食センター	災害時における優先的な食糧供給	H11
	(株)サンフレッセ	災害時における優先的な食糧供給	H11
	(株)トウエイ	災害時における優先的な食糧供給	H11
	(有)鳳月堂	災害時における優先的な食糧供給	H11
	(有)ユウディベーカリー	災害時における優先的な食糧供給	H11
	(株)ティジイ	災害時における優先的な食糧供給	H11
	(有)メルヘン	災害時における優先的な食糧供給	H11
	埼玉県麵業協同組合川口支部	災害時における優先的な食糧供給	H11
	(株)五十和	災害時における優先的な食糧供給	H11
行田市	森乳業(株)	応急食品の供給	H10
	朝日食品工業(株)	応急食品の供給	H10
秩父市	(社)埼玉県建設業協会秩父支部	災害時の応急対策工事	H08
	秩父郵便局(秩父市内郵便局代表)	災害救助法適用時における郵便及び為替貯金並びに簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策、施設及び用地の提供、被災市民の避難先及び被災状況の情報提供、避難地における臨時郵便差出箱の設置	H10
	秩父市給排水設備指定工事店組合	災害備蓄に関する協定	H17
	秩父市給排水設備指定工事店組合	災害時における上下水道施設復旧に関する協定	H17
	三国コカ・コーラボトリング(株)秩父支店	災害時における救援物資提供に関する協定	H17(予定)
	建設埼玉秩父支店秩父市災害救助隊	災害時の仮説住宅の建設	H17(予定)
所沢市	(株)セレスボ	震災時における避難所開設に必要な設備の緊急支援	H08
	埼玉県米穀小売商組合所沢支部	災害時の応急米穀の供給	H10
	埼玉県LPガス協会所沢支部	災害時のLPガス応急燃料等の調達	H10
	(株)シティケーブルネット	災害時におけるケーブルテレビによる災害情報の緊急放送	H11
	(社)埼玉県トラック協会所沢支部	災害時における人員及び物資等の輸送	H11
	(株)エフエム茶笛	災害時の緊急放送	H14
	(株)西友	災害時における生活必需物資の供給	H14
	いるま野農業協同組合	災害時における生活必需物資の供給	H15
	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時における飲料水等の供給	H17
飯能市	日本水道協会埼玉県支部西部地区	災害時における役務の提供、緊急援助物資の調達、その他必要な措置	S54
	埼玉県トラック協会飯能支部	災害時における緊急輸送、事業用自動車の調達	H11
	飯能土木工友会	災害時における応急作業に必要とする人員、資機材等、場所、期間	H14
	飯能ケーブルテレビ	災害時における緊急放送	H16
加須市	ジャパンヘリコプターサービス(株)	被災状況調査、物資輸送等のヘリコプター優先利用	H09
	加須市防災協力建設安全協議会	市の行なう災害対策の支援	H09
	加須郵便局	郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策、施設・用地の提供、被害状況の情報の相互提供	H10
	加須市アマチュア無線クラブ	災害時の情報収集・伝達	H12

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
加須市	本庄市アマチュア無線クラブ	災害時の情報収集・伝達	H12
	渋川市アマチュア無線非常通信協議会	災害時の情報収集・伝達	H12
	加須市歯科医師会	災害時の救護、歯科治療	H12
	ブリヂストンフローテック(株)	災害時の市指定避難場所	H13
	加須第一ホテル	災害時の市指定避難場所	H13
	加須センターホテル	災害時の市指定避難場所	H13
	アイビーポウル	災害時の市指定避難場所	H13
	(株)並木製作所	災害時の市指定避難場所	H13
	JAほくさい水深支店	災害時の市指定避難場所	H13
	JAほくさい大桑支店	災害時の市指定避難場所	H13
	JAほくさいかぬ北支店	災害時の市指定避難場所	H13
	平成国際大学	災害時の市指定避難場所	H13
本庄市	アピタ本庄店	保有商品の優先的供給及び運搬	H08
	JA埼玉ひびきの	保有商品の優先的供給及び運搬	H08
	本庄市児玉郡医師会	保有医薬品等の優先的供給及び運搬	H08
	本庄郵便局	避難場所、物資集積場所等の相互協力	H09
	本庄市自動車整備組合災害時協力隊	保有車両等の優先使用及び防災用品の運搬	H11
	(社)本庄市児玉郡医師会	医療救護活動	H12
	本庄市児玉郡歯科医師会	医療救護活動	H12
	本庄市アマチュア無線クラブ	災害時の情報伝達	H12
	渋川市アマチュア無線非常通信協議会	災害時の情報伝達	H12
	(社)埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部	民間賃貸住宅への迅速な入居確保	H16
	三国コカ・コーラボトリング(株)	自動販売機の機内在庫製品の無償提供及び飲料水の優先的な安定供給	H17
東松山市	本田航空(株)	ヘリコプター等賃貸借契約書	H07
	(有)ダイイチ交通	災害時情報連絡活動協力に関する協定書	H08
	イグチ交通(株)	災害時情報連絡活動協力に関する協定書	H08
	観光タクシー(有)	災害時情報連絡活動協力に関する協定書	H08
	(有)東松山交通	災害時情報連絡活動協力に関する協定書	H08
	東松山郵便局	東松山郵便局・東松山市間の協力に関する覚書	H10
	JARL東松山アマチュア無線クラブ	災害時の情報伝達に関する協定書	H11
	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時における救援物資提供に関する協定書	H17
春日部市	東武運輸(株)	災害時における車両貸与の協力	S53
	春日部・庄和米穀小売商組合	災害時における米穀の協力	S53
	(株)イトーヨーカドー	災害時における生活物資の協力	S53
	埼玉県石油商業組合	災害時における燃料供給の協力	S53
	(株)ニッカ食品	災害時における食糧の協力	S56
	(株)桃屋春日部工場	災害時における食糧の協力	S56
	東彩ガス(株)	災害時における燃料供給及び物資の協力	S56
	(株)マルヤ本部	災害時における食糧及び生活物資の協力	S56
	(株)東武ストアー	災害時における食糧及び生活物資の協力	S56
	春日部・庄和地区プロパンガス保安協会	災害時における燃料供給及び物資の協力	S61
	ロビンソン百貨店春日部	災害時における食糧及び生活物資の協力	S63
	春日部市建設業協会	車道部分、歩道部分、排水口の汚泥及び障害物の除去	H04
狭山市	春日部市建設業協会	災害時における道路、河川、橋梁等の修理及び障害物の除去	H16
	味の一醸造(株)	井戸水の供給 容器の提供	H08
	本田技研工業(株)埼玉製作所	井戸水・備蓄食糧の供給 避難所・救護所の指定 消防水利の使用	H08
	柳川精機(株)狭山工場	災害時における井戸水の供給に関する協定	H08

災害協定について考える

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
狭山市	(株)コーセー狭山事業所	災害時における井戸水の供給に関する協定	H08
	狭山精密工業(株)	災害時における井戸水の供給に関する協定	H08
	(株)山本製作所入間川事業所	災害時における井戸水の供給に関する協定	H08
	(株)ゼクセル狭山工場	災害時における井戸水の供給に関する協定	H08
	東京ゴルフ俱楽部	災害時における井戸水の供給に関する協定	H08
	本田技研工業(株)輸入車管理センター	災害時における井戸水の供給に関する協定	H08
	(株)鷺宮製作所狭山事業所	災害時における井戸水の供給に関する協定	H08
	(株)サンワ狭山工場	災害時における井戸水の供給に関する協定	H08
	(株)武蔵カントリー俱楽部	災害時における井戸水の供給に関する協定	H08
	埼玉第一交通グループ	情報提供	H08
	入間川タクシー(有)	情報提供	H08
	狭山市食品衛生協会	保有食料品の供給 仕出し弁当の供給 炊き出しへの協力	H09
	(株)セレスポ	避難所の設備支援	H09
	狭山郵便局	施設・用地の相互提供 情報の相互提供 災害特別事務取扱い	H09
	(社)狭山市医師会他3社	災害時の医療救援活動	H10
	狭山ケーブルテレビ(株)	緊急放送 災害情報の放送	H11
	エフエム入間放送(株)	災害情報の放送	H11
	財団法人埼玉県トラック協会 鍛能支部	災害時の緊急輸送	H11
	(株)マイカル	応急食糧の供給 生活必需物資の供給	H13
	(株)ダイエー	応急食糧の供給 生活必需物資の供給	H13
	(株)ヤオコー	応急食糧の供給 生活必需物資の供給	H13
	(株)マルエツ	応急食糧の供給 生活必需物資の供給	H13
	(株)西友	応急食糧の供給 生活必需物資の供給	H13
	いるま野農業協同組合	応急食糧の供給 生活必需物資の供給	H13
	(株)三国コカ・コーラボトリング埼玉支社	飲料水の優先的な安定供給 メッセージボードによる災害時の情報提供	H17
羽生市	羽生市米穀商業協同組合	災害時における保有商品の優先供給	H03
	羽生菓子商工組合	災害時における保有商品の優先供給	H03
	プロパンガス協会北部支部	災害時における保有商品の優先供給	H03
	綿寝具工業組合羽生支部	災害時における保有商品の優先供給	H03
	羽生市荒物産販卸商組合	災害時における保有商品の優先供給	H03
	羽生市建設業協会	災害時における保有商品の優先供給	H03
	羽生商業会	災害時における保有商品の優先供給	H03
	埼玉県石油業協同組合羽生本部羽生班	災害時における保有商品の優先供給	H03
	羽生市書店商業組合	災害時における保有商品の優先供給	H03
鴻巣市	(社)埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部	災害時におけるLPガス応急生活物資等の優先的供給及び運搬に対する協力	H09
	(株)フラワーコミュニティ放送	災害時における緊急放送の優先的実施	H10
	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時における地域貢献型自動販売機の機内在庫の製品を無償提供	H17
深谷市	さいたまコープ	保有商品の優先的供給	H08
	JA ふかや	保有商品の優先的供給	H09
上尾市	(株)イトヨーカドー上尾店	保有商品の優先的供給	H08
	(株)キンカ堂	保有商品の優先的供給	H08
	(株)小山商会北関東営業所	保有商品の優先的供給	H08
	(株)丸広百貨店上尾店	保有商品の優先的供給	H08
	上尾郵便局	施設・用地の相互提供。避難先・被災状況の情報の相互提供。郵便局は必要に応じ避難場所へ臨時郵便差出箱を設置。	H09
	赤帽首都圏自動車運送協同組合埼玉県支部	災害時における物資の輸送業務。輸送業務中に収集した各種情報の提供。	H11
	三国コカ・コーラボトリング(株)	地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫飲料水の無償提供。飲料水の優先的な安定供給。	H15
	(社)埼玉県LPガス協会大宮支部上尾伊奈地区会	LPガス等の供給等	H17

災害協定について考える

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
草加市	草加萬葉商組合	災害時における食料供給の協力	S57
	(株)西友ストアー草加店	災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力	S57
	(株)イトーヨーカ堂新田店	災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力	S57
	(株)稻毛墨草加谷塚店	災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力	S57
	草加米商組合いなほ会	災害時における米穀等の供給	S61
	(株)三共消毒大宮営業所	水害発生時における消毒作業	S62
	埼玉県害虫防除事業協同組合	水害発生時における消毒作業	S62
	草加市農業青年会議所	水害発生時における消毒作業	S62
	草加市造園業協力会	水害発生時における消毒作業	S62
	草加市管工事業協同組合	地震災害時の応急給水及び復旧工事	H10
	埼玉県石油商業組合草加支部	災害時における燃料等の供給	H10
	ダイキン工業(株)東京支社、中根町会、弁天町会、松江自治会、松江中央町会、松江弁天町会	災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力	H12
	学校法人獨協大学越谷校	災害時における応急活動の協力	H14
越谷市	(株)佐々商店	食料品等の供給	S51
	埼玉県米穀小売商業組合越谷支部	精米等の供給	S51
	(株)イトーヨーカ堂越ヶ谷店	生活必需品等の供給	S51
	(株)イトーヨーカ堂せんげん台店	生活必需品等の供給	S51
	越谷市建設業協会	道路・橋梁等の応急修理及び障害物の除去	S51
	越谷松伏LPガス協議会	LPガス等の供給	S51
	埼玉県石油商業組合越谷支部	燃料等の供給	S56
	越谷萬葉商組合	そば等の主食の供給	S56
	(株)フレック関東	冷凍食品の供給	S56
	埼玉県トラック協会越谷支部	被災者及び救援物資の輸送に伴う車両提供	S56
	越谷建設推進協同組合	応急仮設住宅の設置及び応急修理	S57
	越谷木材商組合	材木等の供給	S58
	越谷市農業協同組合	物資等の供給	S59
	越谷中華料理組合	中華料理等の主食の供給	S59
	(社)越谷市医師会	医療救援活動	H元
	(株)マイカル せんげん台サティ	生活必需品等の供給	H03
	越谷流通団地運営協議会	医薬品・保管倉庫・輸送・自転車・住宅資材・食料品及び生活必需品等の供給	H07
	ワタキューセイモア船東京支店	紙おむつ・寝具・介護用品等の供給	H08
	建設埼玉東部地区本部越谷支部	応急仮設住宅の設置及び応急修理	H08
	建設埼玉東部地区本部越北支部	応急仮設住宅の設置及び応急修理	H08
	建設埼玉東部地区本部蒲生支部	応急仮設住宅の設置及び応急修理	H08
	越谷市薬剤師会	医薬品等の供給	H09
	(社)越谷市歯科医師会	歯科医療救援活動	H10
	新日本ヘリコプター(株)	被害状況調査、物資輸送、その他救援活動	H11
	越谷市災害対策連携協議会	災害時の予防活動、応急活動、復旧活動等の実施	H12
	(株)東急ストア北越谷店	生活必需品等の供給	H14
	三国コカ・コーラボトリング(株)	飲料水等の供給	H17
蕨市	富士パン粉工業(株)	応急食品の調達(食パン)	H07
	(株)セレスポ	避難所開設設備の提供	H08
	蕨郵便局	災害非常事態取扱(郵便、為替貯金、簡保)、施設用地の提供、情報収集及び交換、避難所への臨時郵便差出箱の設置等	H10
戸田市	戸田米穀協同組合	災害時における応急食料の供給に関する協定書	S56
	(株)神戸屋	災害時における応急食料の供給に関する協定書	S56
	海洋商船(株)	災害時における人員及び緊急物資等の輸送に係る船舶の調達に関する覚書	H12
	戸田市建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	H13

災害協定について考える

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
戸田市	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時における救援物資提供に関する協定書	H17
入間市	(株)エフエム茶笛	地震時の災害発生状況の方法。避難所の開設、食糧の供給情報の放送。市民の安否情報及び被害	H09
	入間市災害対策協会	崖崩れ等の応急対策。幹線道路等の応急対策。河川は溢水の防御。	H09
	入間市内郵便局	郵便局施設及び用地の物資集積場所の提供。避難場所への臨時郵便差出箱設置。郵便、為替、貯金及び簡易保険の特別事務。	H09
	(株)東リース入間営業所	発電機の優先的な供給。使用場所までの搬送と引き上げ。	H10
	NPO法人日本救助犬協会	災害時の命人命検索活動のための出動。防災訓練への参加。出動した場合の指揮に関すること。	H10
	(社)埼玉県トラック協会いるまの支部	災害時の人員、物資等の輸送の優先的利用。輸送活動に伴う運賃料金等。災害時相互応援協定市等への摘要。	H11
	オリックス・レンタカー(株)	災害時のレンタカーの優先利用。	H12
	入間ガス(株)	LPGガスの優先供給。平常時からの優先供給品の確保。	H12
	(社)埼玉県LPG協会西部支部入間地区会	LPGガスの優先供給。平常時からの優先供給品の確保。	H12
	(社)入間市医師会	医療救護班の派遣。傷病者に対する応急措置。	H12
桶ヶ谷市	入間市薬業会	災害時における医薬品、乳幼児用品の優先供給。	H12
	JAいるま野	災害時における食料品の優先供給。	H12
	フジパン(株)武藏工場	災害時における食料品の優先供給。	H12
	山田食品産業(株)入間工場	災害時における食料品の優先供給。	H12
	埼玉県石油業協同組合	灯油、ガソリン等の優先供給。	H12
	埼玉県石油商業協同組合	灯油、ガソリン等の優先供給。	H12
	埼玉県レスキューサポートバイクネットワーク	災害時における情報収集。災害時における緊急物資等の搬送。	H12
	本田航空(株)	災害時に航空機優利用。	H13
	(株)セレスポ埼玉支店	災害時における緊急設備支援。	H17
	NPO法人給合生活環境支援センター	大規模災害時における仮設トイレの手配及び生活水搬送、し尿・生ゴミ・災害廃棄物の処理に関する協定。	H17
朝霞市	サントリーフーズ(株)埼玉支店	災害発生時又は発生する恐れがある場合における飲料水等の優先供給。	H17
	鳩ヶ谷市水道工事工業協同組合	水道施設、並びに関連する給水装置の復旧工事等の協力	H08
	日本錆鉄管株式会社	復旧に必要とする水道器材の供給、又はあっせん	H08
志木市	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部	災害時の物資の緊急輸送	H12
	朝霞郵便局	郵便局施設及び資機材の提供、避難所の臨時ポスト設置用地の提供等	H09
	富士写真フィルム(株)朝霞研究所	所有する井戸水の供給支援	H09
	積水化学工業(株)東京工場	所有する井戸水の供給支援	H09
	朝霞伸管工業(株)	所有する井戸水の供給支援	H09
	(株)本田技術研究所朝霞研究所	所有する井戸水の供給支援	H09
	あさか野農業協同組合	応急生活物資の調達及び供給等	H11
	(株)セレスポ	避難所用テント設備の提供	H12
	(社)埼玉県エルピーガス協会朝霞支部朝霞地区	LPGガス応急対応に関する協定	H14
	三国コカ・コーラボトリング(株)	飲料水の調達及び供給	H17
和光市	志木市建設業防災協力会	災害時の道路及び河川の緊急工事及び可搬式ポンプの運転業務	S62
	生活協同組合さいたまコープ	保有商品等の優先供給及び運搬	H08
	サミット(株)	応急生活物資供給の協力	H09
	フォーシーズンズ志木管理組合((株)志木都市開発)	防災施設の災害時使用	H12
	(財)和光市学校給食協会	災害救助法に基づく災害時における給食の炊き出し応援に関する協定	H08
	和光市建設協会	大災害時の道路橋梁、家屋倒壊等の応急復旧を行うための「災害時における災害復旧工事に関する協定」	H08
	和光市上下水道組合	大災害時の上下水道の応急復旧を行ったための「災害時における災害復旧工事に関する協定」	H08
	和光市燃料業(ガソリンスタンド)組合	大規模災害時の応急対策に要する燃料供給とする「災害時における災害復旧工事用の燃料供給に関する協定」	H08

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
和光市	和光市内生コン製造業者 (有)有山商店、柳下生コン(株)	コンクリートミキサー車の積載水を消火活動に活用するための「災害における消火活動業務に関する協定」	H09
	和光市商工会	災害時における道路・河川の応急復旧・救助活動・資機材の貸与などの「災害時における災害復旧工事に関する協定」	H15
	NPO法人日本救助犬協会	災害時における人命救助活動に要する救助犬出動とする「救助犬の出動に関する協定」	H15
	独立行政法人理化学研究所	災害時における災害対策に関する一時避難場所としての空地の使用・医療関係等の職員による救助及び応急手当の協力・医療品等の物資の提供する「災害時における災害対策に関する協定」	H16
	本田技研工業(株)和光ビル	災害時における災害対策に関する敷地内にある井戸の災害用としての使用及び一時避難場所としての空地を使用する「災害時における災害対策に関する協定」	H16
	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	災害時における災害対策に関する一時避難場所としての空地の使用・医療関係等の職員による救助及び応急手当の協力・医療品等の物資の提供する「災害時における災害対策に関する協定」	H16
	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時における被災者救援による飲用水の供給及びメッセージボード使用による「災害時における救援物資の提供に関する協定」	H17(予定)
新座市	新座市米穀小売商組合	米穀類の調達	H元
	あさか野農業協同組合	食料等の調達	H元
	(株)いなげや	食料等の調達	H元
	朝霞地区菓業会新座支部(片山地区)	医療品の調達	H元
	朝霞地区菓業会新座支部(大和田地区)	医療品の調達	H元
	新座地区LPガス協会	LPガスの調達	H元
	片山地区LPガス協会	LPガスの調達	H元
	大木伸耕工業(株)	災害時における飲料水・生活用水の供給	H03
	サンケン電気(株)	災害時における飲料水・生活用水の供給	H03
	凸版印刷(株) 商印事業本部朝霞工場	災害時における飲料水・生活用水の供給	H03
	(有)和か葉	食料等の調達	H03
	(株)武蔵野	食料等の調達	H03
	不二家(株)埼玉工場	食料等の調達	H03
	福神(株)	医療品の調達	H03
	(株)東京ドーム後楽園スイミングスクール ひばりが丘	災害時における飲料水・生活用水の供給	H10
	(有)新座給食センター	食料等の調達	H10
	(株)鳴浜リース	重機類等の調達	H10
	新座郵便局	相互協力	H10
鶴川市	アマチュア無線クラブ	情報の收集・伝達	H10
	三国コカ・コーラボトリング(株)	飲料水の供給	H17
	三国フーズ(株)	飲料水の供給	H17
	(社)埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部	災害等が発生した場合に被災した地域住民(避難所等)にLPガス等の供給	H09
	東日本旅客鉄道(株)	台風等の自然災害や設備故障等により2時間以上高崎線が運転を見合わせているとき、利用者にこの事を周知し混乱を未然に防ぐために、JRの要請に基づき放送する。	H15
	(社)埼玉県トラック協会鴻巣支部	地震等が発生したとき、物資輸送における輸送車両の優先的利用を図る。	H17
	関東食糧(株)	地震等が発生したとき、物資の安定供給を図る。	H17
久喜市	本田航空(株)	地震等が発生したとき、航空機を優先的に使用し、災害状況調査・市内広報・物資輸送・救援活動等を図る。	H17
	三国コカ・コーラボトリング(株)	地震等が発生したとき、物資の安定供給を図る。	H17
	ウイズウェイストジャパン	事業者に起因する消防防災等に関する対策及び公害防止を確保する。	H12
北本市	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時における飲料水等の安定供給を確保する。	H17
	(社)埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部	災害等が発生した場合に被災した地域住民(避難所等)にLPガス等の供給	H09
	北本郵便局	被災情報の提供	H09
	本田航空(株)	災害等が発生した場合に航空機の優先利用より被災状況調査、物資輸送、救援活動等の災害対策を円滑に行う。	H10

災害協定について考える

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
北本市	東京電力(株)	災害時や事故による電力設備への被害により停電事故が発生し、停電が広範囲又は長時間にわたる場合に、防災行政無線により住民に周知することで、混乱等を未然に防止することを目的とする。	H11
	三国コカ・コーラボトリング(株)	①災害発生時に自販機内の在庫飲み物を無償提供 ②災害発生時にミネラルウォーター等の優先的な供給 ③地域貢献型自販機のメッセージボードに災害情報等を流す	H16
	北本市総合建設業協会	災害発生時における倒壊建物、損壊道路の片付け等の災害復旧関係工事を迅速に行い、災害対策を円滑に行なう。	H16
	北本市建設業協会	災害発生時における倒壊建物、損壊道路の片付け等の災害復旧関係工事を迅速に行い、災害対策を円滑に行なう。	H16
八潮市	(株)セレスポ	災害時における緊急設備支援に関する協定書	H08
	フジパン(株)東京工場	緊急時における食糧品の供給に関する協定書	H09
	イオン(株)ジャスコ八潮南店	緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書	H09
	埼玉県トラック協会草加支部	緊急時における輸送業務に関する協定書	H10
	八潮市建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	H12
	八潮市薬剤師会	緊急時における医薬品等の供給に関する協定書	H13
	さいかつか農業協同組合	緊急時における物資等の協力に関する協定書	H17
富士見市	東上ハイヤー	災害時における災害に関する情報の提供	H08
	ダイヤモンド交通	災害時における災害に関する情報の提供	H08
	三和富士交通	災害時における災害に関する情報の提供	H08
	みずほ昭和	災害時における災害に関する情報の提供	H08
	鶴瀬交通	災害時における災害に関する情報の提供	H08
	川越乗用自動車	災害時における災害に関する情報の提供	H08
	三芳郵便局	災害時における避難場所及び物資集積場所の提供、情報提供、避難所への臨時郵便差出箱の設置等	H09
	富士見市内郵便局	災害時における避難場所及び物資集積場所の提供、情報提供、避難所への臨時郵便差出箱の設置等	H09
	(株)セレスポ	災害時における避難所テント設備の提供	H14
	埼玉県石油業協同組合入間東部支部富士見班	災害時におけるガソリン等燃料の優先供給	H14
	(社)埼玉県エルピーガス協会朝霞支店富士見地区	災害時におけるLPガス等応急物資の優先供給	H14
	特定非営利活動法人日本救助犬協会	災害時における人命捜索活動	H17
	三国コカ・コーラボトリング(株)埼玉西販売部朝霞支店	災害時における飲料水の優先供給	H17
	ダイヤモンド交通	災害時の情報連絡活動協力に関する協定書	H08
	三和富士	災害時の情報連絡活動協力に関する協定書	H08
上福岡市	みずほ昭和	災害時の情報連絡活動協力に関する協定書	H08
	鶴瀬交通	災害時の情報連絡活動協力に関する協定書	H08
	川越乗用	災害時の情報連絡活動協力に関する協定書	H08
	東上ハイヤー	災害時の情報連絡活動協力に関する協定書	H08
	上福岡郵便局	預貯金・簡易保険の特別事務の取り扱い、郵便局施設の提供等	H10
	(株)セレスポ	災害時における緊急設備支援に関する協定書	H10
	川越浴場組合福湯会	災害時における生活用水の確保及び供給に関する協定書	H10
	埼玉葬祭業協同組合	災害時における靈柩車・棺等葬祭用品の協力に関する協定書	H10
	全国靈柩自動車協会	災害時における靈柩車・棺等葬祭用品の協力に関する協定書	H10
	西武通運	西武通運との学校給食配達用車両の使用に関する協定書	H11
	住友信託銀行	災害時緊急避難経路等に関する協定書	H11
	イトーヨーカ堂	災害時緊急避難経路等に関する協定書	H11
	東武ストア	災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書	H11
	イトーヨーカ堂	災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書	H11
	市内のガソリンスタンド	災害時の自動車等燃料の優先供給	H12
	(株)協和清掃運輸	災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定	H12
	(社)秋桜園	災害時における災害弱者の緊急受入に関する協定	H12

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
三郷市	三郷市米穀組合	災害時における米穀供給	H08
	三郷市輸送協議会	災害時における応急輸送協力	H09
	吉川地区グリーントラック交通安全協議会	災害時における応急輸送協力	H09
	三郷市建設業協会	災害時における公共土木施設の応急修理及び障害物の除去等の協力	H09
	三郷農組合	災害時における応急仮設住宅の設置等	H09
	ラパーク長崎屋三郷店	災害時における食料及び生活必需品供給	H09
	マイカル三郷サティ	災害時における食料及び生活必需品供給	H09
	第一屋製パン(株)金町工場	災害時における食パン等の供給	H09
	三郷市衣料品組合	災害時における衣料品供給	H09
	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時における救援物資提供	H17
蓮田市	さいかつ農業協同組合	緊急時における物資等の協力	H17
	蓮田市農業協同組合	米穀の優先的供給	H08
	埼玉県LPガス協会南埼支部	LPガスの優先的供給	H08
	埼玉県清掃行政研究協議会	一般廃棄物処理のための相互応援協力	H09
	東京電力(株)上尾営業所	広域停電事故の場合の防災行政無線使用	H11
	蓮田高等学校	蓮田高校防災用施設の使用と食糧等の供給	H12
	蓮田市薬剤師会	医薬品及び医療衛生材料の優先的供給	H13
坂戸市	埼玉県トラック協会久喜支部	災害発生時又は発生する恐れのある場合における人員及び物資等の輸送	H17
	坂戸郵便局	相互応援	H08
	いるま野農業協同組合	生活物資供給等	H11
	三国コカ・コーラボトリング(株)	飲料水供給等	H16
	(社)坂戸鶴ヶ島医師会	医療救護活動	H16
	坂戸アマチュア無線クラブ	情報収集・伝達	H16
幸手市	NPO法人 犬の総合教育社会化推進機構	災害救助犬による人命捜索	H16
	(社)埼玉県トラック協会久喜支部	災害時の人員・物資等の輸送	H16
	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時の飲料水の確保	H17
鶴ヶ島市	坂戸郵便局	施設及び用地の提供、情報提供、避難所への臨時郵便差出箱の設置	H09
	鶴ヶ島市内郵便局	施設及び用地の提供、情報提供、避難所への臨時郵便差出箱の設置	H09
	生活協同組合さいたまコープ	応急生活物資の調達、ボランティア活動への支援	H10
	(社)坂戸鶴ヶ島医師会	医療救護班の派遣	H16
	三国コカ・コーラボトリング(株)	飲料水の調達など	H16
	関東食品(株)埼玉支店	食糧の調達	H16
日高市	(株)セレスボ	災害時における避難所用テント設備の設置支援	H08
	日高郵便局	施設及び用地の提供、情報提供、避難所への臨時郵便差出箱の設置	H09
	丸美屋食品工業(株)	災害時における食糧品の優先供給	H11
	(社)埼玉県トラック協会 いるま野支部日高地区	災害時における人員及び物資の輸送	H11
	いるま野農業協同組合	災害時等における食糧品の優先供給	H12
	(株)ヤオコー	災害時等における食糧品の優先供給	H12
	(株)丸広百貨店	災害時等における食糧品及び生活必需品の優先供給	H12
	日高市総合建設業協会	緊急時における応急対策の協力	H13
吉川市	埼玉県石油商業協同組合吉川支部	自動車等の燃料補給	S60
	ライフストア	保有商品の提供	S60
	カマニ	保有商品の提供	S60
	タジマ	保有商品の提供	S60
	吉川薬業会	医薬品の提供	S60
	吉川郵便局	臨時郵便箱設置・災害特別事務取り扱い並びに援護対策	H09
	吉川地区グリーントラック交通安全協議会	物資輸送・車両提供	H10
	吉川市建設協力会	応急修理及び障害物除去等	H16

災害協定について考える

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
吉川市	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害情報及び飲料水提供	H17
	JAさいかつ農協	食料・物資の提供	H17
吹上町	(社)埼玉県LPガス協会鴻巣支部	ランニングストックしてある商品の優先供給及び運搬	H09
	(社)埼玉県看護協会	災害時に施設(埼玉県高齢者介護研修センター)を医療教護施設として開設する	H14
大井町	吹上町建設業協会	災害時における応急対策活動	H15
	大井町医師会	災害時の医療救護活動支援	S62
	大井町災害対策協会	災害時の復旧協力	H04
大井町他2市1町	大井町商工会	災害時の応急生活物資の調達	H06
	東上ハイヤー他5社	災害に関する情報の提供	H08
大井町	(株)セレスポ	避難所用テント設備の供給	H11
三芳町	東入間警察署タクシー連絡協議会	災害時の情報収集	H08
	埼玉県清掃行政研究協議会	災害時における一般廃棄物処理	H09
	三芳郵便局	災害時における郵便・貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱等	H09
	(株)セレスポ	震災時における避難所用テント・設備等支援	H17
毛呂山町	越生郵便局	郵便事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策、施設及び用地の避難場所物資集積場所等としての提供、収集した被災民の避難先及び被災状況の情報提供、臨時郵便差出箱の避難所への設置等	H09
越生町	越生郵便局	郵便事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策、施設及び用地の避難場所物資集積場所等としての提供、収集した被災民の避難先及び被災状況の情報提供、臨時郵便差出箱の避難所への設置等	H09
嵐山町	埼玉葬祭業協同組合	災害時における靈柩車及び棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	H12
	(社)全国靈柩自動車協会	災害時における靈柩車及び棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	H12
小川町	小川町食品衛生協会	保有食料品の供給、仕出し弁当等の供給、炊き出しへの協力	H12
	埼玉葬祭業協同組合	靈柩車及び棺等葬祭用品の供給等	H12
	(社)全国靈柩自動車協会埼玉県支部	靈柩車及び棺等葬祭用品の供給等	H12
都幾川村	埼玉葬祭業協同組合	災害時における靈柩車及び棺等葬祭用品の供給等	H12
	(社)全国靈柩自動車協会	災害時における靈柩車及び棺等葬祭用品の供給等	H12
玉川村	埼玉葬祭業協同組合	靈柩車及び棺等葬祭用品の供給	H12
	(社)全国靈柩自動車協会	靈柩車及び棺等葬祭用品の供給	H12
川島町	本田航空(株)	災害時の航空機による被災状況調査、物資輸送、その他救援活動等優先利用	H07
吉見町	吉見町料理飲食店組合	保有商品等の優先供給	H12
	吉見町食品衛生協会	保有商品等の優先供給	H12
鳩山町	アルフレッサ(株)	災害時の医薬品備蓄及び供給業務委託	H10
皆野町	皆野町料飲旅館組合店	災害時における炊き出しの協力	H07
長瀬町	長瀬郵便局	郵便事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策、施設及び用地の避難場所物資集積場所等としての提供、収集した被災民の避難先及び被災状況の情報提供、臨時郵便差出箱の避難所への設置等	H09
東秩父村	埼玉葬祭業協同組合	靈柩車及び棺等葬祭用品の供給等	H15
	(社)全国靈柩自動車協会	靈柩車及び棺等葬祭用品の供給等	H15
美里町	美里郵便局	郵便・為替貯金等の災害特別事務取扱等	H11
	(社)本庄市児玉郡医師会	災害時の医療救護活動	H12
	本庄市児玉郡歯科医師会	医療教護班の派遣(児玉郡で一括協定締結)	H12
	キヤノン電子(株)美里事業所	災害時における避難所施設利用(協議中)	H17(予定)
	エーザイ(株)美里工場	災害時における避難所施設利用(協議中)	H17(予定)
児玉町	児玉郵便局	郵便・為替貯金等の災害特別事務取扱等	H12
	(社)本庄市児玉郡医師会	災害時の医療救護活動	H12
	本庄市児玉郡歯科医師会	医療教護班の派遣(児玉郡で一括協定締結)	H12
神川町	(社)本庄市児玉郡医師会	災害時における医療救護活動	H12
	児玉・渡瀬・青柳・丹莊郵便局	施設の避難場所等の提供、収集した被災者の避難先被災情報の提供、臨時郵便差出箱の避難所への設置等、郵便局自転車の提供	H12

市町村名	協定の相手	目的	締結年度
神川町	本庄市児玉郡歯科医師会	災害時における医療救護活動	H12
神東村	児玉清掃組	渋谷区及び神東村が地震等による災害が発生した場合における相互支援	H10
	ヤマキ醸造株式会社	渋谷区及び神東村が地震等による災害が発生した場合における相互支援	H10
	埼玉ひびきの農協神東支店	渋谷区及び神東村が地震等による災害が発生した場合における相互支援	H10
	(社)本庄市児玉郡医師会	災害時における医療救護活動	H12
	本庄市児玉郡歯科医師会	災害時における医療救護活動	H12
上里町	日本水道協会埼玉支部	救援活動	S56
	上里町郵便局	道路の損傷等の情報提供	H10
	本庄市児玉郡歯科医師会	医療救護活動	H12
	(社)本庄市児玉郡医師会	医療救護活動	H12
妻沼町	くまがや農業協同組合	生活物資の供給への協力	H16
	日清シスコ(株)	生活物資の供給への協力	H16
	日本食材(株)	生活物資の供給への協力	H16
	能美防災(株)	生活物資の供給への協力	H17
川本町	川本郵便局・本郷郵便局	郵便事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策、施設及び用地の避難場所物資集積場所等としての提供、収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報提供、臨時郵便差出箱の避難所への設置等	H12
花園町	花園町企業団災害対策協議会	災害及びその恐れのあり町職員で復旧等をすることが著しく困難なとき協力	H13
寄居町	(株)サイトー	災害時における保有商品の優先供給	H09
	寄居簡易保険保養センター	災害時における避難場所の提供	H11
	(株)ベルク	災害時における保有商品の優先供給	H16
騎西町	騎西町商工会	災害時の救援物資の調達	H06
	ほくさい農業協同組合騎西中央支店	食糧の調達	H06
南河原村	(社)行田市医師会	災害時の傷病者に対して医療救護	H13
北川辺町	ほくさい農業協同組合北川辺支店	災害時における救援物資の供給協力	H03
	北川辺町商工会	災害時における救援物資の供給協力	H03
大利根町	大利根町防災交通安全協力会	災害時における町の要請に基づき、町の行う災害対策を支援	H10
宮代町	赤帽首都運軽自動車運送協同組合埼玉県支部	災害時における救援物資の輸送業務	H09
	春日部小売酒販組合宮代支部	災害時における応急生活物資供給等の協力	H11
白岡町	(社)埼玉県トラック協会久喜支部	災害時における被災者及び救援物資の輸送業務	H17
菖蒲町	(社)埼玉県トラック協会久喜支部	災害時における被災者及び救援物資の輸送業務	H17
栗橋町	栗橋郵便局	災害時の施設、用地の提供、被災状況の情報提供、郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策等	H10
	(社)埼玉県トラック協会久喜支部	災害時の人員及び物資の輸送	H16
杉戸町	杉戸郵便局	避難場所、物資集積場所の提供	H09
	(株)東洋食品	大規模災害時における避難住民などへの給食の炊き出し	H12
	杉戸町明るい社会づくりの会	災害時における人員協力	H12
	杉戸町薬剤師会	災害時又は災害発生のおそれのある場合の医薬品等の供給	H13
	(社)埼玉県トラック協会久喜支部	災害時又は災害発生のおそれのある場合の輸送業務の提供	H17
松伏町	吉川地区グリーントラック交通安全協議会	保有商品の優先的供給	H09
	松伏町郵便局	郵便、為替貯金及び簡易保険の郵便事業等	H09
	松伏アマチュア無線クラブ	災害時における的確な情報の収集伝達	H10
	松伏町建設業協会	松伏町内における地震、風災害、その他の災害時における応急対策	H10
	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時における救援物資(飲料水)の提供	H17
	JAさいかつ	災害時における農作物及び生鮮食料品、日常生活用品等の提供	H17
庄和町	庄和町建設業組合	緊急時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去	H09
	庄和町管工事業協同組合	緊急時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去	H11

※ 各市町村防災担当部署の回答、及び埼玉県消防防災課資料によるもの

※ 市町村名は調査時点のもの。

主な参考文献等

1 書籍

NO	書名	著者(編者)名	発刊年月
1	中越大震災	長岡市災害対策本部編集	平成17年7月
2	県土整備ガイドライン	埼玉県県土整備部県土づくり企画課編集	平成16年10月
3	震災予防のまちづくり点検マップ	埼玉県環境防災部消防防災課編集	平成15年3月
4	人口・就業者・従業地の変化 —平成2年・7年国勢調査 ブロック別集計結果—	埼玉県総務部統計課	平成9年11月
5	神戸新聞		平成18年1月14日
6	防災白書	内閣府	平成17年7月
7	草加市地方防災計画(地震対策編)	草加市防災会議	平成16年3月

2 ヒアリング協力先

NO	自治体名	担当課等
1	新潟県	県民生活環境部 防災局 危機管理防災課 地域防災強化室
2	長岡市	市民生活部 危機管理防災課
3	小千谷市	総務課
4	川口町	助役

3 基調講義

NO	講師	テーマ
1	長岡技術科学大学 助教授 佐野 可寸志 氏	中越地震の被災によって明らかになった問題点

災害協定について考える

～災害協定から確かな幹へ～

【災害協定チーム】

研究員名簿

災害協定について考える

役割	所属	職名	氏名
リーダー	埼玉県 中川・綾瀬川総合治水事務所	主任	荒井 正之
サブリーダー	埼玉県 県土整備部 道路環境課	技師	安藤 暢彦
提案者 サブリーダー	草加市 建設部 建設管理課	主事	岡川 裕介
	埼玉県 浦和北高等学校	主事	赤石 晃一
	蕨市 市民生活部 自治振興課	主査	石井 雅一
	草加市 建設部 下水道課	技師	朽木 正行
	埼玉県 地域整備事務所	技師	小島 修
	埼玉県 北本県土整備事務所	主任	小林 純一

コーディネーター

彩の国さいたま人づくり広域連合 自治人材開発センター	主査	天野 圭太
	主任	小熊 孝一